平成１０年度版

環　境　の　概　要

公 害 編

厚 木 市 環 境 部

目　　　　次

1　公害行政の概要 …… 3
（1）公害行政の概要 …… 3
① 組織の推移 …… 3
② 公害関係法令の体系 …… 4
（2）公害関係法令に基づく届出等の状況 …… 5
① 県公害防止条例に基づく届出の状況 …… 5
② 騒音規制法に基づく届出状況 …… 6
③ 振動規制法に基づく届出状況 …… 7
（3）環境影響評価制度 …… 8
①制度の概要 …… 8
②環境影響評価条例に基づく事務の状況 …… 9
（4）合併処理浄化槽整備事業 …… 10
（5）広報・啓発 …… 12
①かながわ環境月間 …… 12
②公害防止研修会 …… 13
③厚木市冬期自動車交通量対策 …… 13
（6）公害苦情の状況 …… 14
①概況 …… 14
②公害苦情の発生状況 …… 15
③公害苦情の被害・処理状況 …… 18
2　大気汚染 …… 20
（1）概況 …… 20
（2）大気汚染監視測定結果 …… 22
①硫黄酸化物 …… 23
②一酸化炭素 …… 24
③炭化水素 …… 26
④浮遊粒子状物質 …… 27
⑤窒素酸化物 …… 29
⑥オキシダント …… 32
（3）自動測定機による光化学オキシダント濃度調査結果 …… 35
①玉川中学校におけるオキシダント濃度調査結果 …… 36
②北小学校における光化学オキシダント濃度調査結果 …… 37
③上荻野小学校におけるオキシダント濃度調査結果 …… 39
（4）自動測定機による窒素酸化物濃度調査結果 …… 42
①不燃物処理場跡地における窒素酸化物濃度調査結果 …… 42
②緑ケ丘小学校における窒素酸化物濃度調査結果 …… 45
（5）光化学スモッグ …… 50
①光化学スモッグ注意報発令状況 …… 51
②光化学スモッグ対策事業 …… 52
（6）酸性雨（湿性大気汚染） …… 54

3 水質汚濁 …… 55
（1）概況 …… 55
①水質汚濁に係る環境基準 …… 55
（2）河川水質調査結果 …… 56
（3）河川通日水質調査結果 …… 76
（4）工場排水調査結果 …… 82
（5）地下水水質調査結果 …… 84
4 騒音・振動 …… 85
（1）概況 …… 85
①騒音に係る環境基準 …… 85
（2）環境騒音調査結果 …… 86
（3）国道１２９号線道路交通騒音調査結果 …… 88
5 地盤沈下 …… 92
（1）概況 …… 92
（2）地盤沈下の構造 …… 93
（3）地下水採取規制地域の地質 …… 94
（4）地盤変動量調査結果 …… 94
6 悪臭 …… 99
（1）概況 …… 99
（2）規制基準 …… 99
① 悪臭防止法による規制基準 …… 99
② 神奈川県公害防止条例による規制基準 …… 100
（3）指導基準 …… 100
（4）悪臭物質と主要発生源 …… 101

資料編
公害関係用語説明（あいうえお順） …… 102

1 公害行政の概要

(1)公害の行政機構

① 組織の推移

本市の公害行政機構は、昭和44年4月の騒音規制法の施行に伴い、当時の経済商工課に公害担当が置かれたのが始まりである。

以後公害対策が重要視され、法体系も整備されるに伴い本市の機構もそれに対応し逐次拡充が図られてきており、工場排水、河川水質、大気等の調査を実施し、公害防止の指導に努めるとともに、良好な生活環境保全のため各種の調査・研究に取り組んでいる。

平成8年4月、地球環境等新しい時代の要請に応じて長期的視点に立った機構改革が行われ環境総務課として、より一層公害防止対策の推進に努めている。

公害行政機構の推移

(表－1)

年　月	職員数(課長を含む)	摘　要
昭和44年4月	3	経済部商工課に公害担当主査を置く
45年4月	4	経済部商工課に公害係を置く
46年4月	6	経済部に公害課を設置、対策係、調査係を置く
46年11月		庁舎内に公害実験室を設置
47年4月	7	経済部から生活環境部公害課へ
48年4月	8	技術職員2人増員
49年4月	8	対策係（事務3人）
		調査指導係（事務1人、技術3人）
50年7月	7	生活環境部公害課から生活経済部公害課へ
54年7月	7	生活経済部公害課から生活環境部公害課へ
56年7月	6	生活環境部公害課から環境部安全対策課へ
62年4月	6	環境部安全対策課から環境部環境保全かへ
平成 2年4月	7	事務職1人増員（技術1人、事務6人）
6年4月	7	環境政策担当課長代理を置く
7年7月	9	環境政策担当職員2人、公害対策係へ
8年4月	6	環境保全課から環境総務課へ（公害対策係5人）
9年4月	6	環境総務課長代理を置く

② 公害関係法令の体系

- 環境基本法
  - 環境基準の設定 ― 大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染について定めることとされている
  - 排出等の規制
    - 大気汚染 ― 大気汚染防止法、道路運送車両法、道路交通法、電気事業法、ガス事業法、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法等
    - 水質汚濁 ― 水質汚濁防止法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、湖沼水質保全特別措置法等
    - 土壌汚染 ― 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
    - 騒　音 ― 騒音規制法、道路運送車両方、道路交通法等
    - 振　動 ― 振動規制法、道路交通法等
    - 地盤沈下 ― 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律
    - 悪　臭 ― 悪臭防止法、化製場等に関する法律
  - 製造等の規制 ― 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、農薬取締法等
  - 廃棄等の規制 ― 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等
  - 土地利用等の規制 ― 国土利用計画法、都市計画法、建築基準法、幹線道路の沿道の整備に関する法律等
  - 公害防止計画の策定
  - 公害防止事業の推進 ― 公害防止事業費事業者負担法、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、廃棄物処理施設整備緊急措置法等
  - 事業者に対する助成 ― 環境事業団法等
  - 事業者の公害防止体制の整備 ― 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
  - 被害者の救済 ― 公害健康被害の補償等に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等
  - 紛争の処理 ― 公害紛争処理法
- 環境基本条例 ― 神奈川県生活環境の保全等に関する条例、神奈川県環境影響評価条例等

(2)公害関係法例に基づく届出等の状況

公害関係法規の整備は、昭和42年８月に制定された公害対策基本法を基に、騒音規制法（昭和43年）、大気汚染防止法（昭和43年）、水質汚濁防止法（昭和45年）、悪臭防止法（昭和46年）、振動規制法（昭和51年）が立法化され、規制が強化されてきた。神奈川県においては、昭和26年に事業場公害防止条例を、39年には公害の防止に関する条例を制定し、昭和46年３月指定工場の許可制度を取り入れた神奈川県公害防止条例が公布された。同条例は、指定工場の許可制度を骨子に企業の自主規制などを新たに取り入れ、昭和53年３月全面改正し、平成９年10月に、従来型の公害問題に加え、廃棄物の増大、自動車排気ガスによる大気汚染や生活排水による水質の汚濁などの都市や生活に密着した問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の環境問題に対応するために神奈川県生活環境の保全等に関する条例を公布した。

なお、本市における騒音規制法及び振動規制法に基づく届出受理等の状況は表－５及び表－７のとおりである。

① 県公害防止条例に基づく届出状況

平成９年度の届出件数は219件あり、内訳は表－２のとおりである。

新たに設置許可を申請をし、許可された工場数は12社あり、廃止工場が６社あった。

平成10年３月末日現在の指定工場数は818社となっている。

（表－２）

	届出等の種類	県条例	件数
指定工事	設置許可申請書	第３条	12
	事業開始届出書	第７条	7
	変更許可申請書	第８条	39
	変更完了届出書	第８条	33
	変更計画中止届出書	第８条	0
	変更計画届出書	第９条	1
	変更届出書	第１０条	45
	地位承継届出書	第１１条	3
	廃止等届出書	第１２条	6
	既設届出書	第１６条	0
	変更計画早期着手申請書	第１７条	0
地盤沈下	地下水採取届出書	第４６条	0
	地下水採取引継届出書	第４６条	1
	地下水採取変更計画届出書	第４７条	0
	地下水採取変更届出書	第４８条	4
	地下水採取廃止届出書	第４９条	0
	採取量及び水位測定結果報告書	第５２条	33
	特別水位測定結果報告書	第５２条	35
計			219

②騒音規制法に基づく届出状況（平成10.３.31）

・特定工場数330社

・特定施設別届出数

（表－３）

特定施設の種類	施設数
金属加工機械	843
空気圧縮機、送風機	2,232
土石用破砕機等	55
織機	4
建設用資材製造機械	5
穀物用製粉機	0
木材加工機械	60
抄紙機	0
印刷機械	96
合成樹脂用射出成形機	126
鋳型造型機	0
計	3,421

・平成９年度騒音規制法に基づく届出件数

（表－４）

届出の種類	騒音規制法	件数
特定施設設置届	第６条	3
数等の変更届	第８条	1
騒音の防止の方法変更届	第８条	0
氏名等の変更届	第10条	15
使用全廃届	第10条	2
承継届	第11条	1
特定建設作業実施届	第14条	64
電気工作物及びガス工作物	第21条	0
計		86

③振動規制法に基づく届出状況（平成10.３.31）

・特定工場数２２０社

・特定施設別届出数

（表－５）

特　定　施　設　の　種　類	施　設　数
金属加工機械	977
圧縮機	340
破砕機等	77
織　機	5
コンクリートブロックマシン等	2
木材加工機械	2
印刷機械	49
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	16
合成樹脂用射出成形機	177
鋳型造型機	0
計	1,645

・平成９年度振動規制法に基づく届出件数

（表－６）

届　出　の　種　類	振動規制法	件　数
特定施設設置届	第６条	1
数等の変更届	第８条	5
振動の防止の方法変更届	第８条	0
氏名等の変更届	第10条	13
使用全廃届	第10条	2
承継届	第11条	0
特定建設作業実施届	第14条	29
電気工作物及びガス工作物	第21条	0
計		50

（３）環境影響評価制度

① 制度の概要

一定規模以上の事業の実施が環境に与える影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、できるだけ良好な環境を確保していくため神奈川県では、「神奈川県環境影響評価条例」を制定して、昭和56年７月１日から実施している。

本市にかかわる該当事業については、条例に基づき必要な事務を行っている。

・環境影響評価条例対象事業

（表－７）

事業の種類	規模など	事業の種類	規模など
１道路の建設	高速自動車国道……全事業 自動車専用道路……全事業 その他の道路 ４車線以上かつ延長５km以上	10下水道終末処理工場の建設	敷地面積10ha以上
２鉄道、軌道の建設	線路の延長１km	11工業団地の造成	施行区域の面積10ha以上
３鋼索鉄道、索道の建設	全事業	12研究所団地の造成	施行区域の面積10ha以上
４操車場、検車場の建設	敷地面積10ha以上	13流通団地の造成	施行区域の面積10ha以上
５飛行場の建設	敷地面積１ha以上	14ダムの建設	堤高15m以上
６工場、事業場の建設	敷地面積３ha以上	15取水堰の建設	堤長200m以上
７電気工作物の建設	(1) 変電所 敷地面積３ha以上 (2) 発電所 水力発電所 …出力３万kW以上 火力発電所 …出力15万kW以上 地熱発電所 …出力１万kW以上 原子力発電所…全事業 (3) 送電線 電圧17万ボルト以上の架空送電線で自然公園地域などに設置されるもの	16土石の採取	採取場の面積10ha以上
		17墓地、墓園の造成	施行区域の面積20ha以上
		18住宅団地の造成	施行区域の面積20ha以上
		19学校用地の造成	施行区域の面積20ha以上
		20レクリエーション施設用地の造成	施行区域の面積20ha以上
		21浄水施設及び配水施設用地の造成	施行区域の面積20ha以上
		22土地区画整理事業	施行区域の面積40ha以上
		23公有水面の埋立て	埋立て区域の面積15ha以上
		24宅地の造成	施行区域の面積20ha以上
８研究所の建設	敷地面積３万ha以上	25前各号に掲げる物のほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業	
９廃棄物処理施設の建設	敷地面積３万ha以上		

② 環境影響評価条例に基づく事務の状況

平成９年度の対象事業は２件で、本市における事務の進捗状況は次のとおりである。

ア　さがみ縦貫道路事業（愛川町中津～城山町川尻）

事業者　　神奈川県

・環境影響予測評価書の縦覧

イ　相模取水施設建設事業

事業者　　神奈川県内広域水道企業団

・環境影響予測評価書変更届出書の写し[収受]

(4)合併処理浄化槽整備事業

公共用水域の水質汚濁源として大きな割合を占める生活排水対策として、「厚木市合併処理浄化槽整備事業補助金交付制度」を平成元年度に発足させ、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に努めている。

この制度は公共下水道処理予定区域外を対象とし、合併処理浄化槽の設置者にその費用の一部を補助するもので、平成9年度の実施状況は次のとおりである。

・平成9年度人槽区分別補助件数

(表－8)

人槽区分	補助件数	人槽数	補 助 金 (円)
5人槽	18	90	7,200,000
6人槽	32	192	15,360,000
7人槽	34	238	19,040,000
8人槽	18	144	11,520,000
9人槽	0	0	0
10人槽	29	290	23,200,000
合 計	131	954	76,320,000

合併処理浄化槽年度別補助人槽数 (図－1)

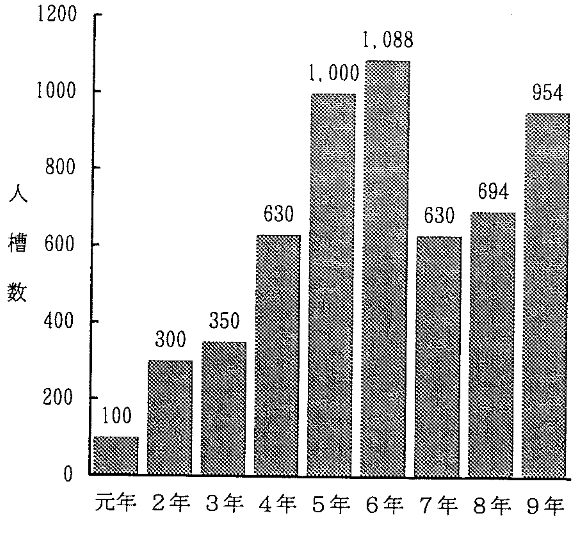

合併処理浄化槽年度別補助基数(図－2)

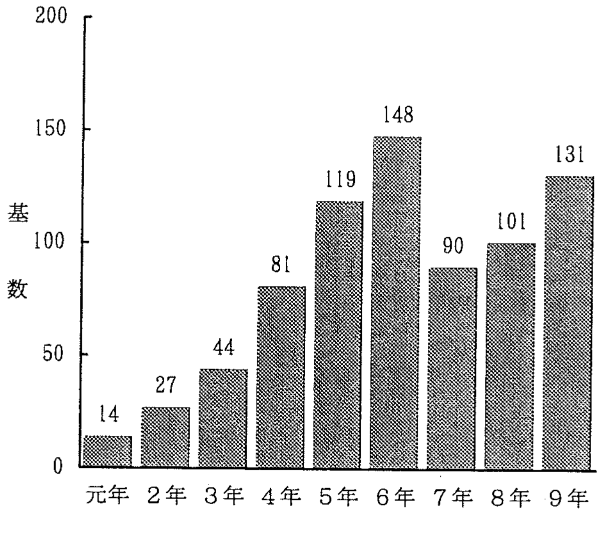

・平成９年度合併処理浄化槽地区別実績

（表－９）　（　）は人槽数

地区	人槽／町名	5	6	7	8	9	10	地区計	
依知	猿ヶ島	0	1	1	1	0	1	4	(31)
	山際	0	3	1	0	0	0	4	(25)
	関口	0	0	1	1	0	0	2	(15)
	中依知	0	1	1	0	0	0	2	(13)
	金田	0	2	1	0	0	1	4	(29)
	小計	0	7	5	2	0	2	16	(113)
睦合	下川入	0	0	1	4	0	3	8	(69)
	棚沢	1	0	1	0	0	0	2	(12)
	三田	1	5	4	3	0	3	16	(117)
	及川	0	1	2	1	0	2	6	(48)
	妻田北	0	0	1	0	0	0	1	(7)
	小計	2	6	9	8	0	8	33	(253)
荻野	上荻野	9	5	3	2	0	3	22	(142)
	中荻野	0	1	2	0	0	2	5	(40)
	下荻野	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	小計	9	6	5	2	0	5	27	(182)
小鮎	飯山	0	7	7	2	0	3	19	(137)
	上古沢	1	1	2	1	0	0	5	(33)
	下古沢	0	1	2	0	0	1	4	(30)
	小計	1	9	11	3	0	4	28	(200)
南毛利	愛名	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	温水	0	1	0	0	0	0	1	(6)
	愛甲	0	1	0	1	0	2	4	(34)
	船子	2	0	0	0	0	0	2	(10)
	小計	2	2	0	1	0	2	7	(50)
玉川	七沢	3	1	3	1	0	5	13	(100)
	小野	0	1	1	0	0	0	2	(13)
	岡津古久	0	0	0	1	0	1	2	(18)
	小計	3	2	4	2	0	6	17	(131)
相川	酒井	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	戸田	0	0	0	0	0	2	2	(20)
	下津古久	1	0	0	0	0	0	1	(5)
	小計	1	0	0	0	0	2	3	(25)
	合計	18	32	34	18	0	29	131	(954)

(5)広報・啓発

①かながわ環境月間

1972年6月スウェーデンの首都ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境の汚染、資源の枯渇、開発途上国の開発といった数多くの問題が協議され、人間環境の保全と改善について積極的に努力することが決議された。また、国連人間環境会議が開催された6月5日を記念して、その日を[世界環境デー」と定め、各国政府、国連機関が環境保全のための啓発活動を展開しようという決議が、同年12月の国際会議で決定されるに至った。

我が国においては、平成5年に制定された環境基本法の中で、6月5日を環境の日と定め、環境庁所管の下に6月の1か月間を「環境月間」と定め、全国的な啓発活動を展開している。

また、神奈川県においても、「かながわ環境月間」を定め、環境問題に対する意識の啓発のため、各種事業を実施している。これに受けて、本市においても次のような啓発活動を実施した。

平成9年度「かながわ環境月間」に伴う啓発活動

(表－10)

行事名称	行事内容	実施数	実施主体
工場・事業場立入調査	市内指定工場の立入調査を実施し、環境の整備状況や公害防止施設の調査点検を行う。	13社	神奈川県 厚木市
公害防止啓発文書送付	市内指定工場に月間を周知し、企業の公害防止意識の高揚を図る。	市内指定工場 642社	厚木市
「広報あつぎ」掲載	月間の趣旨を広く市民に周知する。	全戸配布	厚木市
相模川クリーンキャンペーン	市民ボランティア団体等に参加を呼びかけ、清掃活動を通じて河川美化意識の高揚を図る。	参加者 4,700人	厚木市 関係団体

※環境総務課扱いに限る

②研修会及び視察研修会

良好な生活環境の保全を望む住民の社会的要請に対処するため、指定工場の公害防止担当者を対象に、環境・公害に対する理解と認識を深めるため研修会及び視察研修会を厚木愛甲地区相模川水系をきれいにする会との共催により開催した。

研修会

開催日　平成10年1月22日(水)

場所　厚木市総合福祉センターホール

研修内容　「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」について

③厚木市冬期自動車交通量対策

本市における窒素酸化物による大気汚染は年々悪化の傾向にあることから、二酸化窒素の濃度が高くなる冬期に自動車の使用の抑制、マイカー通勤の自粛などを行い、自動車からの窒素酸化物排出量の削減を全市、全庁的に行う。

期間中の毎週水曜日（13日間）を自動車の使用の抑制日とし、市内事業所、商店会等に自動車使用抑制の協力依頼及びポスターの配布等を行った。また、市役所として職員のマイカー通勤の自粛、庁用車両の使用の抑制を行った。

ア　実施期間　平成９年11月１日から平成10年１月31日までの３カ月間

イ　庁用車両使用抑制率　　　４２．７％

(6)公害苦情の状況

① 概　　況

公害苦情の受付件数は、昭和63年度に過去最高の141件を記録した。しかし、その後は減少傾向を示していたが、平成９年度は、前年度と比較して15件多い72件であった。

苦情の内容は、健康被害に係るものは皆無で、うるさい、くさい、けむい等の感覚的なものが大半であった。また、公害の種類としては大気汚染、悪臭、騒音の順になっている。その中で、大気の苦情の内容としては簡易焼却炉や屋外燃焼（野焼き）によるものが大半を占めていた。

昨今の公害苦情は、小規模な事業場と地域住民のトラブルといった局部的なものや民事訴訟の側面の強い感情的な対立によるものが増加してきている。このため、法的規制の及ばない部分が多く、行政指導によって解決を図っていく面が重要になってきている。

公害苦情経年変化

（図－５）

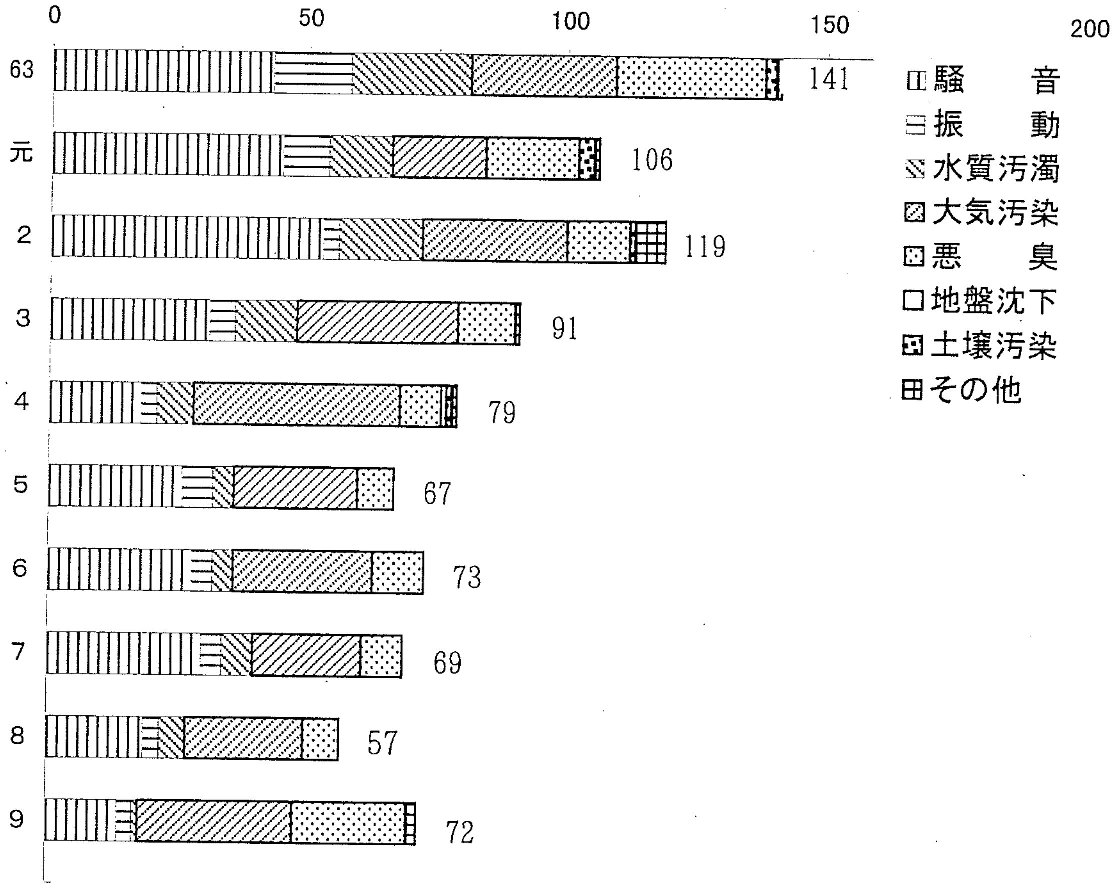

②公害苦情の発生状況

・年度別公害苦情の発生状況

（表－11）

種類＼年		60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
騒音		48	61	39	43	45	53	31	18	26	28	30	19	14
振動		13	11	11	15	9	3	5	3	6	4	4	3	3
水質汚濁		14	12	22	23	12	16	12	7	4	4	6	5	1
大気汚染	ばい煙	17	19	18	23	14	25	25	35	21	22	19	17	29
	粉じん	7	4	14	5	4	3	6	5	3	5	2	6	0
	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
悪臭		26	18	11	29	18	12	11	8	7	10	8	7	22
地盤沈下		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
土壌汚染		2	1	1	2	3	1	0	1	0	0	0	0	0
その他		1	4	1	1	1	6	1	1	0	0	0	0	2
計		128	130	117	141	106	119	91	79	67	73	69	57	72

・平成９年度公害苦情の月別発生件数

（表－12）

種類＼月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
騒音		1	3	2	1	0	3	2	1	0	0	0	1	14
振動		0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	3
水質汚濁		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
大気汚染	ばい煙	3	2	4	2	0	2	5	2	4	1	4	0	29
	粉じん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガス	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
悪臭		2	2	4	6	2	0	1	0	2	0	0	3	22
地盤沈下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
計		6	8	10	10	2	6	8	5	6	2	4	5	72

・平成９年度公害苦情業種別発生源

（表－13）

大分類	件数
A　農　業	3
01　農　業	3
B　林　業	0
C　漁　業	0
D　鉱　業	1
08　非金属鉱業	
E　建設業	22
09　総合建設業	15
10　職別工事業	4
11　設備工事業	3
F　製造業	11
12　食料品製造業	1
13　飲料・たばこ・飼料製造業	2
20　化学工業	1
22　プラスチック製品製造業	1
23　ゴム製品製造業	1
30　電気機械器具製造業	2
31　輸送機械器具製造業	2
32　精密機械器具製造業	1
G　電気・ガス・熱供給・水道業	0
H　運輸・通信業	6
41　道路貨物運送業	5
44　倉庫業	1
I　卸売・小売業、飲食店	15
48　各種商品卸売業	1
50　飲食料品卸売業	2
51　建築材料、鉱物・金属材料等	1
54　各種商品小売業	1
56　飲食料品卸売業	1
57　自動車・自転車小売業	1
59　その他の小売業	5
60　一般飲食店	2
61　その他の飲食店	1
J　金融・保険業	0
K　不動産業	0
L　サービス業	7
72　洗濯・理容・浴場業	1
77　自動車整備業	1
85　協同組合	1
86　その他の事業サービス業	1
87　廃棄物処理業	2
91　教育	1
M　公　務	0
N　分類不能の産業	7
分類不能	1
不　明	6

凡例：

大　分　類	件数
中　分　類	件数

※業種は日本標準産業分類による

・平成９年度公害苦情の地区別発生状況

（表－14）

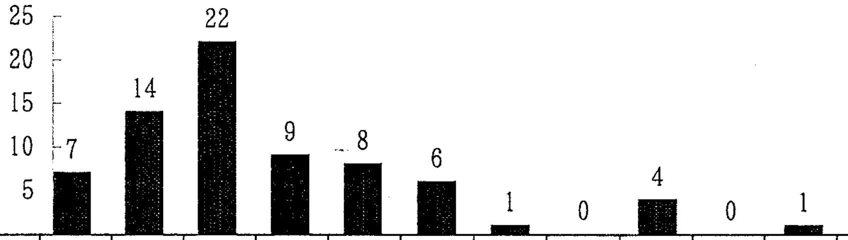

種類＼月		厚木	睦合	依知	南毛利	相川	小鮎	玉川	緑ヶ丘	荻野	市外	不明	計
騒音		1	3	4	2	2	1	0	0	1	0	0	14
振動		1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
水質汚濁		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大気汚染	ばい煙	2	5	11	4	2	1	0	0	2	0	1	28
	粉じん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガス	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
悪臭		3	4	5	3	4	2	1	0	0	0	0	22
地盤沈下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
計		7	14	22	9	8	6	1	0	4	0	1	72

・公害苦情の用途地域別発生状況（平成９年度受付分）

（表－15）

発生源に係る用途地域			被害等に係る用途地域		
用途地域	件数	割合(%)	用途地域	件数	割合(%)
第一種低層住居専用	0	0.0	第一種低層住居専用	0	0.0
第一種中高層住居専用	2	2.8	第一種中高層住居専用	3	4.2
第二種中高層住居専用	4	5.6	第二種中高層住居専用	6	8.3
第一種住居	9	12.5	第一種住居	12	16.7
第二種住居	2	2.8	第二種住居	5	6.9
準住居	2	2.8	準住居	1	1.4
近隣商業	1	1.4	近隣商業	0	0.0
商業	3	4.2	商業	3	4.2
準工業	14	19.4	準工業	7	9.7
工業	8	11.1	工業	6	8.3
工業専用	2	2.8	工業専用	2	2.8
市街化調整	19	26.4	市街化調整	9	12.5
市外	0	0.0	市外	1	1.4
不明	6	8.3	不明	17	23.6
合計	72	100.0	合計	72	100.0

③公害苦情の被害・処理状況

・平成９年度公害苦情の被害状況

（表－16）

生　　命	財　　産	動物・植物	感覚・心理	そ　の　他	不　　明	計
0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	71(98.6)	1(1.4)	0(0.0)	72(100)

（ ）内数字は構成割合（%）を示す。

生命・身体… 体に直接被害を受けている場合、又は、精神的なもので医療を受けた場合をいう。

財　　産… 家具や生活品の破損、汚れ等による被害をいう。

動物・植物… 家畜、愛がん用動物、米麦、野菜及び植物等の動植物被害並びに自然界に生育する動植物の生育環境の悪化による被害をいう。

感覚・心理… うるさい、くさい、汚い、不快だ等の感覚的・心理的被害で心身の健康を害する程度に至らない程度のものをいう。

・平成９年度公害苦情の処理状況（図－６）

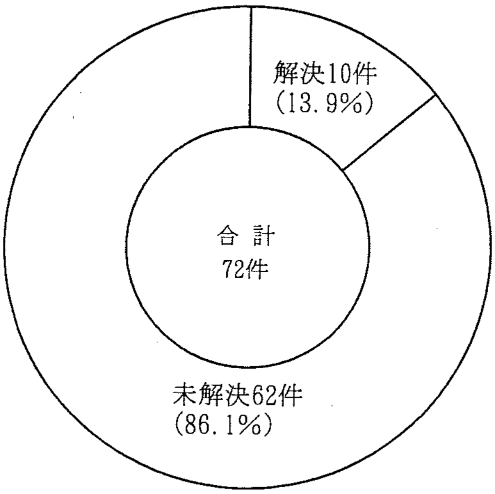

・前年度繰越し苦情処理状況（図－７）

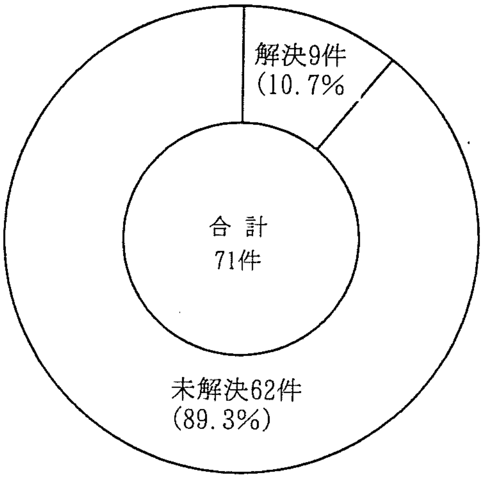

・平成９年度公害苦情解決方法

（表－17）

解決の種類	平成９年度受付分の解決件数	前年度の繰越分の解決件数	合　計	割　合 (%)
工場の移転	0	0	0	0.0
工場の改善	0	0	0	0.0
機械施設の改善	1	5	6	31.6
故障の修理・復旧	0	0	0	0.0
作業・操業方法等の改善	7	2	9	47.4
操業時間の改善	0	0	0	0.0
操業行為の中止	1	1	2	10.5
その他	1	1	2	10.5
合　　計	10	9	19	100.0

・前年度繰越苦情及び平成９年度受付苦情の処理に要した期間

（表－18）

解決に要した期間	件数	割合（％）
1週間以内	1	5.3
1週間～1か月	0	0.0
1か月～3か月	0	0.0
3か月～6か月	2	10.5
6か月～1年	7	36.8
1年～3年	7	36.8
3年以上	2	10.5
計	19	100.0

2　大気汚染の状況

(1) 概　　況

大気汚染とは大気中のいろいろな汚染物質により人の健康や生活環境に影響が生じてくる状態をいうが、公害上は事業場の活動や車の排出ガスなど人為的に発生したものを大気汚染として取り上げ、法律や条例で規制を行っている。

我が国における大気汚染の問題は、別子銅山の亜硫酸ガスの被害（愛媛県）や浅野セメント工場の粉じん（東京都）などが発生しているが、昭和３０年代半ばごろから、経済の高度成長に伴い深刻化し、昭和３７年「ばい煙の排出の規制に関する法律」(ばい煙規制法)が制定されるに至った。

次いで、昭和４３年に「大気汚染防止法」が制定され、汚染物質に対する規制が強化されてきた。

また、移動発生源である自動車排出ガスについては、従来の大気汚染防止法に加え平成４年に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」が制定され、自動車の排出ガス規制対策が行われることになった。

代表的な汚染物質としては、硫黄酸化物、窒素酸化物、(一酸化窒素、二酸化窒素)、一酸化炭素、炭化水素、浮遊粒子状物質等の一次汚染物質と、これらの物質から光化学反応によって生成する光化学オキシダント等の二次汚染物質がある。これらのうち環境基準が設けられている物質は、硫黄酸化物（二酸化硫黄）、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの５物質である。

このほか、県公害防止条例によって規制している物質として炭化水素系物質があるが、この規制対象施設は市内ではガソリンスタンド(揮発油の貯蔵タンクの総量30kl以上のものに限る)が対象になっている。

また、道路交通網として市内には、東名高速道路をはじめ、国道246号、129号、412号そして271号（小田原厚木線）などの主要幹線が通過し、交通の要衝として発展が著しく、市域の大気に対する自動車排出ガスの影響が大きくなっている。自動車排出ガスによる大気汚染は大都市共通の課題であり、特にディーゼル車の排出ガス規制が急務となっている。

大気汚染の状況をみると、硫黄酸化物、一酸化炭素は年々改善が図られ環境基準をクリアーし低濃度で安定している。しかし、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質は、低減傾向がみられるものの環境基準を超えており、窒素酸化物については、横ばいから微増の傾向にある。

大気汚染の自動測定点

（図－１）

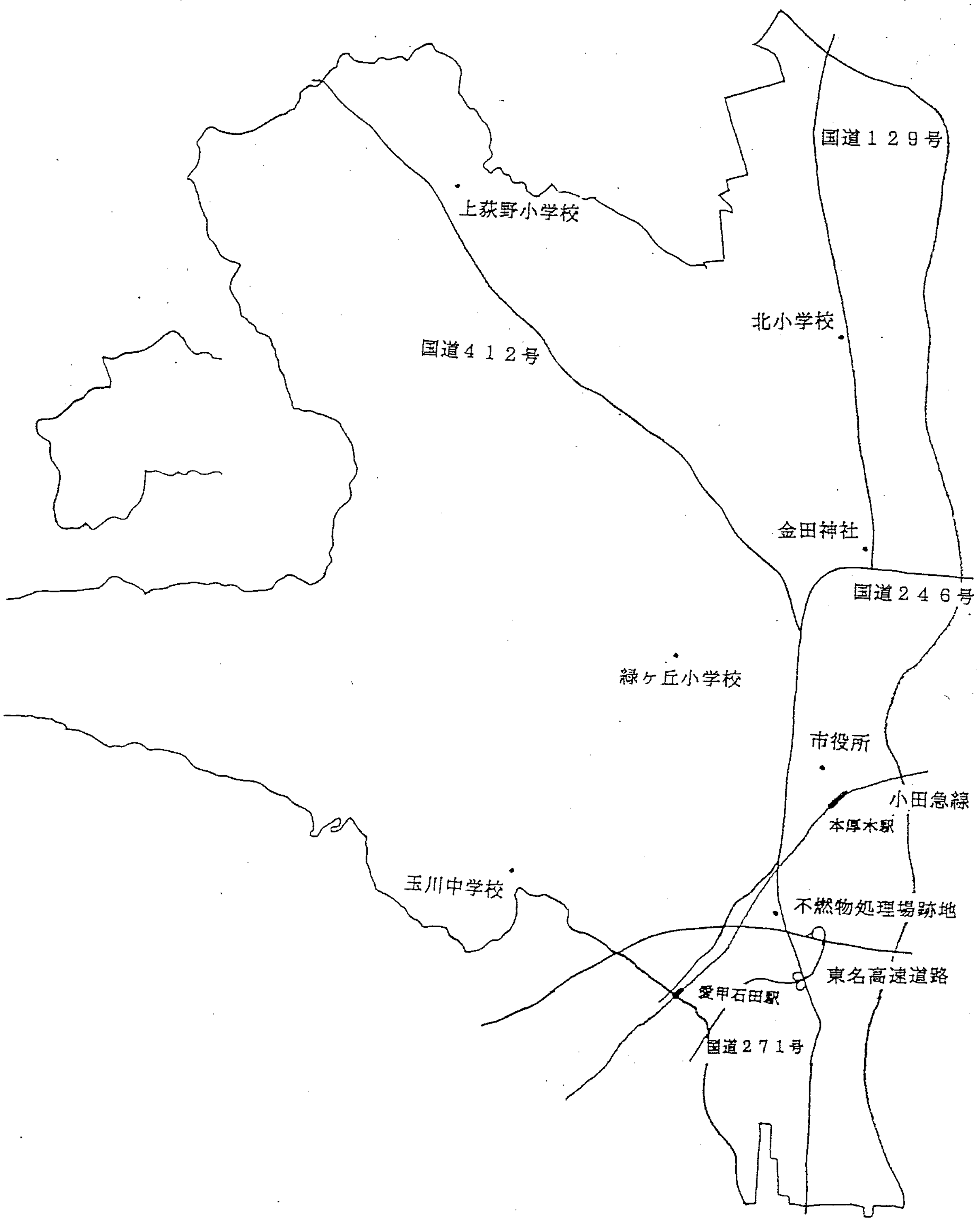

●大気の汚染に係る環境基準について

大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。物質及び環境上の条件は表－１のとおりである。

大気の汚染に係る環境基準

（表－１）

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の８時間平均値が20ppm以下であること。	１時間値の１日平均値が0.1mg/m^{3}以下であり、かつ、１時間値が0.2mg/m^{3}以下であること。	１時間値の１日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	１時間値が0.06ppm以下であること。

※　工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

（２）大気汚染監視測定結果

大気汚染の状況を監視するため、神奈川県環境科学センターを中心に県下の測定局がテレメータ化され大気汚染の常時監視が行われている。

本市においては、図－１のとおり一般環境大気測定局（一般局）が市庁舎屋上に、自動車排出ガス測定局　（自排局）が金田神社に設置されている。自排局は従来、中央通りに設置されていたが、平成５年６月から金田神社に移設された。市庁舎屋上では、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素炭化水素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントのほか、気象等の測定をしており、金田神社では、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、気象の常時監視をおこなている。

① 硫黄酸化物（ＳＯｘ）

硫黄酸化物とは重油などの硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄、三酸化硫黄がのことをいい、人体に対して、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎などの影響を与える大表的な大気汚染物質である。

環境基準は二酸化硫黄について設定されており、県下の各測定点で常時監視を行っているが、発生源の工場等に対する大気汚染防止法に基づく着地濃度規制と、県公害防止条例に基づく工場単位の総量規制による良質燃料への転換等の指導により、環境基準を満足するに至っている。

二酸化硫黄（ＳＯｘ）

（表－２）

測定場所	市庁舎屋上
有効測定日数	３６１日
測定時間	8622時間
1時間値の年平均値	0.006ppm
1時間値が0.1ppmを越える時間数と割合	0時間（0%）
1時間値の1日平均が0.04ppmを越える日数と割合	0日（0%）
日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続した日の有無	無

市庁舎屋上ＳＯ₂月別変化　（図－２）

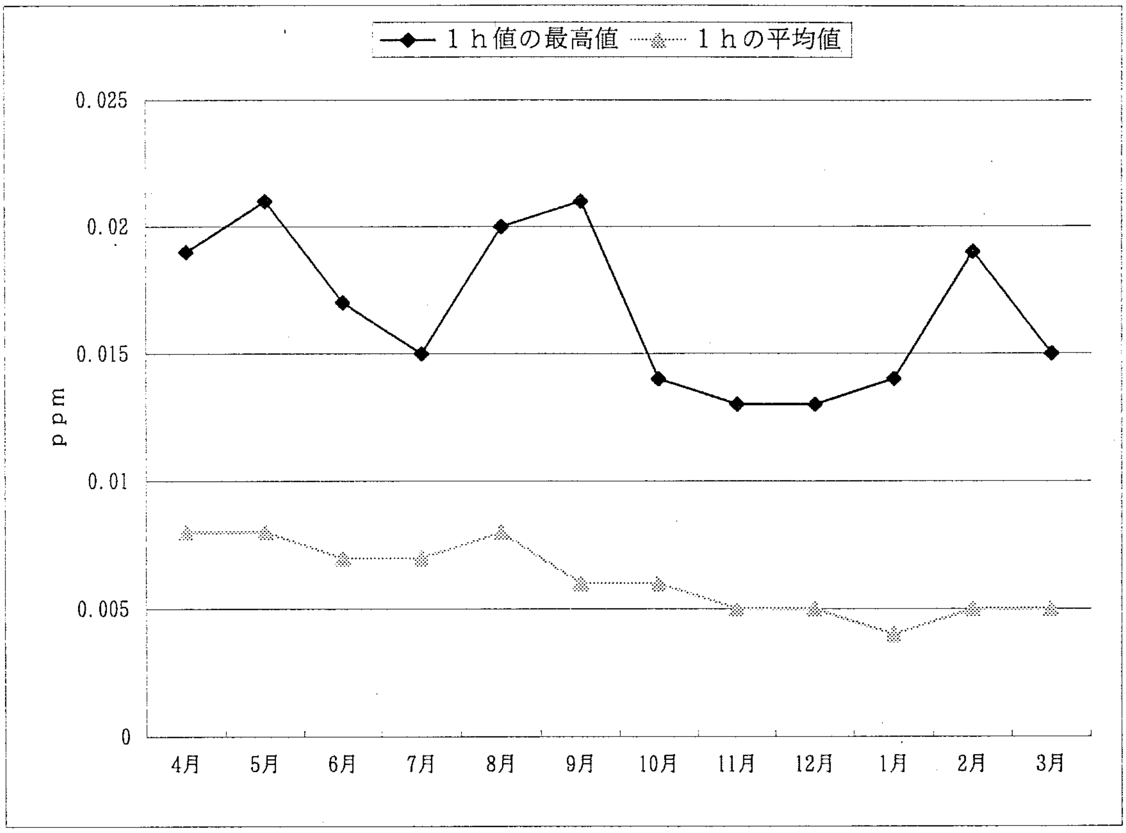

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一時間値の最高値	0.019	0.021	0.017	0.015	0.02	0.021	0.014	0.013	0.013	0.014	0.019	0.015
一時間値の平均値	0.008	0.008	0.007	0.007	0.008	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005

※　1ｈとは1時間値を示す。以下同じ。

（図－３）

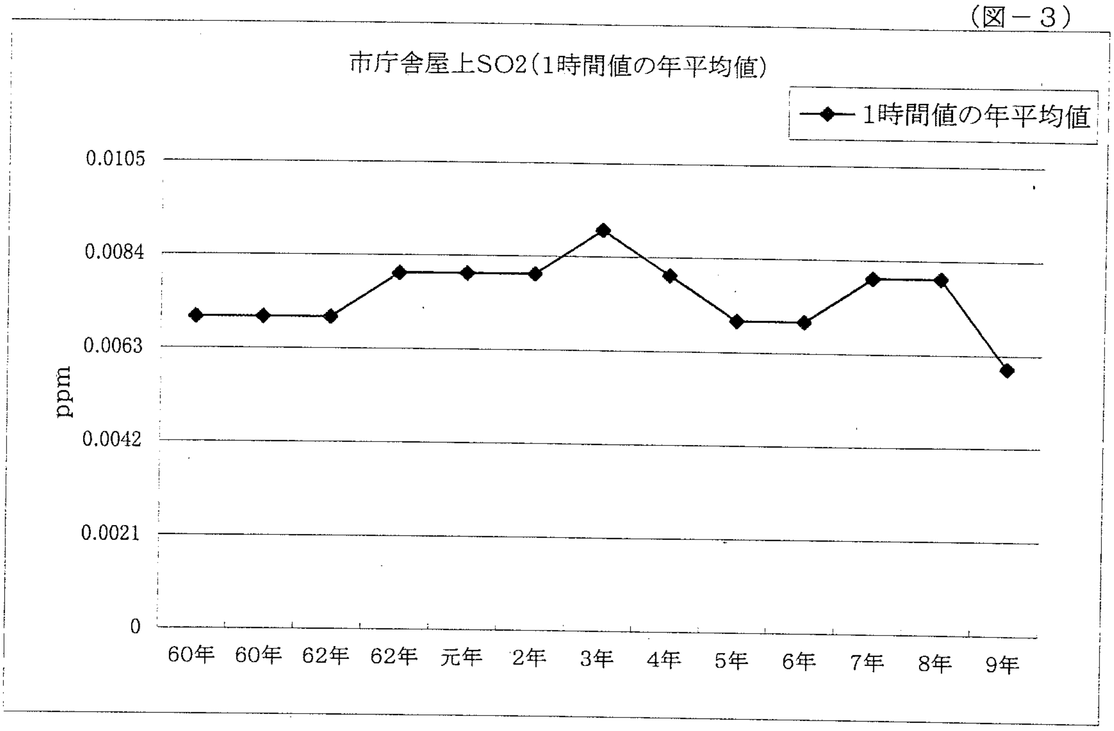

年度	60年	60年	62年	62年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
1時間値の年平均値	0.007	0.007	0.007	0.008	0.008	0.008	0.009	0.008	0.007	0.007	0.008	0.008	0.006

② 一酸化炭素（ＣＯ）

一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと結びついて体内の酸素交換を妨げるなどの影響を与える物質であるが、近年は低い濃度で安定し、市庁舎屋上、金田神社とも環境基準を満足している。これは、昭和４８年から実施された自動車排出ガス減少装置の取り付け義務を始め、昭和５０年度規制、昭和５１年度規制、昭和５３年度規制等のいわゆる排ガス対策の効果が現れているものと思われる。

一酸化炭素（CO）

（表－３）

測定場所	市庁舎屋上	金田神社
有効測定日数	362日	328日
測定時間数	8336時間	7733時間
1時間値の年平均値	0.7ppm	1.2ppm
8次間平均値20ｐｐｍを超える回数と割合	0回(0%)	0回(0%)
日平均値が10ｐｐｍを超える日数と割合	0回(0%)	0回(0%)

（図－４）

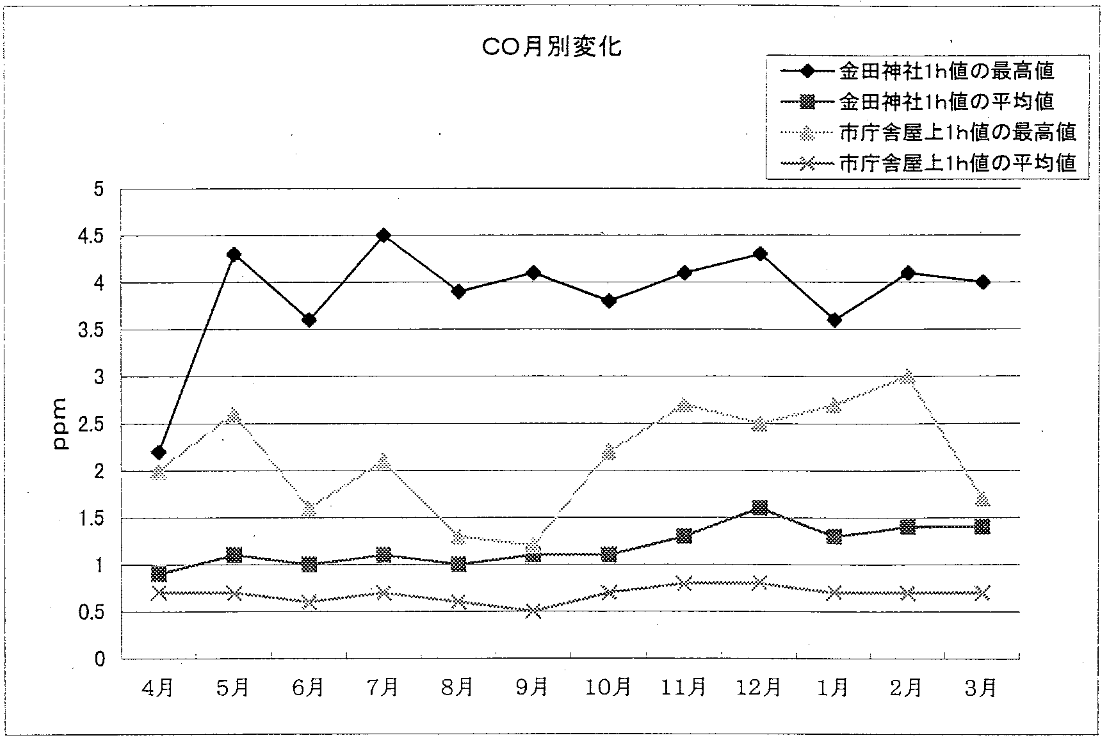

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金田神社1h値の最高値	2.2	4.3	3.6	4.5	3.9	4.1	3.8	4.1	4.3	3.6	4.1	4.0
金田神社1h値の平均値	0.9	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.1	1.3	1.6	1.3	1.4	1.4
市庁舎屋上1h値の最高値	2.0	2.6	1.6	2.1	1.3	1.2	2.2	2.7	2.5	2.7	3.0	1.7
市庁舎屋上1h値の平均値	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.5	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7

（図－５）

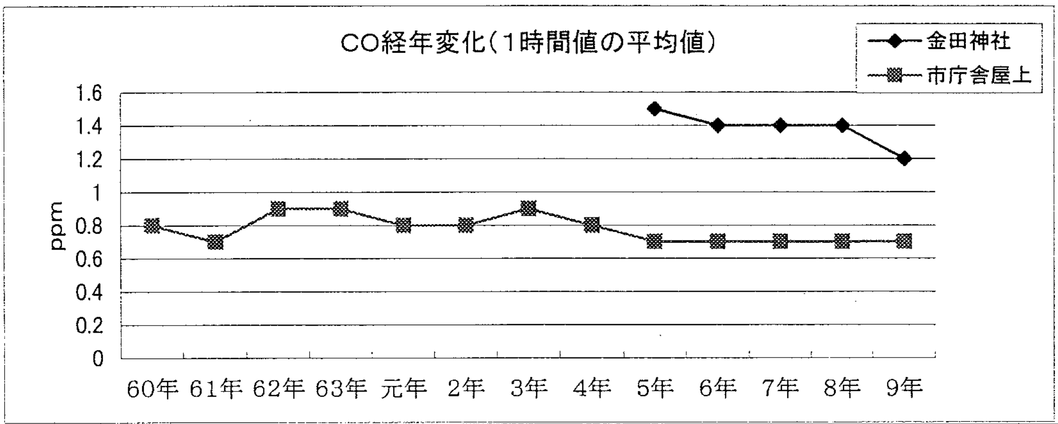

年度	60年	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
金田神社									1.5	1.4	1.4	1.4	1.2
市庁舎屋上	0.8	0.7	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7

③ 炭化水素

炭化水素は、炭素と水素を含んだ有機化合物の総称である。発生源は、重油、灯油、ガソリン、有機溶剤から揮発するものが主で、光化学スッモグ発生の原因物質の一つと考えられている。

そのため神奈川県公害防止条例では、一定量を超える貯蔵施設、出荷施設、給油施設に対し蒸発防止の措置を定め、特に身近な例として給油施設（ガソリンスタンド）に、ベーパーリターン装置の設置を義務付けている。

９年度の結果は、１時間値の年平均値が2.26ppmであり、経年変化でみるとほぼ横ばいの状況にある。

全炭化水素（ＴＨＣ）

（表－４）

測定場所	市庁舎屋上
有効測定日数	３４２日
測定時間数	８１８７時間
１時間値の年平均値	２．２６ppm

（図－６）

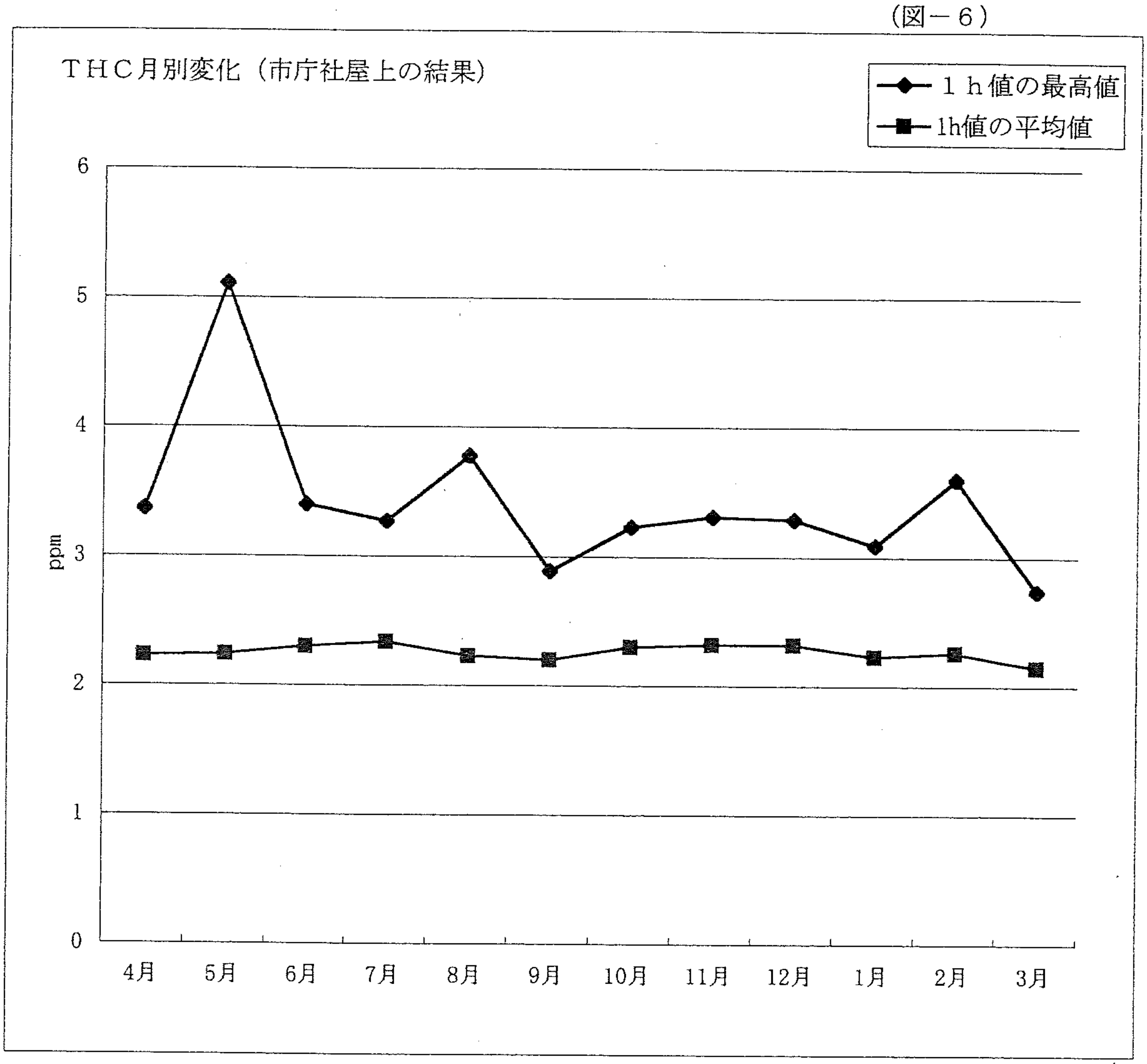

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1h値の最高値	3.37	5.11	3.4	3.27	3.78	2.89	3.23	3.31	3.29	3.09	3.6	2.74
1h値の平均値	2.23	2.24	2.3	2.34	2.23	2.2	2.3	2.32	2.32	2.23	2.26	2.15

（図－７）

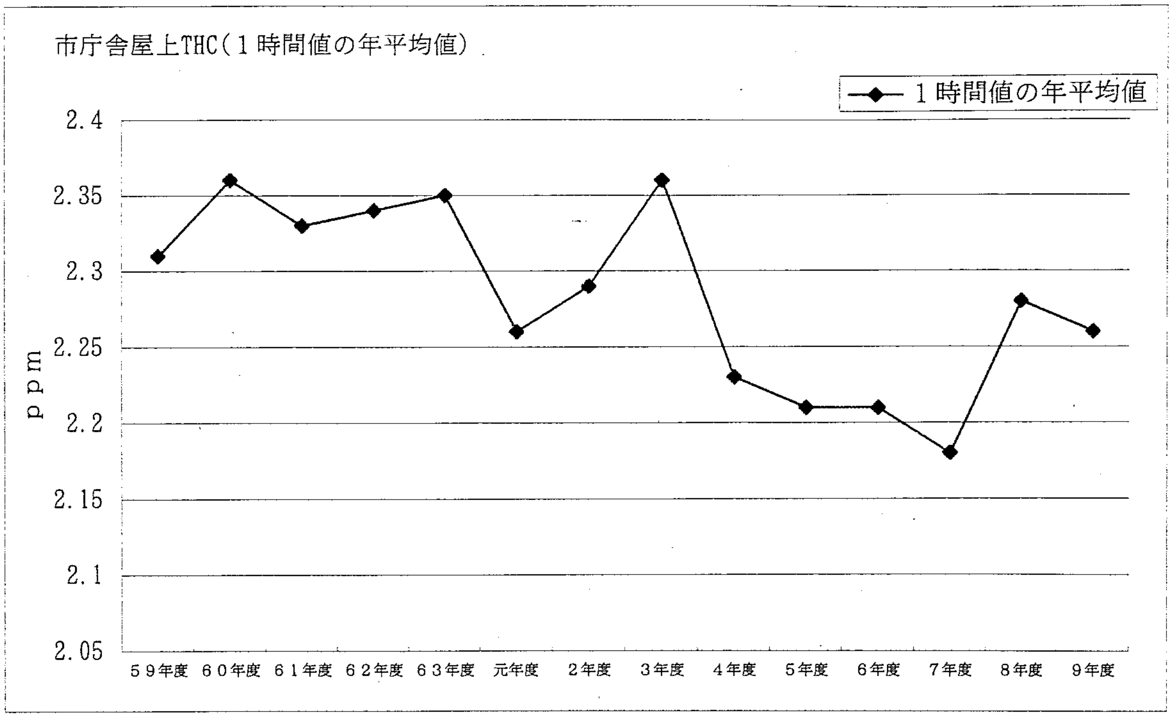

年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1時間値の年平均値	2.31	2.36	2.33	2.34	2.35	2.26	2.29	2.36	2.23	2.21	2.21	2.18	2.28	2.26

④　浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

浮遊粒子状物質は、粉じん、ばいじん等を総称して呼び、粒径１０ミクロン以下のものを環境基準では浮遊粒子状物質と定めている。厚木市に設置されている測定局では、従来粒径１０ミクロン以上のものも測定していたため環境基準との比較はできなかった。そのため、市庁舎屋上で昭和62年、中央通りで平成元年から環境基準に基づいた測定方法に変更された。

９年度の測定結果は、日平均値が環境基準を超えた日数が市庁舎屋上で９日、金田神社で４９日と昨年度と比べ市庁舎屋上で増加しており金田神社では、減少している。１時間値が環境基準を超えた時間数は市庁舎屋上で８時間と昨年度と比べ増加している。金田神社では１６５時間と昨年度と比べ減少しているが、依然、環境基準を達成できないままとなっている。

また、経年変化でみても、市庁舎屋上では、横ばい状況であり金田神社では若干減少傾向にある。

浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

（表－５）

測定場所	市庁舎屋上	金田神社
有効測定日数	３６２日	３０７日
1時間値の年平均値	0.049mg／m^3	0.075mg／m^3
1時間値が0.2mg／m^{3}を超えた時間数と割合	8時間（0.1%）	165時間(2.1%)
日平均値が0.1mg／m^{3}を超えた日数と割合	9日（2.5%）	49日(16%)

（図－８）

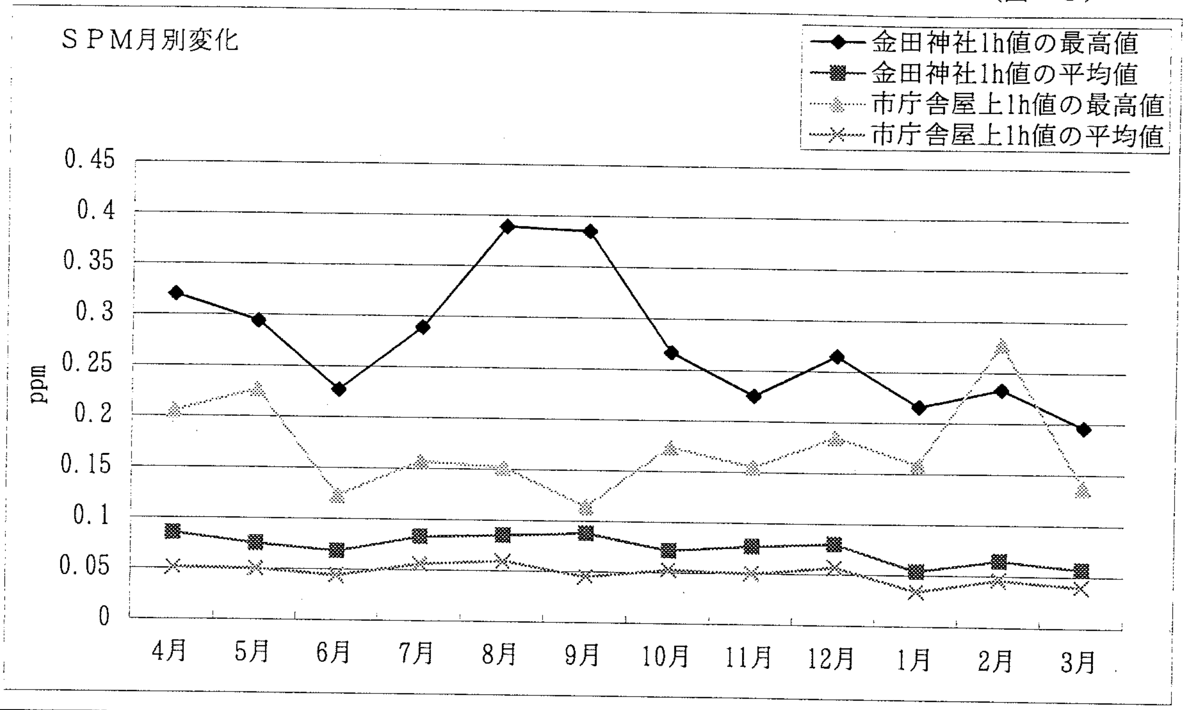

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金田神社1h値の最高値	0.32	0.294	0.227	0.289	0.389	0.385	0.267	0.225	0.265	0.216	0.233	0.196
金田神社1h値の平均値	0.085	0.075	0.068	0.083	0.085	0.088	0.072	0.077	0.08	0.054	0.065	0.057
市庁舎屋上1h値の最高	0.205	0.227	0.123	0.157	0.152	0.114	0.174	0.155	0.185	0.159	0.278	0.137
1h値の平均値	0.051	0.05	0.044	0.056	0.06	0.045	0.053	0.05	0.057	0.034	0.046	0.04

（図－９）

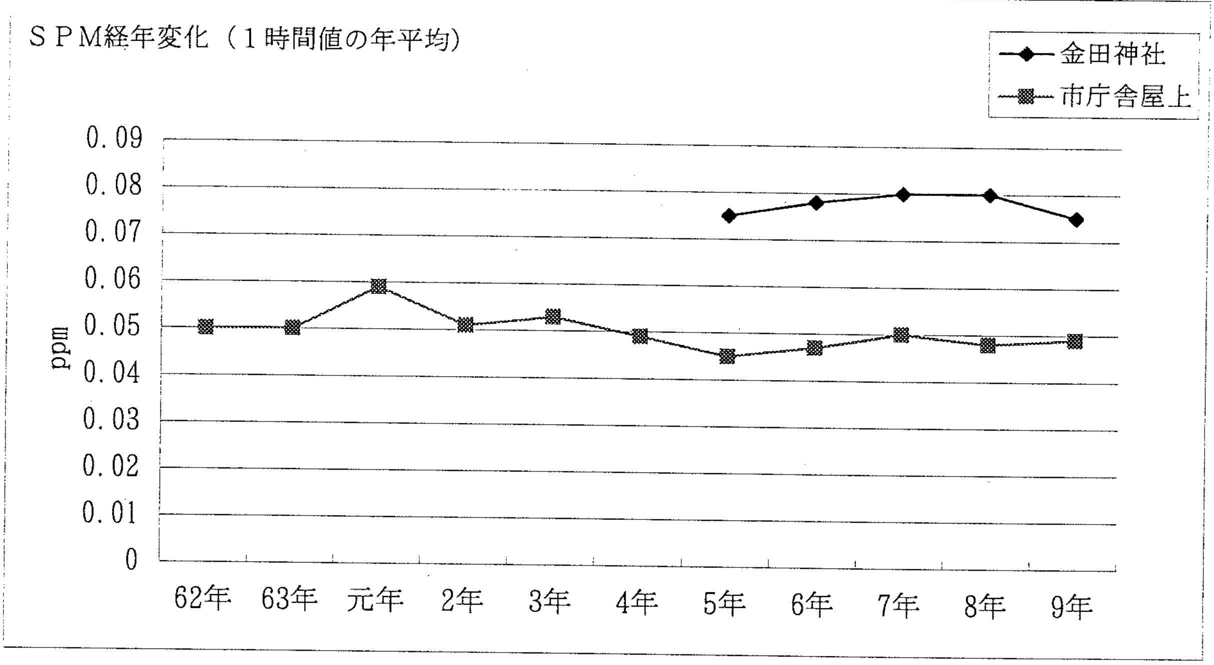

年度	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
金田神社							0.075	0.078	0.08	0.08	0.075
市庁舎屋上	0.05	0.05	0.059	0.051	0.053	0.049	0.045	0.047	0.05	0.048	0.049

⑤　窒素酸化物（ＮＯｘ）

窒素酸化物とは一酸化窒素、二酸化窒素、亜酸化窒素、四酸化窒素などの総称であり、そのうち大気汚染の濃度と毒性の面から一酸化窒素、二酸化窒素が大気汚染物質とされている。この２物質は人体に呼吸器系障害を与えるほか、光化学スモッグの原因物質でもある。

窒素酸化物は、物が燃焼するときに発生するが、そのメカニズムは、空気中や燃料中に含まれている窒素が酸素と結合し一酸化窒素となり、さらに大気中で二酸化窒素に変化すると考えられている。

窒素酸化物の汚染対策としては、昭和４８年に工場・事業場に対する規制が着手され、昭和５７年４月には、県公害防止条例により総量規制が実施されるなど規制基準の強化が図られてきた。今後も、低いＮＯｘ（ノックス）燃焼技術の導入や排煙脱硝など技術的改善のほか、移動発生源の自動車排出ガスを含め低減対策が望まれる。

ア　一酸化窒素（ＮＯ）

一酸化窒素には環境基準の設定はないが、汚染物質として測定項目に加えている。９年度の結果を年平均値の経年変化でみた場合、市庁舎屋上ではほぼ横ばいの傾向にあり、また、金田神社では、１時間値の年平均値が0.115ppmと昨年度比べて若干上がっている。

一酸化窒素（ＮＯ）

（表－６）

測定場所	市庁舎屋上	金田神社
有効測定日数	３５８日	３６５日
測定時間数	８５９０時間	８６８９時間
１時間値の年平均値	０．０２１ppm	０．１１５ppm

（図－１０）

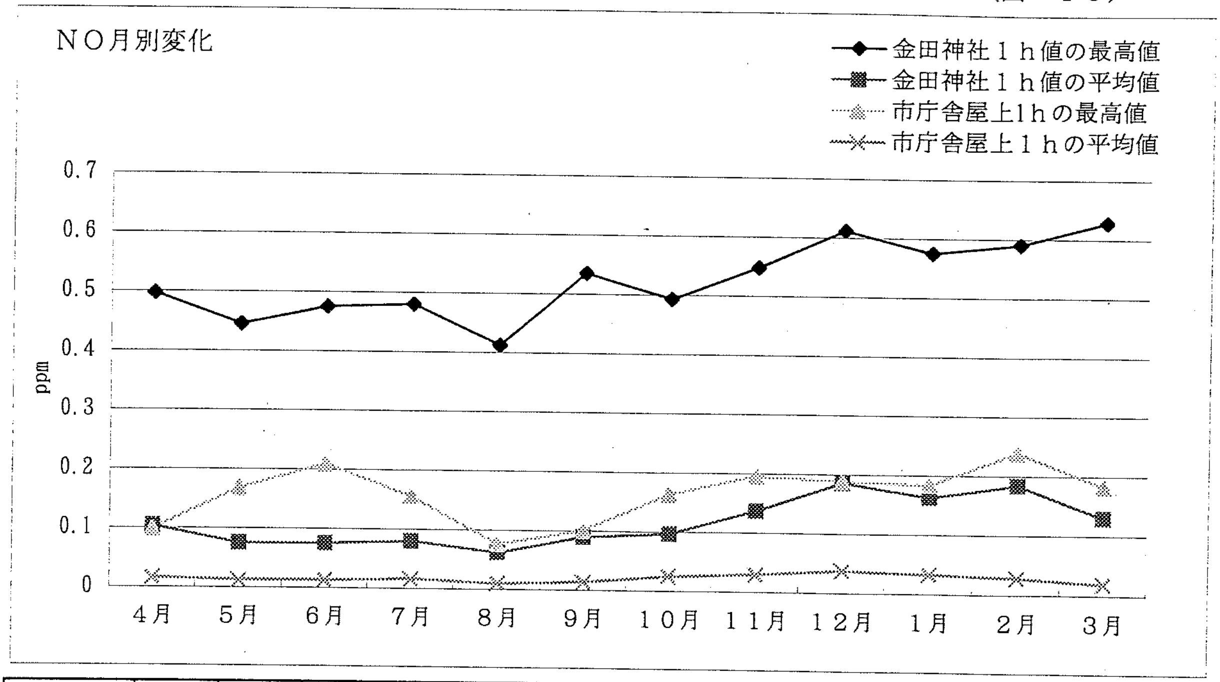

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月
金田神社１ｈ値の最高	0.497	0.445	0.475	0.48	0.412	0.535	0.493	0.548	0.612	0.575	0.59	0.628
金田神社１ｈ値の平均	0.104	0.075	0.075	0.08	0.062	0.09	0.097	0.137	0.186	0.163	0.184	0.13
市庁舎屋上1ｈの最高値	0.099	0.168	0.21	0.156	0.077	0.101	0.164	0.196	0.188	0.184	0.239	0.183
市庁舎屋上１ｈの平均	0.016	0.013	0.013	0.017	0.01	0.014	0.025	0.03	0.038	0.033	0.028	0.019

（図－１1）

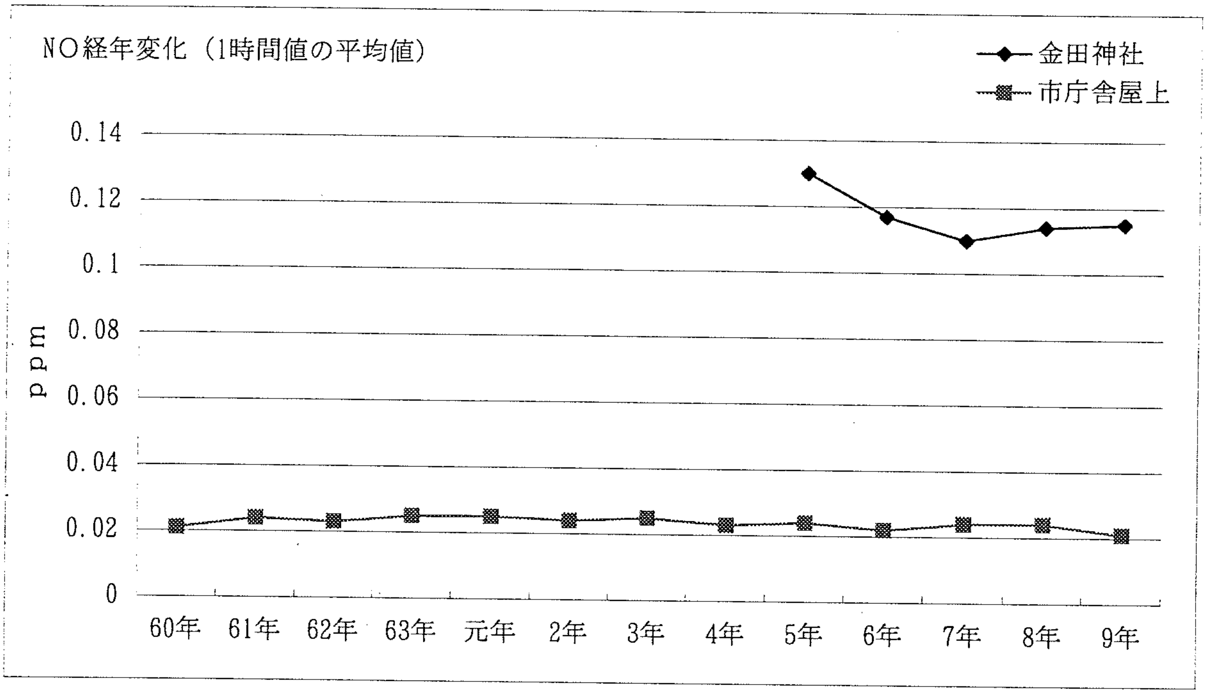

年度	60年	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
金田神社									0.130	0.117	0.110	0.114	0.115
市庁舎屋上	0.021	0.024	0.023	0.025	0.025	0.024	0.025	0.023	0.024	0.022	0.024	0.024	0.021

イ　二酸化窒素(NO_2)

二酸化窒素は大気汚染の中でも改善が進まず、首都圏ではさらに汚染の広域化が進むなど、最近では大気汚染問題の焦点となっている。

９年度の測定結果は市庁舎屋上において、日平均値が0.06ppmを超えた日は１日でありました。金田神社では、９８%評価による日平均値で0.06ppmを超えた日が昨年度の０から１１日と増加しており、環境基準を達成できていない。

なお、１時間値の平均値の経年変化ではほぼ横ばいといえる。

二酸化窒素（NO_2）

（表－７）

測定場所	市庁舎屋上	金田神社
有効測定日数	358日	365日
測定時間数	8590時間	8689時間
1時間値の年平均値	0.034ppm	0.041ppm
1時間値の日平均値が0.04ppmを超える日数と割合	82日(22.9%)	196日(52.6%)
1時間値の日平均値が0.06ppmを超える日数と割合	1日(0.3%)	18日(4.9%)
98%値評価による日平均値が0.06ppmを超える日数	０日	11日

NO_2月別変化　　（図－１２）

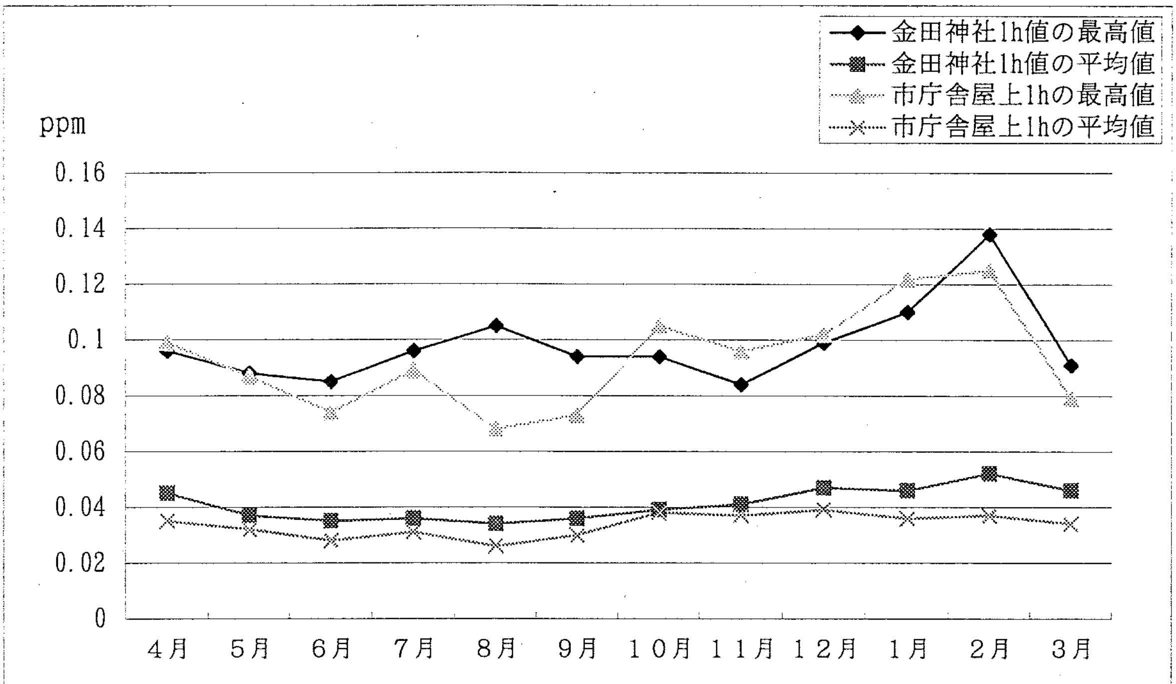

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金田神社1h値の最高値	0.096	0.088	0.085	0.096	0.105	0.094	0.094	0.084	0.099	0.110	0.138	0.091
金田神社1h値の平均値	0.045	0.037	0.035	0.036	0.034	0.036	0.039	0.041	0.047	0.046	0.052	0.046
市庁舎屋上1hの最高値	0.099	0.087	0.074	0.089	0.068	0.073	0.105	0.096	0.102	0.122	0.125	0.079
市庁舎屋上1hの平均値	0.035	0.032	0.028	0.031	0.026	0.030	0.038	0.037	0.039	0.036	0.037	0.034

ＮＯ２経年変化

（図－１３）

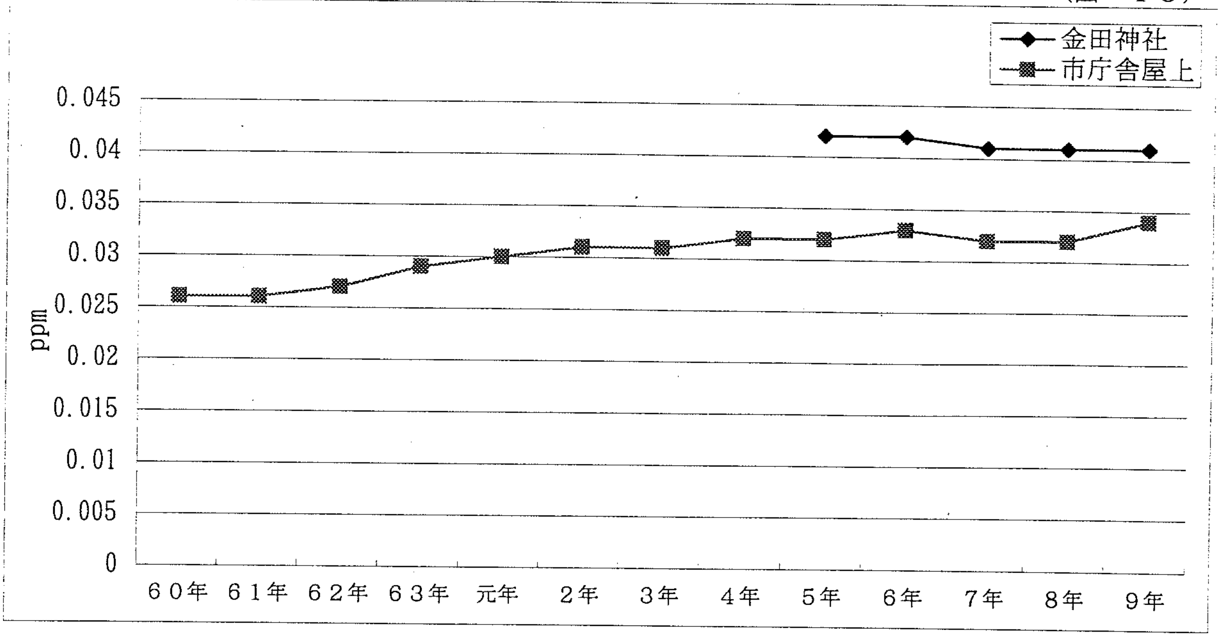

年度	６０年	６１年	６２年	６３年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
金田神社									0.042	0.042	0.041	0.041	0.041
市庁舎屋上	0.026	0.026	0.027	0.029	0.03	0.031	0.031	0.032	0.032	0.033	0.032	0.032	0.034

⑥　オキシダント（Ｏｘ）

オキシダントは、工場や自動車の排出ガスなどに含まれている窒素酸化物と、ガス状の炭化水素系の物質が紫外線を受けて光化学反応を起こして生成される光化学スモッグの原因物質である。

この物質は、濃度が高くなると目やのどに対する刺激や、植物を枯らす等の被害を与える。

９年度の被害は、ありませでしたが測定結果を環境基準と比較すると日数で４７日、時間数で１９２時間と大幅に環境基準を超過している。年平均値では、0.020ppmと昨年度より若干低い値である。また、光化学スモッグ注意報の発令基準である0.12ppmを超えた日はなく、経年変化でみても、横ばい傾向にある。

オキシダント（Ｏｘ）

（表－８）

測定場所	市庁舎屋上
有効測定日数	３４２日
測定時間数	８１９９時間
日最高１時間値の年平均値	０．４７ｐｐｍ
1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間とその割合	47日(12.9%) 192時間(2.3%)
1時間値が0.12ppmを超えた日数及び時間とその割合	０日(0%) ０時間(0%)
1時間値の年平均値	０．０２０ｐｐｍ

（図－１４）

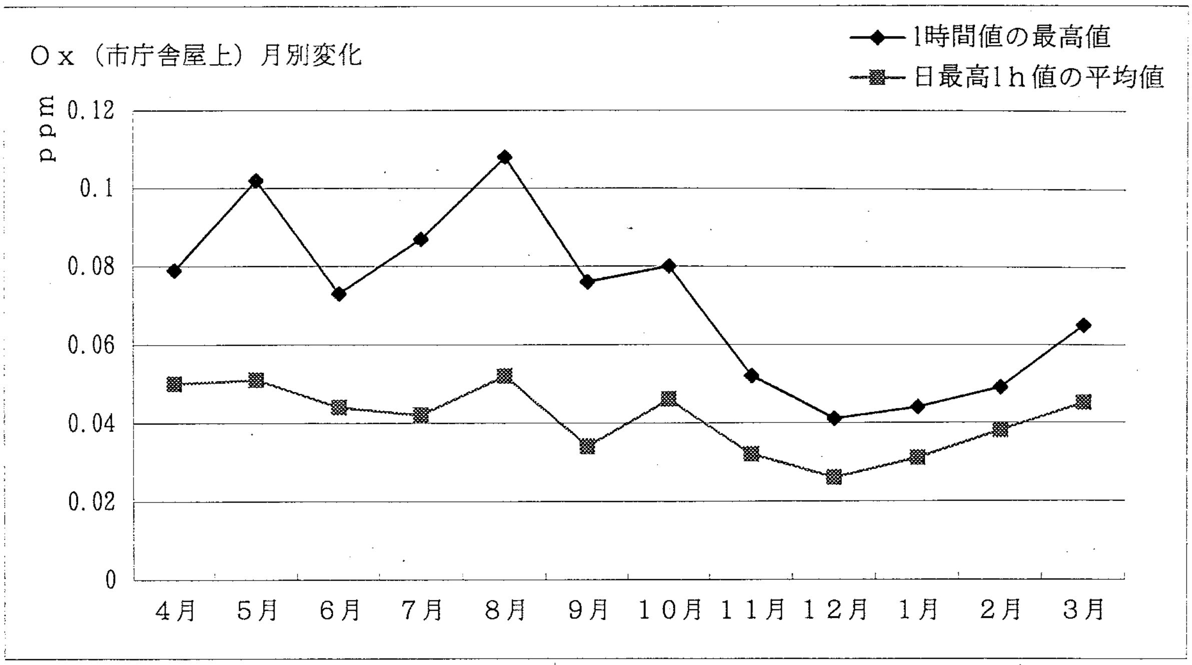

月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
1時間値の最高値	0.079	0.102	0.073	0.087	0.108	0.076	0.08	0.052	0.041	0.044	0.049	0.065
日最高1ｈ値の平均値	0.050	0.051	0.044	0.042	0.052	0.034	0.046	0.032	0.026	0.031	0.038	0.045

（図－１５）

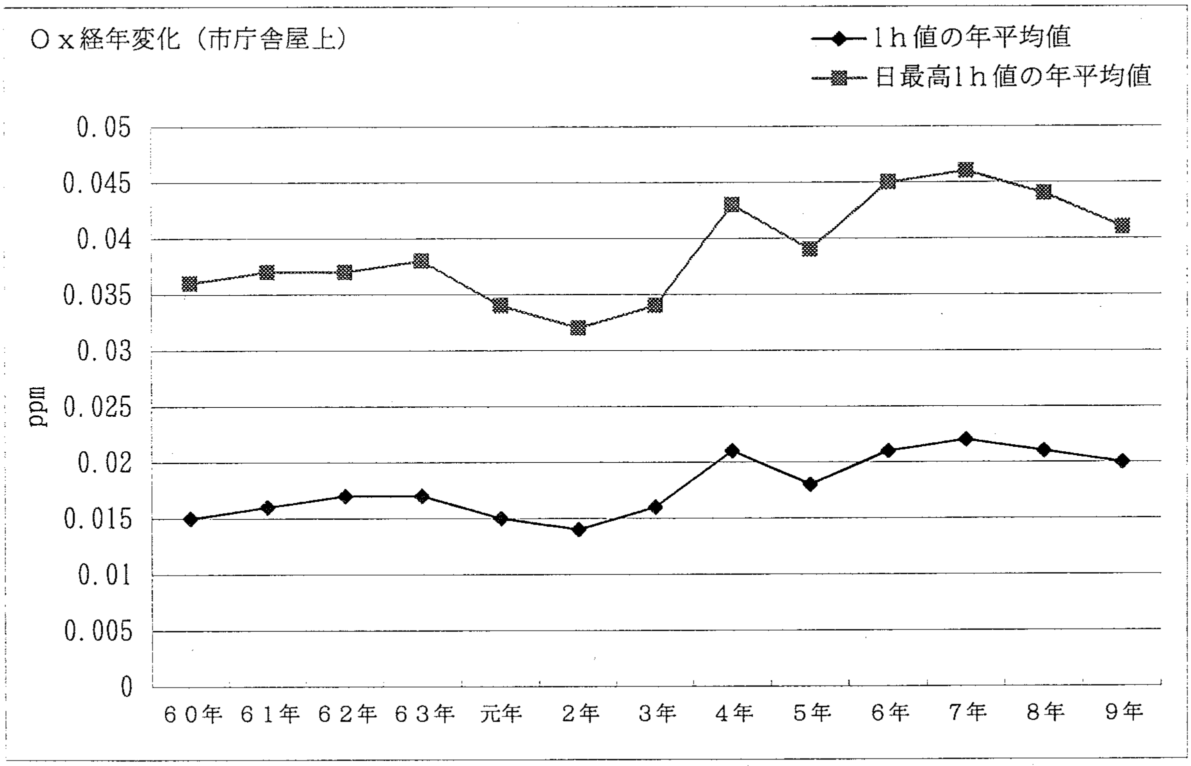

年度	６０年	６１年	６２年	６３年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
1ｈ値の年平均値	0.015	0.016	0.017	0.017	0.015	0.014	0.016	0.021	0.018	0.021	0.022	0.021	0.02
日最高1ｈ値の年平均値	0.036	0.037	0.037	0.038	0.034	0.032	0.034	0.043	0.039	0.045	0.046	0.044	0.041

市内測定点の項目別経年変化表（1時間値の年平均値）

（表－9）

測定場所	測定項目［単位］	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
市庁舎屋上	二酸化硫黄 (SO_2)［ppm］	0.008	0.007	0.007	0.007	0.008	0.008	0.008	0.009	0.008	0.007	0.007	0.008	0.008	0.006
	一酸化炭素 (CO)［ppm］	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	浮遊粒子状物質 (SPM)［mg/m^3］	0.052	0.048	0.050	0.050	0.050	0.059	0.051	0.053	0.049	0.045	0.047	0.05	0.048	0.049
	一酸化窒素 (NO)［ppm］	0.020	0.021	0.024	0.023	0.025	0.025	0.024	0.025	0.023	0.024	0.022	0.024	0.024	0.021
	二酸化窒素 (NO_2)［ppm］	0.026	0.026	0.027	0.029	0.030	0.031	0.031	0.032	0.032	0.032	0.033	0.032	0.032	0.034
	オキシダント (Ox)［ppm］	0.016	0.015	0.016	0.017	0.017	0.015	0.014	0.016	0.021	0.018	0.021	0.022	0.021	0.020
金田神社	一酸化炭素 (CO)［ppm］	中央通りから測定局移設									1.5	1.4	1.4	1.4	1.2
	浮遊粒子状物質 (SPM)［mg/m^3］										0.075	0.078	0.080	0.080	0.075
	一酸化窒素 (NO)［ppm］										0.130	0.117	0.110	0.114	0.115
	二酸化窒素 (NO_2)［ppm］										0.042	0.042	0.041	0.041	0.041

※　網文字の数値は、浮遊粉じんの測定値

（３） 自動測定機によるオキシダント濃度調査

① 玉川中学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間　平成９年４月１日～平成１０年３月３１日

調査場所　厚木市小野301番地の10　市立玉川中学校

測定方法　電気化学計器製ＧＸＨ－７２Ｍ型全オキシダント自動測定機を使用し、中性ヨウ化カリウム反応液による吸光光度法にて測定。

調査結果　この測定局は、昭和５９年７月から測定を開始した。

９年度のオキシダント濃度を環境基準と比較すると、0.006ppmを超えた時間数が315時間あり、全測定時間数8203時間に対する割合は、3.8%と昨年度の4.5%と比べ減少している。また、日数でも64日と昨年度の78日と比べ14日減少している。 また、注意報発令基準の0.12ppmを超えた日は無く、時間数でも無く昨年と同等でした。最高値は5月30日の0.105ppmであった。

なお、年平均値は0.023ppmで経年的にわずかずつではあるが減少してきている。

（表－１０）

測定場所	玉川中学校
有効測定日数	315日
測定時間数	8203時間
日最高１時間値の年平均値	0.042ppm
１時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間とその割合	64日(20.3%)315時間(3.8%)
１時間値が0.12ppmを超えた日数及び時間とその割合	0日(０%)　0時間(０%)
1時間値の年平均値	0.023ppm

オキシダント測定結果（玉川中学校）　（表－１１）

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.035	0.032	0.026	0.008	0.022	0.017	0.019	0.019	0.015	0.022	0.025	0.039	0.023
1時間値の最高値	0.088	0.105	0.088	0.064	0.092	0.064	0.055	0.065	0.043	0.049	0.051	0.087	0.105
全測定時間	683	697	680	689	691	680	664	682	704	706	633	694	8203
0.06ppmを超える時間数	73	56	46	1	42	2	0	3	0	0	0	92	315
割　合(%)	10.7	8.0	6.8	0.1	6.1	0.3	0	0.4	0	0	0	13.3	3.8
0.12ppmを超える時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間(5時～20時) の時間数	443	450	440	445	447	440	428	442	456	458	409	450	5308
0.06ppmを超える時間数	68	56	46	1	42	2	0	3	0	0	0	77	295
割　合(%)	15.3	12.4	10.5	0.2	9.4	0.5	0	0.7	0	0	0	17.1	5.6
0.12ppmを超える時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

玉川中学校におけるオキシダント濃度経年変化

単位ppm（表－１２）

年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1時間値の年平均値	0.026	0.024	0.026	0.024	0.025	0.020	0.02	0.018	0.023	0.024	0.025	0.024	0.023
4月～10月までの1時間値平均値	0.027	0.025	0.028	0.024	0.028	0.027	0.023	0.016	0.024	0.025	0.026	0.027	0.023

（図－１６）

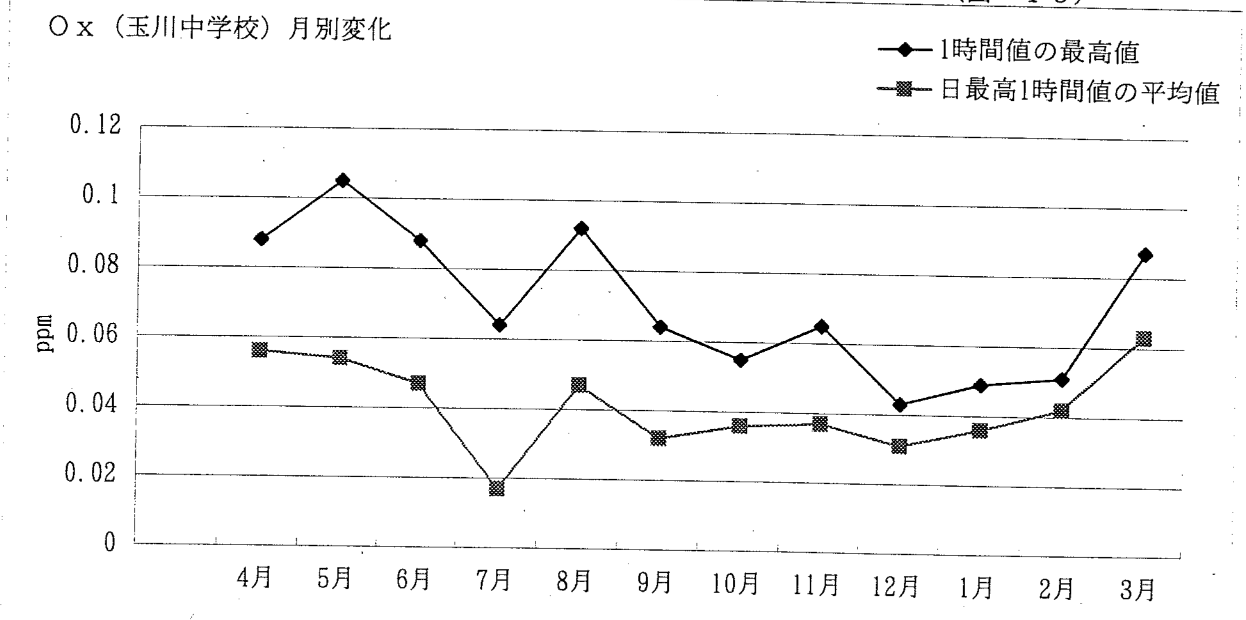

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の最高値	0.088	0.105	0.088	0.064	0.092	0.064	0.055	0.065	0.043	0.049	0.051	0.087
日最高1時間値の平均値	0.056	0.054	0.047	0.017	0.047	0.032	0.036	0.037	0.031	0.036	0.042	0.063

（図－１７）

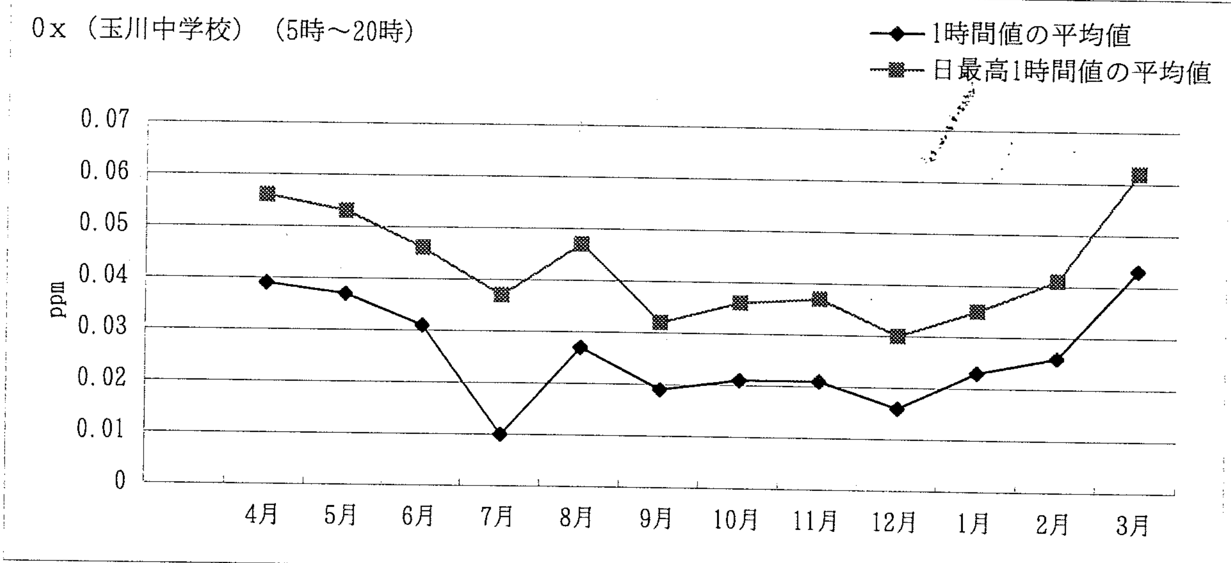

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の平均値	0.039	0.037	0.031	0.010	0.027	0.019	0.021	0.021	0.016	0.023	0.026	0.043
日最高1時間値の平均値	0.056	0.053	0.046	0.037	0.047	0.032	0.036	0.037	0.030	0.035	0.041	0.062

② 北小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間　　平成９年４月１日～平成１０年３月３１日

調査場所　　厚木市山際658番地　市立北小学校

測定方法　　電気化学計器製ＧＸＨ－７２Ｍ型全オキシダント自動測定機を使用し、中性ヨウ化カリウム反応液による吸光光度法にて測定。

調査結果　　この測定局は、昭和５４年９月から測定を開始した。

９年度のオキシダント濃度を環境基準と比較すると、0.006ppmを超えた時間数が168時間あり、全測定時間数8090時間に対する割合は、2.1％と昨年度の2.6％と比べ減少している。また、日数でも42日と昨年度の39日と比べ3日増加している。

また、注意報発令基準の0.12ppmを超えた日は無く、時間数でも無く昨年と同等でした。最高値は5月30日の0.102ppmであった。

なお、年平均値は0.015ppmで経年的には横ばい傾向にある。

（表－１３）

測定場所	北小学校
有効測定日数	３５１日
測定時間数	８０９０時間
日最高１時間値の年平均値	０.０３１ppm
１時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間とその割合	42日(11.7%)168時間(2.1%)
１時間値が0.12ppmを超えた日数及び時間とその割合	0日(０%) ０時間(０%)
1時間値の年平均値	０.０１５ppm

オキシダント測定結果（北小学校）　　（表－１４）

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.03	0.024	0.022	0.006	0.015	0.010	0.01	0.007	0.007	0.01	0.023	0.02	0.015
1時間値の最高値	0.09	0.102	0.097	0.041	0.09	0.067	0.056	0.042	0.028	0.032	0.051	0.068	0.102
全測定時間	644	701	683	708	559	679	698	681	707	706	620	704	8090
0.06ppmを超える時間数	84	20	41	0	16	2	0	0	0	0	0	5	168
割合(%)	13	2.9	6	0	2.9	0.3	0	0	0	0	0	0.7	2.1
0.12ppmを超える時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間(5時～20時）の時間数	416	453	443	460	459	439	450	441	459	458	400	456	5234
0.06ppmを超える時間数	83	20	41	0	16	2	0	0	0	0	0	5	167
割合(%)	20	4.4	9.3	0	4.5	0.5	0	0	0	0	0	1.1	3.2
0.12ppmを超える時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

北小学校におけるオキシダント濃度経年変化

単位ppm(表－15)

年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1時間値の年平均値	0.023	0.016	0.021	0.017	0.017	0.017	0.016	0.018	0.015	0.013	0.015	0.016	0.015
4月～10月までの1時間値平均値	0.026	0.017	0.024	0.019	0.019	0.02	0.017	0.021	0.016	0.015	0.019	0.017	0.018

(図－18)

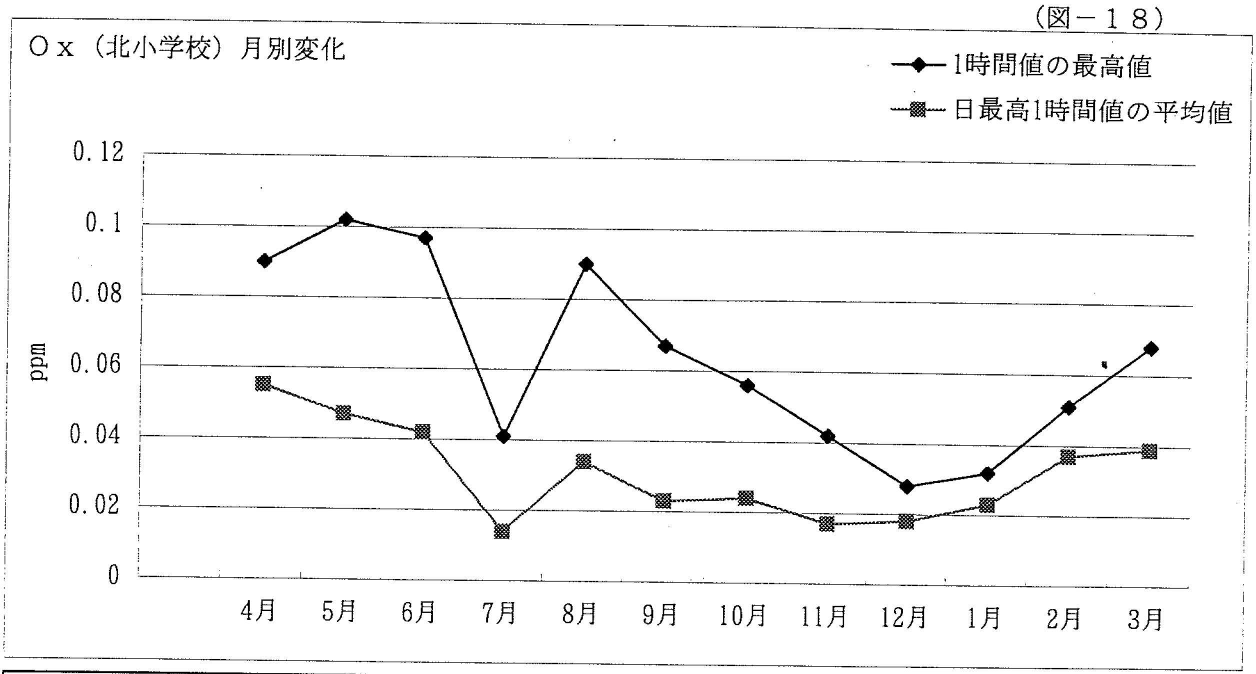

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の最高値	0.090	0.102	0.097	0.041	0.090	0.067	0.056	0.042	0.028	0.032	0.051	0.068
日最高1時間値の平均値	0.055	0.047	0.042	0.014	0.034	0.023	0.024	0.017	0.018	0.023	0.037	0.039

(図－19)

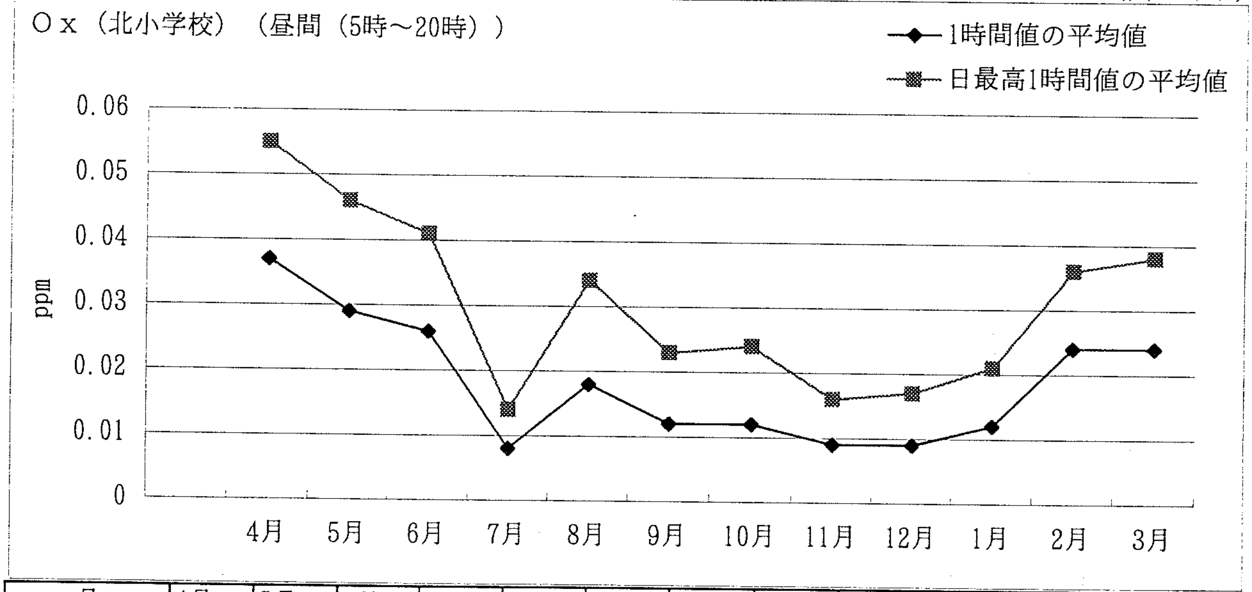

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の平均値	0.037	0.029	0.026	0.008	0.018	0.012	0.012	0.009	0.009	0.012	0.024	0.024
日最高1時間値の平均値	0.055	0.046	0.041	0.014	0.034	0.023	0.024	0.016	0.017	0.021	0.036	0.038

③　上荻野小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間　　平成９年４月１日～平成１０年３月３１日

調査場所　　厚木市上荻野1429番地　　市立上荻野小学校

測定方法　　電気化学計器製ＧＸＨ－７２Ｍ型全オキシダント自動測定機を使用し、中性ヨウ化カリウム反応液による吸光光度法にて測定。

調査結果　　この測定局は、昭和５９年４月から測定を開始した。

９年度のオキシダント濃度を環境基準と比較すると、0.006ppmを超えた時間数が247時間あり、全測定時間数8173時間に対する割合は、3.0%と昨年度の3.9%と比べ減少している。また、日数でも52日と昨年度の61日と比べ9日減少している。

また、注意報発令基準の0.12ppmを超えた日は無く、時間数でも無く昨年と同等でした。最高値は5月30日の0.106ppmであった。

なお、年平均値は0.022ppmで経年的には若干減少傾向にある。

（表－１６）

測定場所	上荻野小学校
有効測定日数	３５３日
測定時間数	８１７３時間
日最高１時間値の年平均値	０．０３８ppm
１時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間とその割合	52日(14.5%)247時間(3.0%)
１時間値が0.12ppmを超えた日数及び時間とその割合	0日(0%)　0時間(0%)
1時間値の年平均値	０．０２２ppm

オキシダント測定結果（上荻野小学校）　　（表－１７）

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.039	0.032	0.022	0.015	0.021	0.016	0.021	0.015	0.015	0.019	0.014	0.032	0.022
1時間値の最高値	0.092	0.106	0.083	0.095	0.091	0.059	0.076	0.054	0.041	0.053	0.036	0.071	0.106
全測定時間	671	702	683	707	702	681	661	680	704	704	617	661	8173
0.06ppmを超える時間数	113	43	18	15	36	0	3	0	0	0	0	19	247
割　合(%)	16.8	6.1	2.6	2.1	5.1	0	0.5	0	0	0	0	2.9	3.0
0.12ppmを超える時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間(5時～20時）の時間数	435	454	443	459	454	441	426	441	456	456	401	429	4836
0.06ppmを超える時間数	105	43	18	15	36	0	3	0	0	0	0	15	220
割　合(%)	24.1	9.5	4.1	3.3	7.9	0	0.7	0	0	0	0	3.5	4.5
0.12ppmを超える時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

上荻野小学校におけるオキシダント濃度経年変化

単位ppm（表－１８）

年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1時間値の年平均値	0.03	0.026	0.024	0.028	0.027	0.027	0.024	0.024	0.021	0.025	0.026	0.025	0.023
4月～10月までの1時間値平均値	0.032	0.027	0.025	0.029	0.029	0.028	0.027	0.028	0.028	0.024	0.027	0.028	0.024

（図－２０）

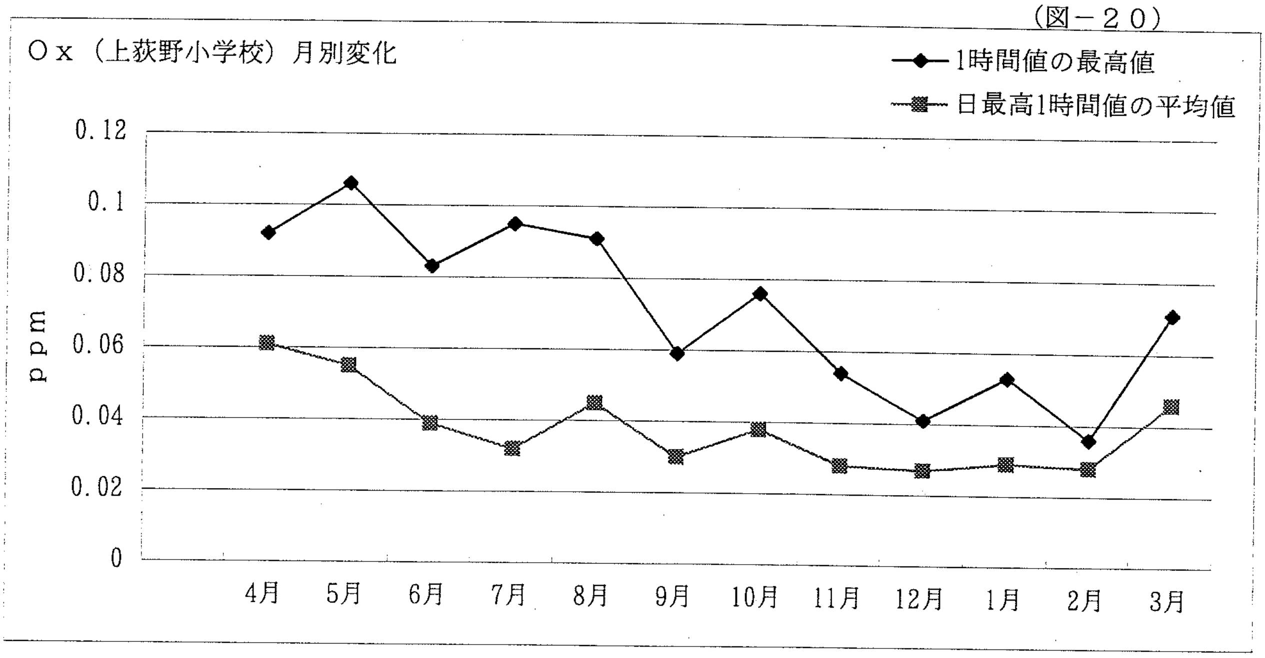

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の最高値	0.092	0.106	0.083	0.095	0.091	0.059	0.076	0.054	0.041	0.053	0.036	0.071
日最高1時間値の平均値	0.061	0.055	0.039	0.032	0.045	0.03	0.038	0.028	0.027	0.029	0.028	0.046

（図－２１）

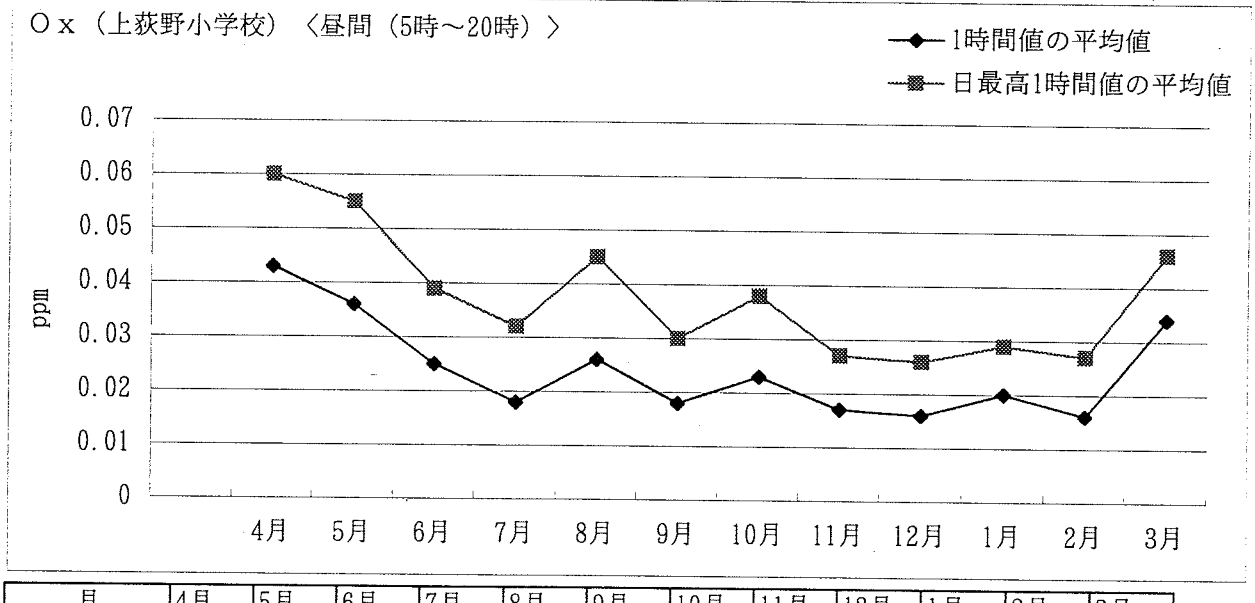

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の平均値	0.043	0.036	0.025	0.018	0.026	0.018	0.023	0.017	0.016	0.02	0.016	0.034
日最高1時間値の平均値	0.06	0.055	0.039	0.032	0.045	0.03	0.038	0.027	0.026	0.029	0.027	0.046

Ｏｘ経年変化（1時間値の年平均値）

（図－２２）

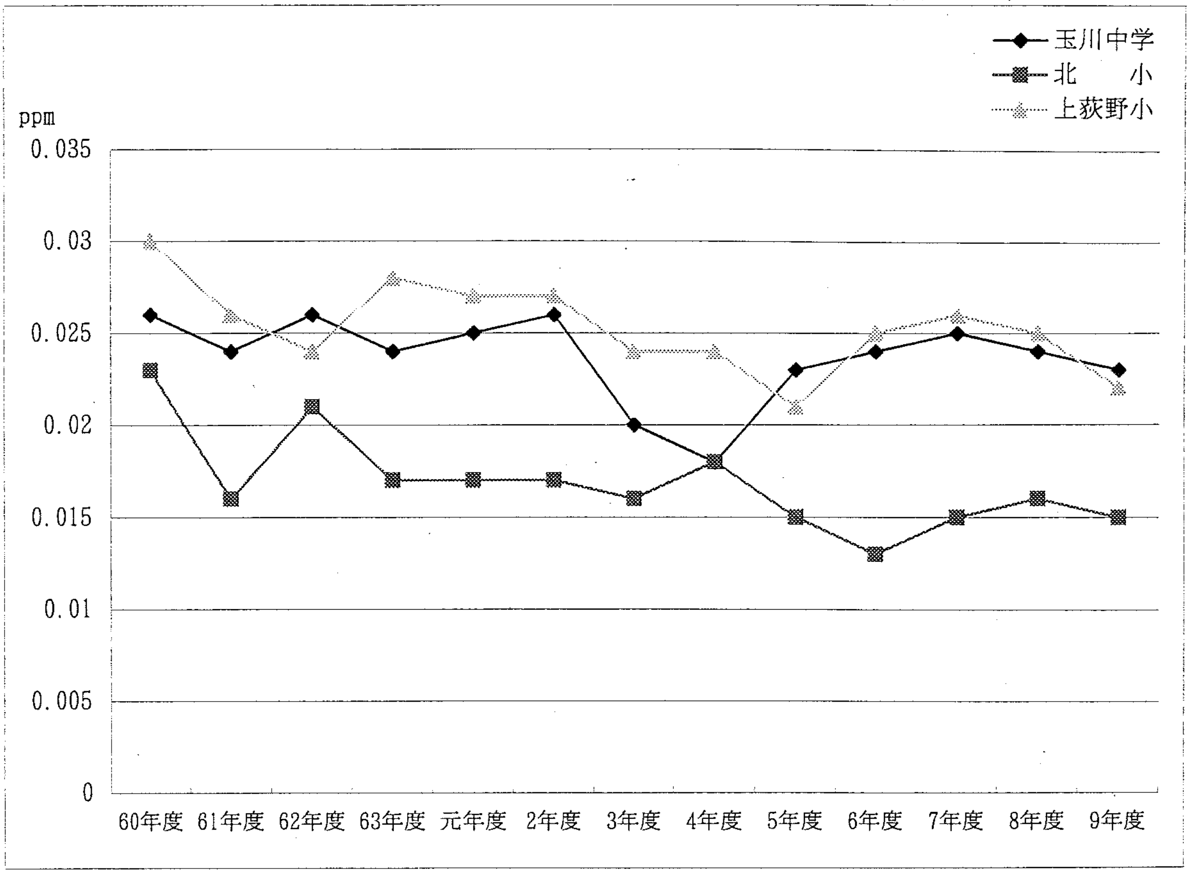

年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
玉川中学	0.026	0.024	0.026	0.024	0.025	0.026	0.020	0.018	0.023	0.024	0.025	0.024	0.023
北　　小	0.023	0.016	0.021	0.017	0.017	0.017	0.016	0.018	0.015	0.013	0.015	0.016	0.015
上荻野小	0.030	0.026	0.024	0.028	0.027	0.027	0.024	0.024	0.021	0.025	0.026	0.025	0.022

（4） 自動測定機による窒素酸化物濃度調査

① 不燃物処理場跡地における窒素酸化物濃度調査

調査期間　　平成９年４月１日～平成１０年３月３１日

調査場所　　厚木市船子262番地　厚木市不燃物処理場跡地

測定方法　　電気化学計器製ＧＰＨ－74Ｍ－1型窒素酸化物自動測定機を使用し、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法にて測定

測定結果　　この測定局は、昭和５５年９月から測定を開始した。

９年度の二酸化窒素濃度を環境基準と比較すると、0.006ppmを超えた日が100日あり、昨年度の103日と比べ若干減少している。全測定日数(356日）に対する割合は29.3%と高い値を占めている。また、１時間値の年平均値では0.051ppmであり、ほぼ横ばい傾向にある。

一酸化窒素については環境基準の設定がないが、９年度の１時間値の年平均値は、0.130ppmであり経年的にほぼ横ばいといえる。

二酸化窒素測定結果（不燃物処理場跡地）

（表－１９）

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.052	0.047	0.043	0.039	0.041	0.045	0.052	0.054	0.058	0.055	0.062	0.058	0.051
1時間値の最高値	0.119	0.100	0.090	0.105	0.114	0.12	0.107	0.107	0.116	0.129	0.184	0.128	0.184
日平均値の98%値	0.069	0.065	0.064	0.063	0.064	0.062	0.067	0.069	0.074	0.077	0.080	0.075	0.076
全測定 日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	356
全測定 (時間数)	715	738	716	739	738	713	740	715	711	732	667	739	8663
日平均値0.06ppmを超えた日数	5	3	3	2	5	2	6	11	14	14	17	18	100
割合（%）	16.7	9.7	10.0	6.5	16.1	6.7	19.4	36.7	45.2	45.2	60.7	58.1	29.3

（図－２３）

NO（不燃物処理場跡地）月別変化

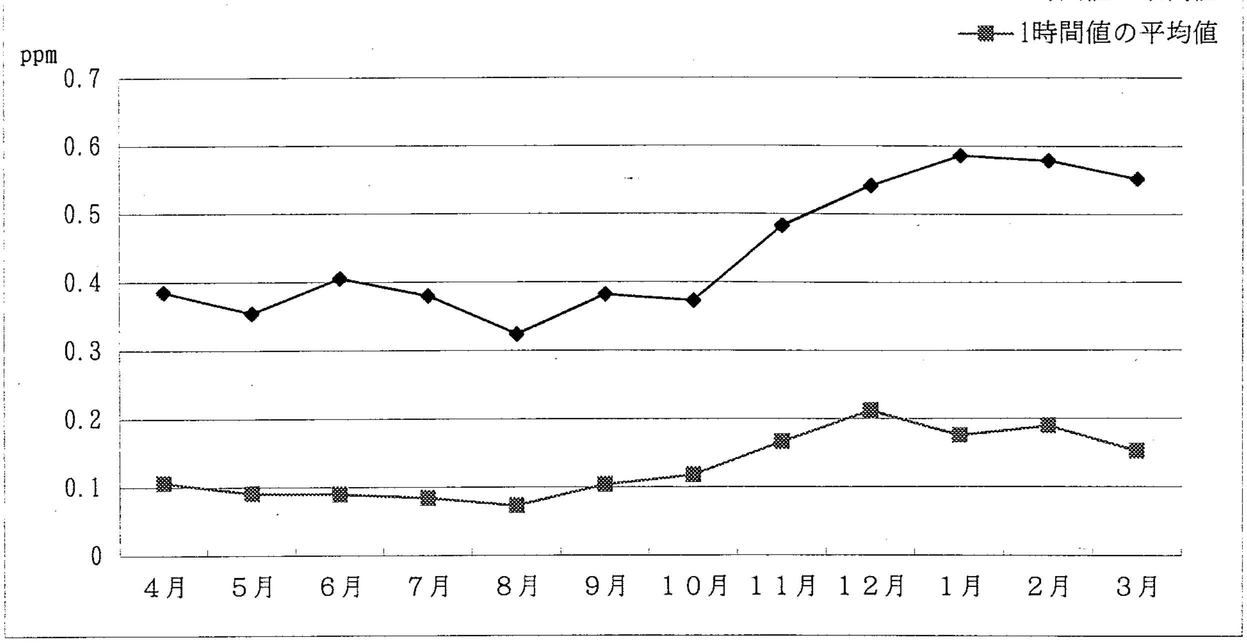

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の最高値	0.385	0.354	0.405	0.380	0.324	0.382	0.373	0.483	0.542	0.586	0.579	0.552
1時間値の平均値	0.106	0.091	0.090	0.084	0.073	0.104	0.118	0.166	0.212	0.175	0.189	0.152

NO_2（不燃物処理場跡地）月別変化　（図－２４）

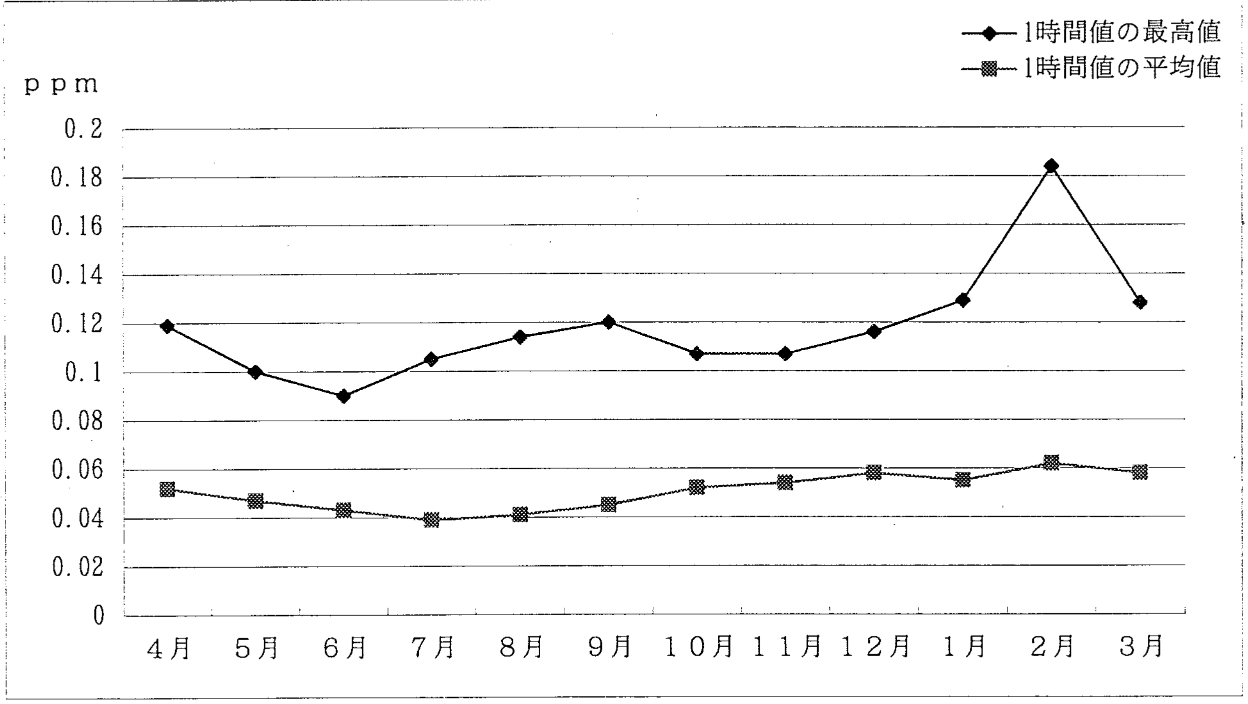

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の最高値	0.119	0.100	0.090	0.105	0.114	0.120	0.107	0.107	0.116	0.129	0.184	0.128
1時間値の平均値	0.052	0.047	0.043	0.039	0.041	0.045	0.052	0.054	0.058	0.055	0.062	0.058

（図－２５）

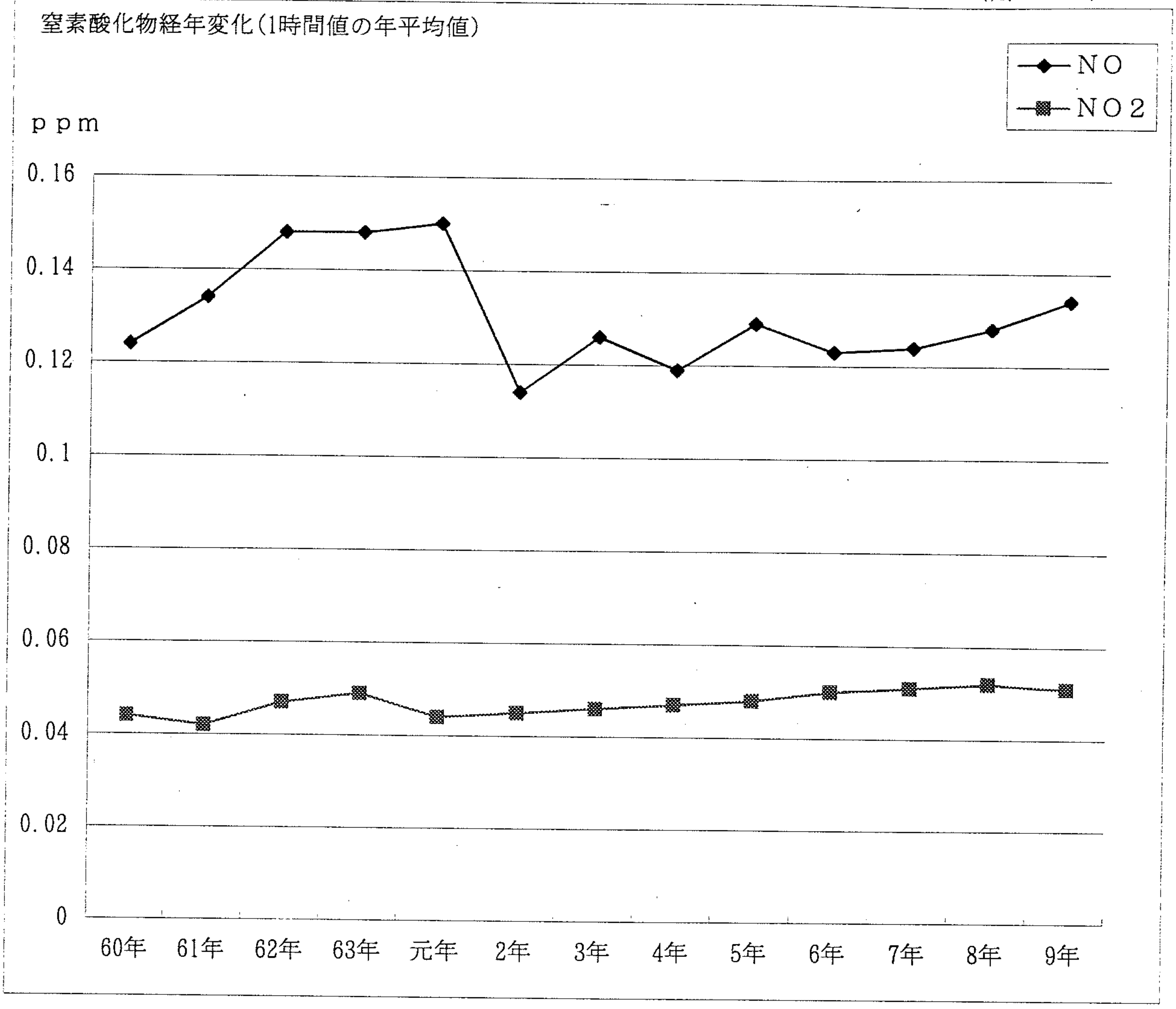

年度	60年	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
ＮＯ	0.124	0.134	0.148	0.148	0.15	0.114	0.126	0.119	0.129	0.123	0.124	0.128	0.134
ＮＯ２	0.044	0.042	0.047	0.049	0.044	0.045	0.046	0.047	0.048	0.050	0.051	0.052	0.051

② 緑ヶ丘小学校における窒素酸化物濃度調査

調査期間　　平成９年４月１日～平成１０年３月３１日
調査場所　　厚木市緑ヶ丘4－1－1　市立緑ヶ丘小学校
測定方法　　電気化学計器製ＧＰＨ－74M－1型窒素酸化物自動測定機を使用し、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法にて測定
測定結果　　この測定局は、昭和６０年９月から測定を開始した。
９年度の二酸化窒素濃度を環境基準と比較すると、0.006ppmを超えた日がなく。また、１時間値の年平均値では0.020ppmであり、昨年度より若干減少している。
一酸化窒素については環境基準の設定がないが、９年度の１時間値の年平均値は、0.010ppmであり経年的にほぼ横ばいといえる。

二酸化窒素測定結果（緑ヶ丘小学校）

（表－２０）

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.023	0.02	0.017	0.017	0.01	0.012	0.016	0.022	0.027	0.021	0.027	0.022	0.02
1時間値の最高値	0.09	0.056	0.058	0.071	0.043	0.042	0.063	0.067	0.07	0.085	0.12	0.071	0.012
日平均値の98%値	0.039	0.033	0.03	0.044	0.017	0.02	0.029	0.031	0.036	0.038	0.045	0.037	0.039
全測定 日数	30	31	29	31	31	30	31	30	31	31	28	31	363
全測定 (時間数)	715	738	693	736	737	716	739	716	738	737	666	738	8669
日平均値0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合（%）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（図－２６）

ＮＯ（緑ヶ丘小学校）月別変化

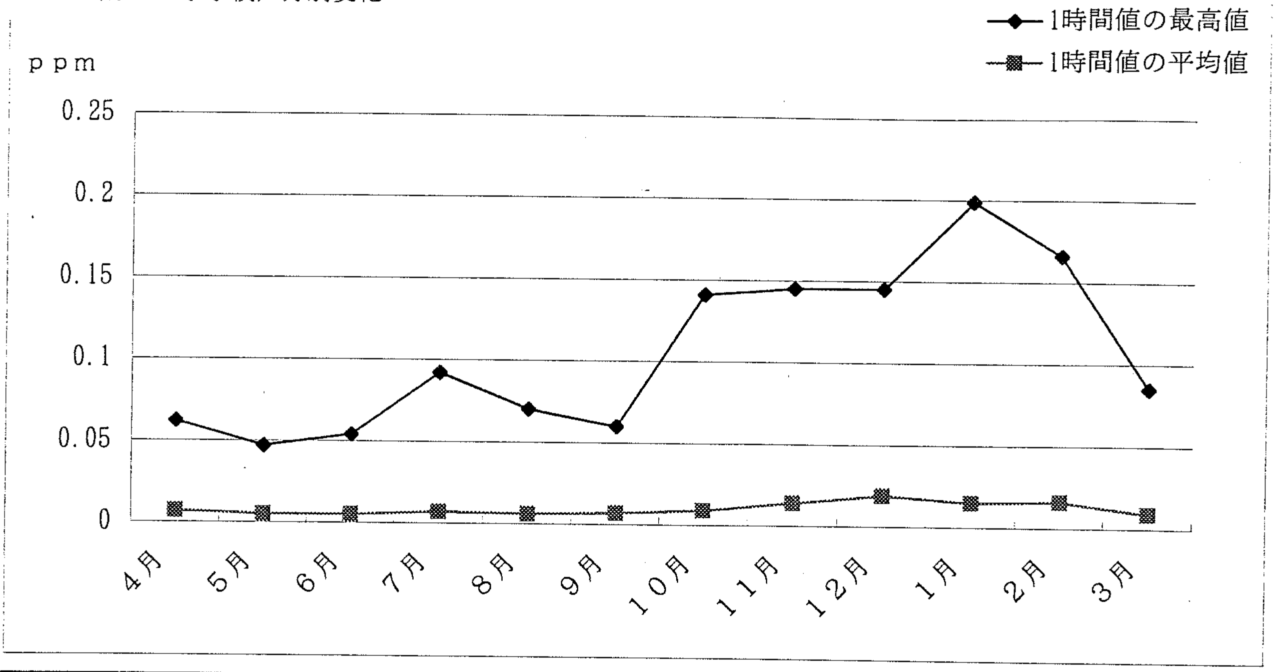

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の最高値	0.062	0.047	0.054	0.092	0.070	0.060	0.141	0.145	0.145	0.199	0.166	0.085
1時間値の平均値	0.007	0.005	0.005	0.007	0.006	0.007	0.009	0.014	0.019	0.015	0.016	0.009

ＮＯ２（緑ヶ丘小学校）月別変化

（図－２７）

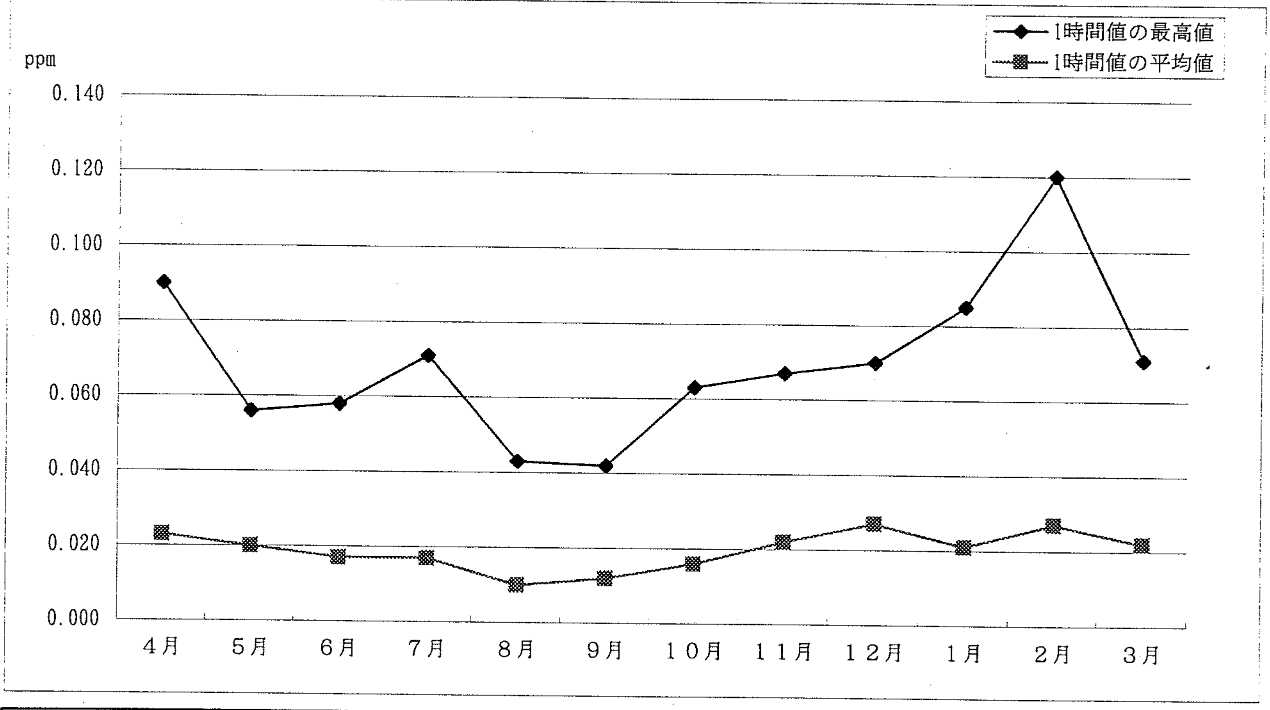

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の最高値	0.090	0.056	0.058	0.071	0.043	0.042	0.063	0.067	0.070	0.085	0.120	0.071
1時間値の平均値	0.023	0.020	0.017	0.017	0.010	0.012	0.016	0.022	0.027	0.021	0.027	0.022

（図－２８）

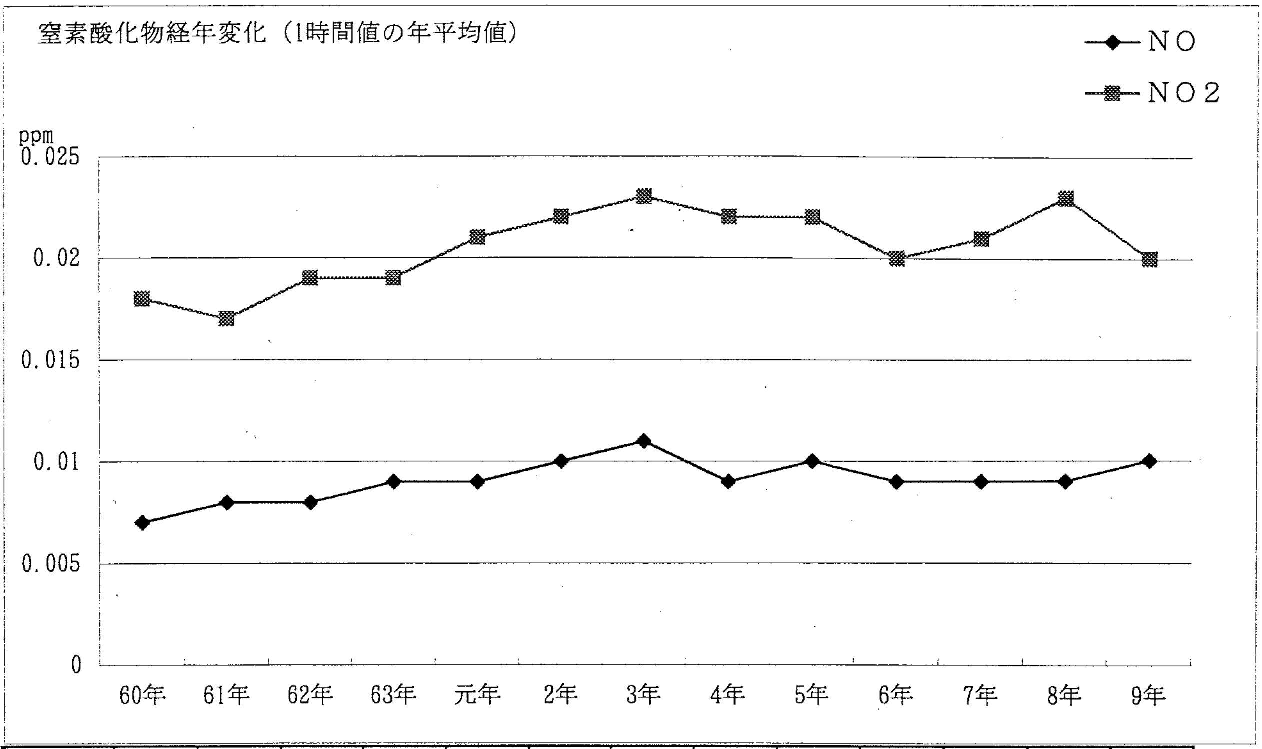

年度	60年	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
ＮＯ	0.007	0.008	0.008	0.009	0.009	0.01	0.011	0.009	0.01	0.009	0.009	0.009	0.01
ＮＯ２	0.018	0.017	0.019	0.019	0.021	0.022	0.023	0.022	0.022	0.020	0.021	0.023	0.02

NO_2経年変化（１時間値の年平均値）

（図－２９）

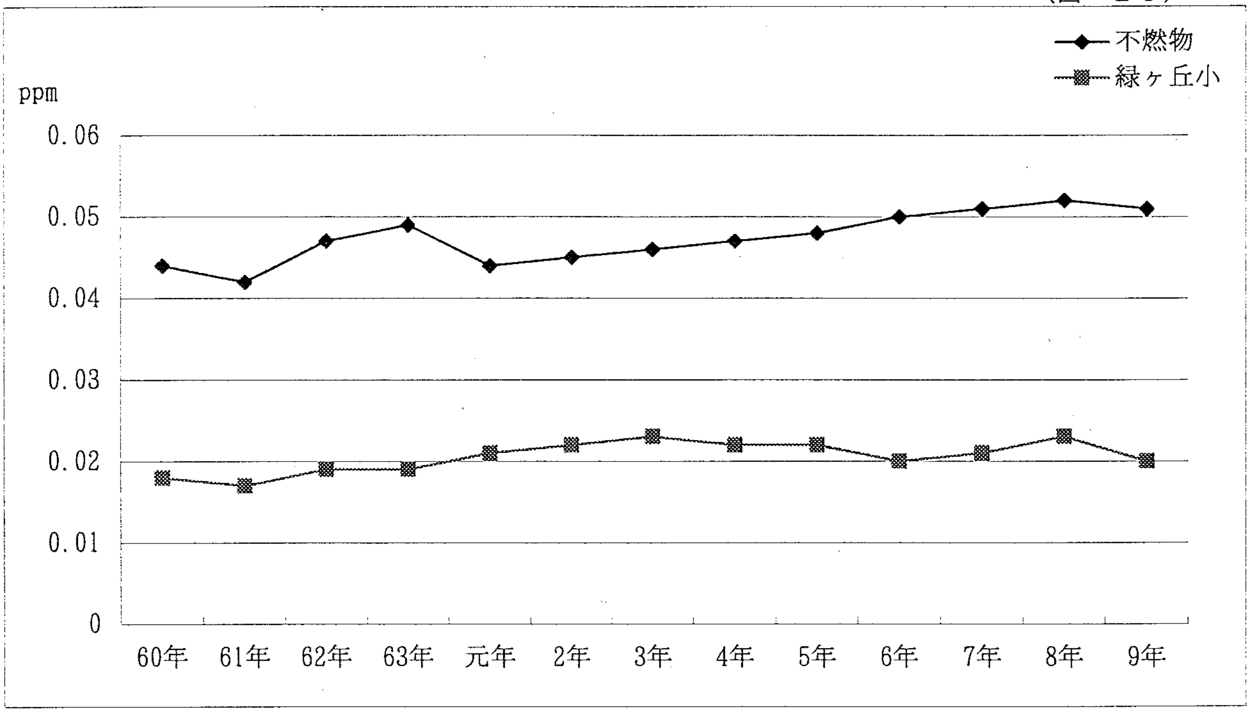

年度	60年	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
不燃物	0.044	0.042	0.047	0.049	0.044	0.045	0.046	0.047	0.048	0.050	0.051	0.052	0.051
緑ヶ丘小	0.018	0.017	0.019	0.019	0.021	0.022	0.023	0.022	0.022	0.020	0.021	0.023	0.02

自動測定機によるオキシダント濃度測定結果

（表－２１）

測定局名	測定年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
玉川中学校	1時間値の最高値	0.088	0.105	0.088	0.064	0.092	0.064	0.055	0.065	0.043	0.049	0.087	0.087	0.105
	1時間値の平均値	0.035	0.032	0.026	0.008	0.022	0.017	0.019	0.019	0.015	0.022	0.025	0.039	0.023
	日最高1時間値の平均値	0.056	0.054	0.047	0.017	0.047	0.032	0.036	0.037	0.031	0.036	0.042	0.063	0.044
	環境基準を超えた日数	12	12	8	1	11	1	0	2	0	0	0	17	64
上荻野小学校	1時間値の最高値	0.092	0.106	0.083	0.095	0.091	0.059	0.076	0.054	0.041	0.053	0.036	0.071	0.106
	1時間値の平均値	0.039	0.032	0.022	0.015	0.021	0.016	0.021	0.015	0.015	0.019	0.014	0.032	0.022
	日最高1時間値の平均値	0.061	0.055	0.039	0.032	0.045	0.03	0.038	0.028	0.027	0.029	0.028	0.046	0.039
	環境基準を超えた日数	18	11	5	4	10	0	1	0	0	0	0	3	52
北小学校	1時間値の最高値	0.09	0.102	0.097	0.041	0.09	0.067	0.056	0.042	0.028	0.032	0.051	0.068	0.102
	1時間値の平均値	0.03	0.024	0.022	0.006	0.015	0.01	0.01	0.007	0.007	0.01	0.023	0.02	0.015
	日最高1時間値の平均値	0.055	0.047	0.042	0.014	0.034	0.023	0.024	0.017	0.018	0.023	0.037	0.039	0.031
	環境基準を超えた日数	15	9	7	0	8	1	0	0	0	0	0	2	42

自動測定機による窒素酸化物濃度測定結果（二酸化窒素）

（表－２２）

測定局名	測定年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
不燃物処理場跡地	1時間値の最高値	0.119	0.1	0.09	0.105	0.114	0.12	0.107	0.107	0.116	0.129	0.184	0.128	0.187
	1時間値の平均値	0.052	0.047	0.043	0.039	0.041	0.045	0.052	0.054	0.058	0.055	0.062	0.058	0.051
	日平均値の最高値	0.085	0.067	0.064	0.064	0.064	0.064	0.076	0.069	0.076	0.086	0.096	0.075	0.096
	日平均値0.06ppmを超えた日数	5	3	3	2	5	2	6	11	14	14	17	18	100
緑ヶ丘小学校	1時間値の最高値	0.09	0.056	0.058	0.071	0.043	0.042	0.063	0.067	0.07	0.085	0.12	0.071	0.12
	1時間値の平均値	0.023	0.02	0.17	0.017	0.01	0.012	0.016	0.022	0.027	0.021	0.027	0.022	0.02
	日平均値の最高値	0.056	0.036	0.036	0.045	0.017	0.025	0.037	0.031	0.04	0.039	0.051	0.037	0.056
	日平均値0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（５） 光化学スモッグ

昭和４５年東京都に発生した光化学スモッグは、翌昭和４６年厚木市の玉川中学校の生徒にも被害が発生し、全国的に大きな社会問題となった。

光化学スモッグ発生のメカニズムは十分解明されたとはいえないが、工場や自動車の排ガスなどに含まれている窒素酸化物と、ガス状の炭化水素系物質が太陽の紫外線のもとで光化学反応を起こし、二次的産物である光化学オキシダントを生成し、これが光化学スモッグの原因となり目やのどに対する刺激や、植物が枯れる等の被害が発生するといわれている。

光化学スモッグの発生は気象条件に左右されやすく、次のような条件が重なる夏期は特に発生しやすい。

・天候が晴れで日射量が多い　　・風速が３ｍ／秒未満
・最高気温が２５℃以上　　・視界が悪く４～６ｋｍ以下

光化学スモッグ緊急時の発令基準

（表－２３）

予報			注意報	警報	重大緊急時警報
前日（午後5時）	当日（午後10時）	特別（随時）			
注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあると予測したとき			1時間値0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった時	1時間値0.24ppm以上である大気の汚染の状態になった時	1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になった時

① 光化学スモッグ注意報発令状況

神奈川県では４月から10月までの７か月間をスモッグの発令期間としている。

平成９年度は県下に４回緊急措置（注意報）が発令され、うち厚木市の属する県央地域には2回発令された。

９年度は、発生時期が８月下旬に集中しています。これは８月下旬から夏型の高気圧に覆われ晴天の日が続いたためと考えられます。

県下における発令回数は若干減少傾向にある。

なお、４年度以降は市内において被害者は出ていない。

※ 県央地区とは、厚木市・相模原市・座間市・大和市・伊勢原市・秦野市・海老名市綾瀬市・愛川町を総称する。

光化学スモッグ注意報発令状況（県央地域）

（表－２４）

回数	発令日	発令時間 解除時間	発令場所	Ｏｘ最高濃度 (ppm)	時間
1	8月21日	13:20～15:00	相模原市役所	0.134	13:00
2	8月28日	15:20～18:20	相模原市相模台	0.148	15:00

（図－３０）

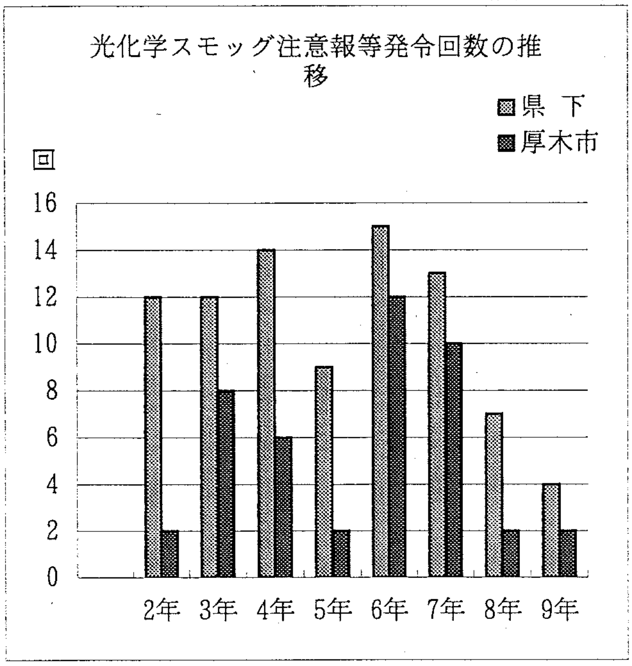

（図－３１）

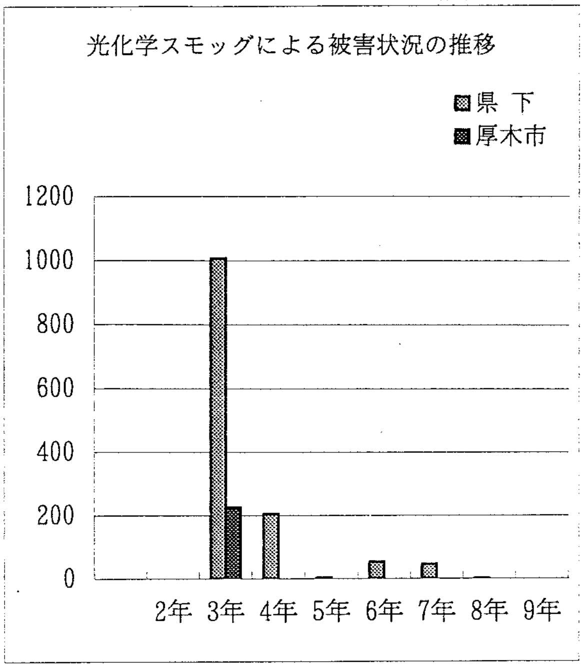

年 度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
県 下	12	12	14	9	15	13	7	4
厚木市	2	8	6	2	12	10	2	2

年 度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
県 下	0	1007	205	3	53	46	1	0
厚木市	0	226	0	0	0	0	0	0

② 光化学スモッグ対策

光化学スモッグによる被害防止のため、神奈川県では、昭和４６年５月「光化学公害緊急時の暫定措置要綱」を定め、緊急時の体制を整備するとともに、４７年６月には「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」を制定施行した。厚木市においても、昭和４６年７月に「厚木市光化学スモッグ公害対策実施要綱」を定め、その後、更にこの体制を強化するため、昭和５８年４月に全面改正を行い、新たに「厚木市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」とし、県から注意報等の緊急措置が発令された際の被害防止の措置を定めている。

市は、緊急時措置発令の情報を県からテレファックス（自動伝送装置で、市環境総務課内に設置）により受けた場合、それを市民に迅速かつ的確に周知し、光化学スモッグによる被害防止措置を早急に実施する必要がある。

このため、市では、次のような方法で情報の周知を図っている。

[一般市民]

● 防災行政無線による放送

市内２６５か所に設置された無線網を使用する。これは昭和５７年度から運用を開始したものである。

● 「光化学スモッグ注意報発令中」等の表示板の掲示

市内２９か所に表示板を掲出する。

表示場所は次のところ。市庁舎、市消防本部、総合福祉センター、市保健センター(女性センター)、市役所駅連絡所（本厚木駅）、市荻野運動公園、市文化会館、市営グランド、市営玉川野球場、市七沢自然教室、市中央図書館、市立公民館（１２館）、市農協依知・相川支所、イトーヨーカ堂厚木店、マツザカヤストア（緑ヶ丘団地）

● 県テレホン・サービス（電話番号　０４６３－２４－３３２２）

緊急時措置発令等の情報を刻々とわかりやすく的確に知らせるため、テレホン・サービス装置を設置してある。

● 報道機関に対する情報提供

[学校・保育所(園)・幼稚園]

● 小・中学校への周知

環境総務課から教育委員会学校管理課を通じて周知する。なお、市域内の高校へは、県大気保全課が県学校担当組織により周知する。

● 保育所(園)

環境総務課から児童福祉課を通じて周知する。

● 幼稚園

環境総務課から周知する。

緊急時等の措置

（表－２５）

予報		注意報	警報	重大緊急時警報
前日	当日及び特別			
1 ばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底し、不要不急の燃焼を中止すること (2) 翌日午前6時から通常燃料使用量の削減若しくは、同程度の措置、燃焼を伴わずに窒素酸化物が発生する作業の自粛及び炭化水素系物質を取り扱っている場合は、その排出防止に努めること について協力を要請する。 2 一般県民に対し (1) 自動車の使用の自粛 (2) 学童、生徒の特に過激な運動の自粛 について協力を要請する。	1 主要ばい煙排出者に対し、ばい煙減少計画の注意報段階の措置を実施することについて協力を要請する。 2 1以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止すること について協力を要請する。 3 一般県民に対し (1) 自動車の使用の自粛 (2) 学童、生徒の特に過激な運動の自粛 について協力を要請する。	第一種措置 1 主要ばい煙排出者に対し、 (1) 原則として、通常燃料使用量の２０％減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む。）は、その排出防止に努めること を勧告する。 2 1以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止すること を勧告する。 3 自動車使用者に対し、必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。 4 一般県民に対し (1) 自動車の使用、外出の自粛 (2) 学童、生徒の過激な運動の自粛 を要請する。	第二種措置 1 主要ばい煙排出者に対し、 (1) 原則として、通常燃料使用量の２５％減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む。）は、その排出防止に努めること を勧告する。 2 1以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止すること を勧告する。 3 自動車使用者に対し、必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。 4 一般県民に対し (1) 自動車の使用、外出の自粛 (2) 学童、生徒の過激な運動の中止 を要請する。	第三種措置 1 主要ばい煙排出者に対し、 (1) 原則として、通常燃料使用量の４０％減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとることを命令する。 (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業中止を勧告する。 (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む。）は、その作業の中止を勧告する。 2 必要に応じ公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請する。 3 一般県民に対し (1) 自動車の使用、外出の自粛 (2) 学童、生徒の屋外運動の中止 を要請する。

（６） **酸性雨（湿性大気汚染）**

酸性雨は、工場・自動車等から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が上空で移流拡散する間に硫酸や硝酸等の物質に交換され、それらが雨水に取り込まれることにより起こるといわれている。

一般に大気の正常な地域に降る雨水の酸制度（ｐＨ）は、大気中の二酸化炭素により雨水が飽和されることから、pH5.6程度になるといわれ、それよりも低い値を示す雨水を酸性雨と呼んでいる。

神奈川県では昭和４９年から調査を開始。毎年県下の雨水を採取・分析する酸性雨実態調査を被害の発生しやすい梅雨時期に行ってきている。本市ではその調査に協力する形で当初より参加している。

・市内の調査状況

期　　間　　平成９年６月９日～７月１１日

測定場所　　市庁舎屋上

測定結果　　表－２６のとおり

（表－２６）

場所	採取方法	測定回数	ｐＨ		
			最低	最高	単純平均
市庁舎屋上	初期１mm降水	7	4.62	6.08	5.05
	１降水全量	7	4.6	6.14	5.05

（図－３２）

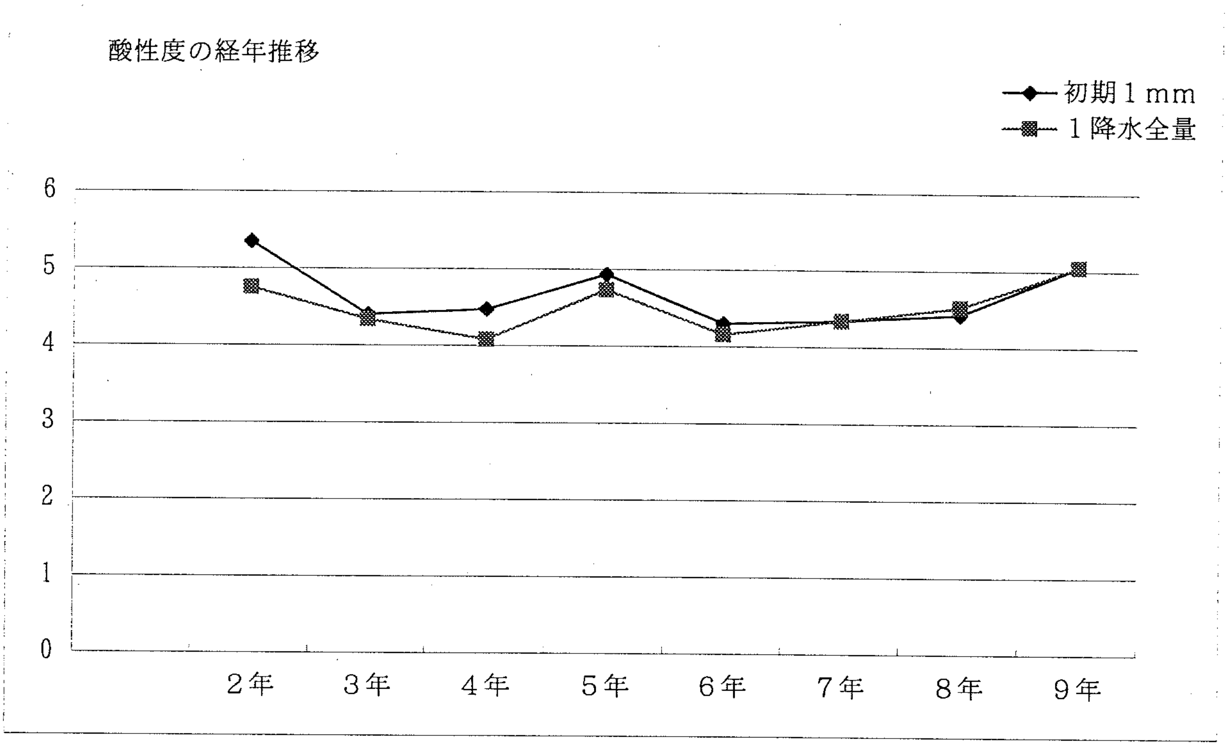

年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
初期１mm	5.35	4.4	4.47	4.93	4.3	4.34	4.42	5.05
１降水全量	4.75	4.34	4.08	4.73	4.16	4.34	4.52	5.05

3 水質汚濁

(1) 概　　況

我が国における水質汚濁に関する法律は、昭和33年12月に「水質安全法」及び「工場排水法」の旧水質二法が制定されたのが始まりである。

その後、昭和42年に「公害対策基本法」が制定され、環境基準を目標として計画的かつ総合的な公害行政の進むべき方向が示された。また、同年12月に「水質汚濁防止法」が、公共用水域の水質保全のための総合立法として制定された。

市内には県民の飲料水、農業用水、あるいはレクリエーションの場としてなど広く利用されている相模川を始め、その支流の中津川、小鮎川、荻野川及び玉川の6河川が流れており、寒川取水堰より上流の相模川水域は、特に水質の保全が要求される地域として法や条例により、工場等の排水が厳しく規制されている。

昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長時代に伴う相次ぐ工場進出により、深刻化していた水質汚濁の問題も、法の整備強化や企業の積極的な排水対策の実施により、有害物質による汚染は改善され、問題のない状況になっている。しかし、公共下水道の普及が促進されているにもかかわらず、有機性汚濁による汚染状況は改善の傾向は見られない。

この原因としては、生活排水や畜産汚水といった直接的な原因から、森林の伐採、舗装域の拡大、農地の減少等による保水量の減少、あるいは、治水を主体とした河川構造等の問題などの間接的な原因が複合的に作用した結果と思われ、河川の水質浄化対策を一層困難なものとしている。

① 水質汚濁に係る環境基準

●人の健康の保護に関する基準（健康項目）

（表－1）

項　目	評価基準		項　目	評価基準
カドミウム	0.01 mg/l以下		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
全シアン	検出されないこと		1,1,1,-トリクロロエタン	1 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下		1,1,2,-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
6価クロム	0.05 mg/l以下		トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと		チウラム	0.006 mg/l以下
PCB	検出されないこと		シマジン	0.003 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下		チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下		ベンゼン	0.01 mg/l以下
1,2-ジクロロメタン	0.004 mg/l以下		セレン	0.01 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下			

●生活環境の健康の保護に関する基準

相模川中流（城山ダムから寒川取水堰まで）

（表－２）

類型	水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数
Ａ	6.5以上 8.5以下	2mg/１以下	25mg/１以下	7.5mg/１以上	1,000 MPN/100ml以下

※本市にかかわる水域に限定

(2) 河川水質調査

本市における相模川水系は環境基準の類型上Ａ類型であり、特に水質保全が要求されている。

そのため、本市では、汚濁状況の把握と今後の対策に資するため、相模川を含む主要6河川及び流入７河川について最大46項目について水質調査を実施した。

調査日（採水日）

第１回（春季）　平成９年５月12日　第２回（夏季）　平成９年８月18日

第３回（秋季）　平成９年11月28日　第４回（冬季）　平成10年２月16日

採水地点

相模川、中津川の上・下流、荻野川、小鮎川、恩曽川、玉川の上・中・下流及びその流入河川（山際川、善明川、真弓川、華厳排水路、千無川、尼寺排水路、細田川）

○相模川

相模川は源を遠く富士山麗の山中湖に発しており、山梨県南部から神奈川県に入り、相模湖、津久井湖を経て相模川となり、厚木市内で中津川、小鮎川、玉川と合流し平塚市を経て相模湾に流入している。

相模川が本市域を流下する延長距離は約16kmであるが、この河川は上水道、農業用水、漁業、レクリエーション等多方面に利用されており、特に県民の水ガメとして相模湖、津久井湖で取水するほかに下流の寒川で取水しているため、一層の水質保全が要求されている。

９年度の測定結果を環境基準と比較すると、健康項目は上下流ともすべて基準を満足していた。

また、生活環境項目を年４回測定した平均値で環境基準と比較してみると、大腸菌群数は、上下流とも超えているが、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）、浮遊物質（ＳＳ）及び溶存酸素量（ＤＯ）は基準を満足していた。

なお、流入河川である山際川は水量の少なくなる冬季のＢＯＤが若干高かった。

※　環境基準は日間平均値で定められているが、測定値は任意の時間における測定であり、環境基準との正確な比較はできない。

○中津川

中津川は丹沢山塊の唐沢堰、布川、本谷川、塩水川、青藤沢、矢田沢、川音川、宮ヶ瀬金沢、早戸川等の集水を源としており、清川村、愛川町を経て厚木市に入り、途中で善明川を合流し相模大橋の上流地点で相模川に合流している。相模川支流の中では最も水量が豊富で、水質状況も良好であるため、漁業、農業用水等に利用されている。

９年度の結果は、健康項目は上下流ともすべて基準を満足していた。生活環境項目では、大腸群数は上下流とも基準を超えているが、ＢＯＤ,ＳＳ,及びＤＯは基準を満足し、相模川とほぼ同

様の結果であった。

なお、中津川に流入する善明川でも、大腸菌群数が基準を超えていた。

※　環境基準は相模川に設定されているものであるが、当市の河川はいずれも相模川に流入しているため、環境基準を目標値と比較したもの。以下同じ。

○荻野川

荻野川は厚木市北部の西山が源となり途中で真弓川と合流し南東へ流下し、小鮎川に流入する河川である。この河川は小河川であり水量も少なく、流域で少量の汚濁が流入しても大きな影響を受ける場合も多い。

９年度の結果は、健康項目は全て基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数が環境基準を超えていた。ｐＨについては、春季の下流で若干高い値であるが、年平均値では基準を満足しており、その他ＢＯＤ等も基準を満足しており、水量の少ない河川としては良好な結果となっている。

途中流入する真弓川では、大腸菌群数は超えているものの良好な水質を保って荻野川に流入している。

○小鮎川

小鮎川は清川村の山峰山塊の８か所の沢と、谷太郎川、柿の木平川、法論川の３河川を源として東に流下して厚木市に入り、途中荻野川、千無川と合流して相模川へ流入している。

９年度の結果は、健康項目は全て基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数とＢＯＤがすべての地点で超えていた。

途中流入する千無川では、春季のＢＯＤは若干高いが、年平均値では満足しており、また、華厳排水路では大腸菌群数は超えているものの良好な水質を保って小鮎川に流入している。

○恩曽川

恩曽川は白山を水源として南東へ流下し、相川地区の八木間で玉川に合流しており、６河川中最も小さい河川であり、延長距離は約７ｋｍ弱である。この河川は主に農業用水として利用されているが、途中畜産関係の排水や都市下水路も流入している。

９年度の結果は、健康項目は全て基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数が基準を超えており、中流域のＢＯＤも基準を超えている。

中流域で流入する尼寺排水路は、都市下水路であり生活排水も多く混入しているため、水質的にはかなり不安定な状況にあり、流入後、恩曽川に悪影響を及ぼしている。

○玉　川

玉川は二の足沢、山の神沢を源に七沢川となり、七沢の奨学橋付近で大山北部からの日向川、細田川と玉川地区で合流、愛甲を経て相川地区の八木間で恩曽川と合流し、下流の酒井橋下で相模川に流入している。

９年度の調査結果は、健康項目は全て基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数が超えており、ＢＯＤについては下流の秋季、冬季は基準を超えていたが、年平均値では基準を満足していた。

流入河川の細田川は大腸菌群数は基準を超えており、冬季のＢＯＤが若干高くなっていた。

河川採水地点

（図－１）

	採　水　地　点	河　川　名
①	水管橋下	相模川
②	ヤマハ発動機裏	
③	才戸橋上流30m先	中津川
④	第一鮎津橋下	
⑤	上荻野5755番地先	荻野川
⑥	権現堂橋	
⑦	十二天橋	
⑧	小鮎川合流前	
⑨	旧葦叢橋下	小鮎川
⑩	久保橋下	
⑪	小鮎橋下	
⑫	第二鮎津橋下	
⑬	上古沢1712番地先	恩曽川
⑭	温水字上耕地先	
⑮	地蔵橋	
⑯	新八木間橋下	
⑰	日向川・七沢川合流点下流20m先	玉川
⑱	川久保橋下	
⑲	八木間橋下	
⑳	酒井橋下	
㉑	玉川流入前	細田川
㉒	恩曽川流入前	尼寺排水路
㉓	荻野川流入前	真弓川
㉔	小鮎川流入前	千無川
㉕	中津川流入前	善明川
㉖	相模川流入前	山際川
㉗	小鮎川流入前	葦叢排水路

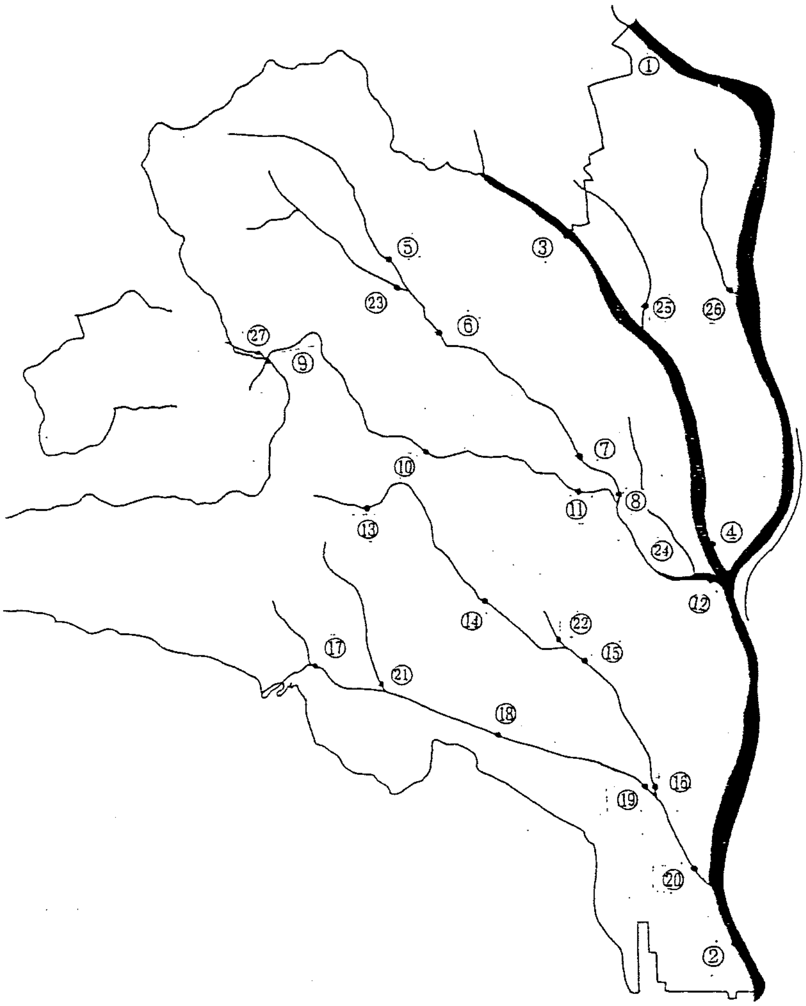

（表－３－１）

	河川名	相模川							
	測定地点	上流（水管橋下）				下流（ヤマハ発動機裏）			
	年月日	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	17.0	24.0	13.0	7.5	19.0	22.0	14.5	8.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
ｐＨ	6.5以上8.5以下	8.3	8.0	7.8	8.1	8.1	8.0	7.8	8.0
ＢＯＤ (mg/1)	2以下	0.8	0.4	0.6	2.0	1.0	0.5	0.8	2.6
ＣＯＤ (mg/1)	—	2.1	1.4	2.1	2.8	3.1	1.4	2.8	4.8
ＳＳ (mg/1)	25以下	4	3	4	14	9	5	8	17
ＤＯ (mg/1)	7.5以上	11.8	9.9	10.8	13.7	10.6	10.0	10.1	12.9
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	3.3×10^{3}	1.7×10^{3}	3.3×10^{3}	7.9×10^{2}	3.1×10^{3}	7.9×10^{3}	4.9×10^{3}	1.1×10^{3}
n-ヘキサン抽出物質 (mg/1)	—	—	<0.5	—	<0.5	—	<0.5	—	<0.5
全りん (mg/1)	—	0.089	0.24	0.083	0.092	0.097	0.11	0.13	0.12
りん酸性りん (mg/1)	—	0.08	0.04	0.07	0.08	0.09	0.08	0.10	0.08
全窒素 (mg/1)	—	1.1	1.3	1.6	1.6	1.7	1.5	2.4	2.0
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/1)	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
亜硝酸性窒素 (mg/1)	—	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02
硝酸性窒素 (mg/1)	—	1.0	0.6	1.2	1.1	1.6	0.5	1.6	1.3
カドミウム (mg/1)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
全シアン (mg/1)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
鉛 (mg/1)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
６価クロム (mg/1)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ひ素 (mg/1)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
総水銀 (mg/1)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
銅 (mg/1)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
亜鉛 (mg/1)	—	—	0.006	—	ND	—	0.005	—	0.010
溶解性鉄 (mg/1)	—	—	0.023	—	0.030	—	0.026	—	0.032
溶解性マンガン (mg/1)	—	—	0.008	—	0.013	—	0.012	—	0.010
総クロム (mg/1)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ふっ素 (mg/1)	—	ND	ND	0.1	ND	0.1	ND	0.1	ND
ニッケル (mg/1)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/1)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ＰＣＢ (mg/1)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/1)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/1)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/1)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/1)	1以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
四塩化炭素 (mg/1)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/1)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/1)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/1)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/1)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/1)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/1)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ (mg/1)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シマジン (mg/1)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チラウム (mg/1)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/1)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
セレン (mg/1)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND

（表－３－２）

	河川名	中津川							
	測定地点	上流（才戸橋上流３０m先）				下流（第一鮎津橋下）			
	年月日	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	21.0	23.0	13.5	9.0	18.0	20.5	14.0	9.5
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	8.4	8.1	7.8	8.3	7.5	7.6	7.5	7.7
BOD (mg/l)	2以下	1.0	0.8	0.8	1.2	0.7	0.4	0.7	2.0
COD (mg/l)	—	2.5	1.5	1.7	2.6	2.1	0.7	1.8	3.0
SS (mg/l)	25以下	6	3	4	2	2	3	4	4
DO (mg/l)	7.5以上	10.6	9.2	10.5	12.9	9.0	8.8	9.4	10.8
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	2.4×10^3	2.6×10^3	3.3×10^3	1.1×10^3	1.3×10^4	4.9×10^3	1.7×10^4	1.3×10^4
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	>0.5	—	>0.5	—	<0.5	—	<0.5
全りん (mg/l)	—	0.056	0.12	0.76	0.10	0.068	0.066	0.097	0.10
りん酸性りん (mg/l)	—	0.04	0.02	0.02	0.10	0.06	0.04	0.07	0.07
全窒素 (mg/l)	—	1.2	1.2	1.7	1.5	1.6	1.1	1.9	1.9
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/l)	—	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	0.01	0.01	0.03
硝酸性窒素 (mg/l)	—	1.1	<0.5	1.3	1.2	1.2	<0.5	1.3	1.4
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
６価クロム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
亜鉛 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	0.029
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	0.011	—	0.012	—	0.026	—	0.014
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
総クロム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ふっ素 (mg/l)	—	ND	ND	0.1	ND	ND	ND	ND	ND
ニッケル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
セレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND

（表－３－３）

	河川名	荻野川							
	測定地点	上流（上荻野5755番地先）				中流1（権現堂橋）			
	年月日	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	20.5	19.5	13.5	9.0	19.5	22.0	14.0	10.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	8.4	8.0	7.6	8.0	7.8	7.4	7.7	8.1
BOD (mg/l)	2以下	0.7	0.6	0.7	1.8	1.2	0.9	0.9	1.4
COD (mg/l)	—	2.6	0.9	2.1	3.2	2.8	1.3	2.2	2.7
SS (mg/l)	25以下	<1	<1	1	1	<1	<1	1	2
DO (mg/l)	7.5以上	11.5	10.6	9.5	12.3	10.2	8.8	10.0	12.2
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	4.9×10^{3}	4.6×10^{4}	1.1×10^{4}	3.5×10^{4}	2.2×10^{3}	1.3×10^{5}	3.3×10^{3}	3.1×10^{3}
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	<0.5	—	<0.5	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.072	0.073	0.11	0.18	0.092	0.071	0.12	0.071
りん酸性りん (mg/l)	—	0.07	0.07	0.05	0.11	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	3.3	4.2	3.7	2.7	2.3	2.8	3.4	2.9
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/l)	—	<0.1	0.1	<0.1	0.2	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.03	0.02	0.02	0.05	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	2.7	2.9	2.7	1.6	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
６価クロム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	0.005	—	0.008	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	0.010	—	0.024	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	0.2	ND	0.1	ND	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	0.0001	—	ND	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—

（表－３－４）

項目	河川名	荻野川							
	測定地点	中流2（十二天橋）				下流（小鮎川合流前）			
	年月日	9.5.12	9.8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9.8.18	9.11.28	10.2.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	19.0	22.0	15.0	11.0	22.0	24.0	15.0	10.5
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	7.9	8.0	7.6	7.9	9.1	8.3	7.9	8.5
BOD (mg/l)	2以下	0.9	0.8	0.9	1.7	1.4	1.0	0.8	1.8
COD (mg/l)	—	2.2	1.0	2.4	3.2	4.2	1.7	2.2	3.1
SS (mg/l)	25以下	1	<1	<1	4	5	2	<1	5
DO (mg/l)	7.5以上	10.3	9.5	9.7	12.7	13.0	10.7	10.2	12.7
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	3.3×10^{3}	4.9×10^{4}	3.5×10^{5}	7.0×10^{3}	4.9×10^{3}	1.3×10^{4}	3.3×10^{3}	3.1×10^{3}
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	<0.5	—	<0.5
全りん (mg/l)	—	0.10	0.18	0.092	0.080	0.11	0.14	0.088	0.092
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	0.08	0.12	0.06	0.08
全窒素 (mg/l)	—	3.0	2.4	3.6	3.3	3.1	1.9	3.4	3.1
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	0.03	0.03	0.02	0.04
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	2.4	1.1	2.7	2.2
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
６価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	0.009
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	0.016	—	0.040
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	0.013
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—	ND	ND	0.1	ND
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND

(表－３－５)

	河川名	小鮎川							
	測定地点	上流(旧華厳橋下)				中流1(久保橋下)			
	年月日	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	16.0	19.5	13.0	7.5	18.0	20.0	11.5	7.5
透視度 (cm)	—	23.0	>50.0	>50.0	>50.0	29.0	20.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	7.6	7.6	7.7	7.8	7.6	7.6	7.6	7.7
BOD (mg/l)	2以下	6.4	3.0	2.2	2.2	5.8	8.0	4.3	5.4
COD (mg/l)	—	7.9	3.7	3.7	3.8	8.5	8.4	4.5	6.4
SS (mg/l)	25以下	10	5	3	4	9	10	5	9
DO (mg/l)	7.5以上	7.9	8.4	9.8	11.7	8.6	8.6	9.8	11.9
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	4.6×10^{3}	7.9×10^{4}	3.3×10^{4}	3.3×10^{3}	4.8×10^{3}	2.2×10^{4}	4.9×10^{3}	1.7×10^{3}
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	<0.5	—	<0.5	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.83	0.51	0.33	0.49	1.1	1.4	0.47	0.74
りん酸性りん (mg/l)	—	0.66	0.45	0.25	0.38	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	4.5	3.8	4.2	3.3	4.8	4.5	4.6	3.9
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	1.5	0.7	0.8	1.0	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.19	0.32	0.09	0.04	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	2.0	1.7	2.1	1.4	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	0.009	—	0.005	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	0.017	—	0.027	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	0.010	—	0.007	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—

（表－３－６）

河川名		小鮎川							
測定地点		中流2（小鮎橋下）				下流（第二鮎津橋下）			
年月日		9.5.12	9.8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9.8.18	9.11.28	10.2.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	18.5	20.0	12.0	7.5	20.0	21.5	13.5	8.5
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
ｐＨ	6.5以上8.5以下	7.4	7.2	7.3	7.6	8.1	8.1	7.7	7.9
ＢＯＤ (mg/l)	2以下	2.8	0.7	5.8	9.6	0.9	0.4	3.2	2.8
ＣＯＤ (mg/l)	—	6.1	1.0	5.7	8.2	3.9	1.3	4.2	3.7
ＳＳ (mg/l)	25以下	6	<1	4	14	3	2	5	5
ＤＯ (mg/l)	7.5以上	8.7	8.5	8.9	11.8	10.4	10.0	9.6	11.9
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	4.0×10^{3}	7.9×10^{3}	1.7×10^{4}	2.4×10^{3}	3.5×10^{3}	3.3×10^{4}	3.4×10^{3}	1.3×10^{3}
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	<0.5	—	<0.5
全りん (mg/l)	—	0.68	0.25	0.80	0.93	0.37	0.16	0.56	0.49
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	0.33	0.15	0.31	0.35
全窒素 (mg/l)	—	4.0	2.5	4.5	4.5	2.9	2.5	4.6	3.6
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	<0.1	<0.1	0.2	0.4
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	0.09	0.02	0.07	0.06
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	2.7	1.4	2.7	2.1
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
６価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	0.008
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	0.025	—	0.030
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—	ND	ND	ND	ND
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ＰＣＢ (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND

（表－３－７）

河川名		恩曽川							
測定地点		上流（上古沢1712番地先）				中流1（温水字上耕地先）			
年月日		9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	18.0	20.5	13.5	8.0	18.0	23.0	14.5	8.5
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	49.0	27.0	47.0	>50.0
pＨ	6.5以上8.5以下	7.8	7.3	7.5	7.8	7.6	7.9	7.6	7.8
ＢＯＤ (mg/l)	2以下	0.1	0.5	1.4	1.4	5.4	14	9.0	7.6
ＣＯＤ (mg/l)	—	1.8	0.9	1.6	2.2	8.4	10	9.6	6.4
ＳＳ (mg/l)	25以下	<1	5	1	2	3	6	5	12
ＤＯ (mg/l)	7.5以上	9.2	8.1	9.0	11.3	6.3	8.7	6.8	10.1
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	4.9×10^2	1.7×10^4	7.0×10^2	4.9×10^2	2.8×10^4	1.1×10^5	3.5×10^4	1.1×10^4
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	<0.5	—	<0.5	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.087	0.085	0.027	0.083	0.79	0.44	0.40	0.30
りん酸性りん (mg/l)	—	0.07	0.06	0.02	0.06	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	1.5	0.8	2.1	2.1	5.9	8.7	5.2	5.6
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/l)	—	0.1	<0.1	<0.1	0.1	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	1.2	<0.5	1.7	1.5	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
６価クロム (mg/l)	0.05以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	0.006	—	0.005	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	0.057	—	0.017	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	ＮＤ	ＮＤ	ＮＤ	ＮＤ	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
ＰＣＢ (mg/l)	検出されないこと	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	1以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	0.04以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.004以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.006以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ (mg/l)	0.002以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	ＮＤ	—	ＮＤ	—	—	—	—

（表－３－８）

河川名		恩曽川							
測定地点		中流2（地蔵橋）				下流（新八木間橋下）			
年月日		9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	17.0	23.5	14.0	9.5	19.0	23.5	14.0	9.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
ｐＨ	6.5以上8.5以下	7.8	7.8	7.7	7.7	7.9	8.1	7.6	7.7
ＢＯＤ (mg/l)	2以下	0.8	1.6	3.1	7.8	1.7	0.7	1.5	2.7
ＣＯＤ (mg/l)	—	3.7	3.3	5.7	7.2	4.6	2.1	4.3	4.1
ＳＳ (mg/l)	25以下	6	4	4	12	12	6	1	6
ＤＯ (mg/l)	7.5以上	9.4	8.8	8.0	9.5	9.3	10.6	7.8	10.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	1.7×10^4	7.0×10^4	1.1×10^5	4.9×10^4	3.5×10^4	3.3×10^4	7.9×10^3	2.6×10^3
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	<0.5	—	<0.5
全りん (mg/l)	—	0.14	0.11	0.50	0.44	0.15	0.083	0.29	0.25
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	0.15	0.07	0.24	0.18
全窒素 (mg/l)	—	3.1	2.2	7.8	8.6	2.9	1.7	5.2	4.6
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	0.2	<0.1	1.3	1.0
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	0.07	0.02	0.20	0.10
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	2.0	1.0	2.9	2.8
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
６価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	0.007	—	0.010
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	0.056	—	0.11
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	0.011	—	0.080
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—	ＮＤ	ＮＤ	0.1	ＮＤ
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
ＰＣＢ (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ＮＤ	—	ＮＤ

（表－３－９）

	河川名	玉　川							
	測定地点	上　流（日向川・七沢川合流点下流20m先）				中　流　1（川久保橋下）			
	年月日	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16
項　目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	19.0	21.5	14.0	8.0	19.0	24.0	14.0	8.5
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	8.0	7.9	7.8	8.0	8.0	7.2	7.6	7.7
BOD (mg/l)	2以下	1.2	1.2	0.9	1.7	0.8	0.4	1.1	1.5
COD (mg/l)	—	3.4	1.1	2.9	3.2	3.5	1.8	2.8	2.6
SS (mg/l)	25以下	3	1	1	2	<1	5	<1	2
DO (mg/l)	7.5以上	9.5	9.1	10.4	12.0	9.6	7.4	9.7	11.8
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	4.6×10^{3}	4.9×10^{4}	1.7×10^{4}	7.9×10^{3}	7.0×10^{3}	4.9×10^{4}	4.6×10^{3}	3.3×10^{3}
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	<0.5	—	<0.5	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.19	0.11	0.22	0.14	0.099	0.039	0.13	0.17
りん酸性りん (mg/l)	—	0.17	0.11	0.22	0.14	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	3.2	2.8	3.5	2.4	3.1	0.6	2.6	2.9
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/l)	—	0.1	<0.1	<0.1	0.2	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.05	0.02	0.04	0.05	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	2.3	1.9	2.5	1.7	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	0.039	—	ND	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	0.017	—	0.028	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—

（表－３－10）

	河川名	玉川							
	測定地点	中流2（八木間橋下）				下流（酒井橋下）			
	年月日	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	20.0	23.5	14.0	8.5	19.0	23.5	15.0	9.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
ｐＨ	6.5以上8.5以下	8.2	8.2	8.0	8.0	7.9	8.1	7.7	7.8
ＢＯＤ (mg/１)	2以下	0.7	0.8	1.1	1.6	1.2	0.8	2.8	3.2
ＣＯＤ (mg/１)	—	3.3	2.0	3.1	2.7	4.1	2.6	4.3	4.3
ＳＳ (mg/１)	25以下	1	2	2	2	10	4	2	4
ＤＯ (mg/１)	7.5以上	10.4	11.1	10.3	12.7	9.3	10.4	9.4	11.4
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	1.1×10^{4}	2.1×10^{4}	1.3×10^{4}	1.1×10^{3}	6.3×10^{3}	4.9×10^{3}	7.9×10^{3}	1.3×10^{3}
n-ヘキサン抽出物質 (mg/１)	—	—	—	—	—	—	<0.5	—	<0.5
全りん (mg/１)	—	0.11	0.048	0.12	0.15	0.17	0.21	0.26	0.32
りん酸性りん (mg/１)	—	—	—	—	—	0.16	0.09	0.20	0.30
全窒素 (mg/１)	—	3.1	1.4	3.0	2.6	3.0	1.8	4.2	2.9
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/１)	—	—	—	—	—	0.3	0.2	0.5	0.4
亜硝酸性窒素 (mg/１)	—	—	—	—	—	0.07	0.03	0.09	0.07
硝酸性窒素 (mg/１)	—	—	—	—	—	2.0	0.8	2.7	2.0
カドミウム (mg/１)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
全シアン (mg/１)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
鉛 (mg/１)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
６価クロム (mg/１)	0.05以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ひ素 (mg/１)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
総水銀 (mg/１)	0.005以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
銅 (mg/１)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
亜鉛 (mg/１)	—	—	—	—	—	—	0.007	—	0.019
溶解性鉄 (mg/１)	—	—	—	—	—	—	0.080	—	0.076
溶解性マンガン (mg/１)	—	—	—	—	—	—	0.092	—	0.049
総クロム (mg/１)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ふっ素 (mg/１)	—	—	—	—	—	ND	0.1	0.2	0.1
ニッケル (mg/１)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/１)	—	—	—	—	—	—	ND	—	0.014
ＰＣＢ (mg/１)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/１)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/１)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/１)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/１)	1以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
四塩化炭素 (mg/１)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/１)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/１)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/１)	0.04以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/１)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/１)	0.004以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/１)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ (mg/１)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
シマジン (mg/１)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
チラウム (mg/１)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/１)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
セレン (mg/１)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND

（表－３－11）

	河川名	細田川				尼寺排水路			
	測定地点	玉川流入前				恩曽川流入前			
	年月日	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	18.0	21.5	17.0	9.0	19.0	23.5	16.0	10.5
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	36.5	>50.0	23.0	>50.0	>50.0	41.0
ｐＨ	6.5以上8.5以下	8.0	7.4	7.6	7.4	7.5	7.3	7.4	7.6
ＢＯＤ (mg/l)	2以下	0.5	0.8	1.8	2.6	12	1.7	9.6	28
ＣＯＤ (mg/l)	—	3.2	3.6	4.3	4.4	19	3.4	9.7	23
ＳＳ (mg/l)	25以下	2	<1	3	4	8	2	<1	18
ＤＯ (mg/l)	7.5以上	10.2	9.6	8.0	10.8	6.9	9.6	8.2	8.9
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	1.3×10^3	2.4×10^4	3.3×10^3	3.5×10^4	1.7×10^6	1.1×10^5	4.9×10^5	7.9×10^4
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.089	0.075	0.10	0.17	0.35	0.15	1.2	2.4
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	2.3	2.6	1.7	3.4	5.7	2.8	3.5	16
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
６価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ＰＣＢ (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—

	河川名	真弓川				千無川			
	測定地点	荻野川流入前				小鮎川流入前			
	年月日	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	19.0	21.0	13.0	8.0	19.0	21.5	14.0	11.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	8.2	7.6	7.8	8.1	8.1	8.3	7.7	7.9
BOD (mg/l)	2以下	1.0	0.8	1.2	1.9	2.4	0.8	1.4	1.6
COD (mg/l)	—	3.5	1.8	3.0	4.1	3.9	1.6	2.8	2.5
SS (mg/l)	25以下	<1	1	<1	2	5	6	<1	2
DO (mg/l)	7.5以上	10.2	9.8	10.0	12.3	9.8	10.0	9.9	11.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	2.4×103	7.9×10^3	1.7×10^3	3.3×10^3	1.7×10^4	2.8×10^4	1.3×10^4	7.0×10^3
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.13	0.080	0.16	0.088	0.077	0.061	0.097	0.085
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	2.5	1.9	2.9	2.2	2.2	1.6	2.2	4.4
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
６価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—

	河川名	善明川				山際川			
	測定地点	中津川流入前				相模川流入前			
	年月日	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16	9.5.12	9. 8.18	9.11.28	10.2.16
項目	環境基準	―	―	―	―	―	―	―	―
水温 (℃)	―	21.0	23.0	15.0	11.0	19.0	22.0	13.0	7.5
透視度 (cm)	―	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	7.9	7.7	7.7	8.3	8.5	8.9	8.6	8.2
BOD (mg/l)	2以下	0.7	0.5	0.9	2.0	1.8	1.3	1.1	3.1
COD (mg/l)	―	4.8	1.6	2.6	3.8	3.8	2.0	2.7	6.8
SS (mg/l)	25以下	17	5	<1	1	3	6	<1	3
DO (mg/l)	7.5以上	9.2	9.4	10.4	13.4	10.2	10.1	11.0	13.6
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	1.1×10^4	2.2×10^4	2.1×10^3	3.3×10^3	3.1×10^4	2.8×10^3	2.7×10^3	4.9×10^3
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
全りん (mg/l)	―	0.24	0.049	0.11	0.50	0.12	0.073	0.10	0.14
りん酸性りん (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
全窒素 (mg/l)	―	1.8	1.5	4.6	5.2	1.7	1.2	2.3	1.9
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
亜硝酸性窒素 (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
硝酸性窒素 (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
カドミウム (mg/l)	0.01以下	―	―	―	―	―	―	―	―
全シアン (mg/l)	検出されないこと	―	―	―	―	―	―	―	―
鉛 (mg/l)	0.01以下	―	―	―	―	―	―	―	―
６価クロム (mg/l)	0.05以下	―	―	―	―	―	―	―	―
ひ素 (mg/l)	0.01以下	―	―	―	―	―	―	―	―
総水銀 (mg/l)	0.005以下	―	―	―	―	―	―	―	―
銅 (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
亜鉛 (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
溶解性鉄 (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
溶解性マンガン (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
総クロム (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
ふっ素 (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
ニッケル (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
フェノール類 (mg/l)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
PCB (mg/l)	検出されないこと	―	―	―	―	―	―	―	―
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	―	―	―	―	―	―	―	―
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	―	―	―	―	―	―	―	―
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	―	―	―	―	―	―	―	―
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	1以下	―	―	―	―	―	―	―	―
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	―	―	―	―	―	―	―	―
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	―	―	―	―	―	―	―	―
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	―	―	―	―	―	―	―	―
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	0.04以下	―	―	―	―	―	―	―	―
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	―	―	―	―	―	―	―	―
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.004以下	―	―	―	―	―	―	―	―
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	0.006以下	―	―	―	―	―	―	―	―
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ (mg/l)	0.002以下	―	―	―	―	―	―	―	―
シマジン (mg/l)	0.03以下	―	―	―	―	―	―	―	―
チラウム (mg/l)	0.006以下	―	―	―	―	―	―	―	―
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	―	―	―	―	―	―	―	―
セレン (mg/l)	0.01以下	―	―	―	―	―	―	―	―

(表－３－14)

	河川名	華厳排水路			
	測定地点	小鮎川流入前			
	年月日	9. 5. 12	9. 8. 18	9. 11. 28	10. 2. 16
項　目	環境基準	—	—	—	—
水温 (℃)	—	17.0	19.5	13.5	8.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	24.5	>50.0
ｐＨ	6.5以上8.5以下	8.1	8.1	8.0	8.1
ＢＯＤ (mg/ｌ)	2以下	0.5	0.5	1.0	1.0
ＣＯＤ (mg/ｌ)	—	3.4	1.5	3.9	2.9
ＳＳ (mg/ｌ)	25以下	3	4	10	7
ＤＯ (mg/ｌ)	7.5以上	9.4	9.2	9.4	11.8
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	7.0×10^{3}	1.3×10^{4}	9.4×10^{2}	7.9×10^{3}
n-ヘキサン抽出物質 (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
全りん (mg/ｌ)	—	0.070	0.051	0.26	0.12
りん酸性りん (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
全窒素 (mg/ｌ)	—	4.5	2.8	4.2	3.5
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/ｌ)	0.01以下	—	—	—	—
全シアン (mg/ｌ)	検出されないこと	—	—	—	—
鉛 (mg/ｌ)	0.01以下	—	—	—	—
６価クロム (mg/ｌ)	0.05以下	—	—	—	—
ひ素 (mg/ｌ)	0.01以下	—	—	—	—
総水銀 (mg/ｌ)	0.005以下	—	—	—	—
銅 (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
亜鉛 (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
総クロム (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
ふっ素 (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
ニッケル (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/ｌ)	—	—	—	—	—
ＰＣＢ (mg/ｌ)	検出されないこと	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/ｌ)	検出されないこと	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/ｌ)	0.03以下	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/ｌ)	0.01以下	—	—	—	—
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/ｌ)	1以下	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/ｌ)	0.002以下	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/ｌ)	0.02以下	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/ｌ)	0.02以下	—	—	—	—
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/ｌ)	0.04以下	—	—	—	—
ベンゼン (mg/ｌ)	0.01以下	—	—	—	—
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/ｌ)	0.004以下	—	—	—	—
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/ｌ)	0.006以下	—	—	—	—
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ (mg/ｌ)	0.002以下	—	—	—	—
シマジン (mg/ｌ)	0.03以下	—	—	—	—
チラウム (mg/ｌ)	0.006以下	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/ｌ)	0.02以下	—	—	—	—
セレン (mg/ｌ)	0.01以下	—	—	—	—

相模川のＢＯＤの経年変化(図－２－１)

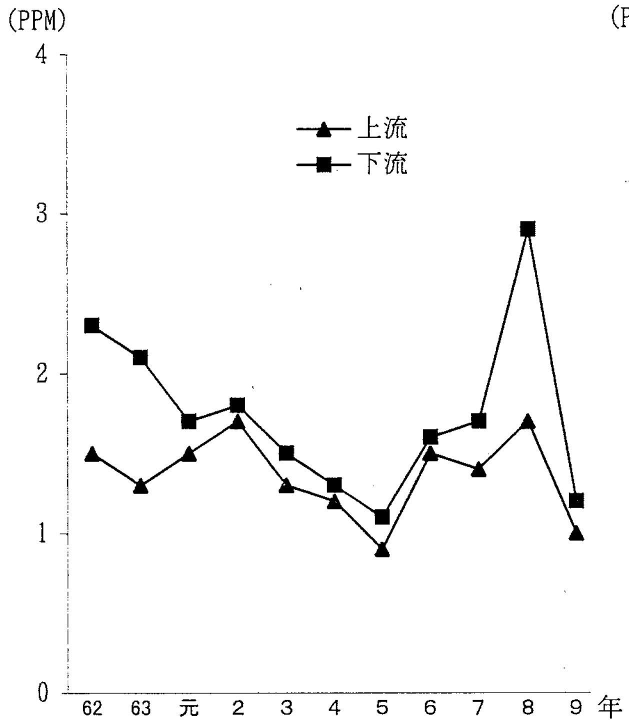

	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
上流	1.5	1.3	1.5	1.7	1.3	1.2	0.9	1.5	1.4	1.7	1.0
下流	2.3	2.1	1.7	1.8	1.5	1.3	1.1	1.6	1.7	2.9	1.2

相模川のＣＯＤの経年変化(図－２－２)

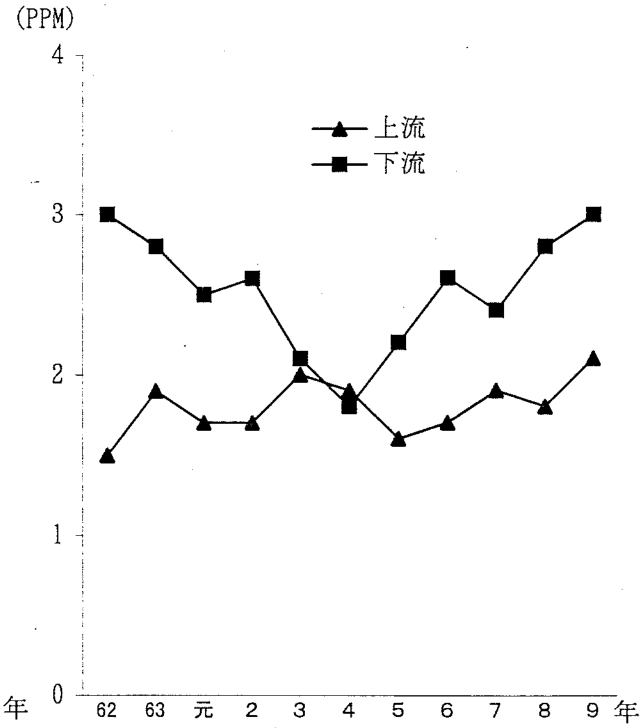

	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
上流	1.5	1.9	1.7	1.7	2.0	1.9	1.6	1.7	1.9	1.8	2.1
下流	3.0	2.8	2.5	2.6	2.1	1.8	2.2	2.6	2.4	2.8	3.0

中津川のＢＯＤの経年変化(図－２－３)

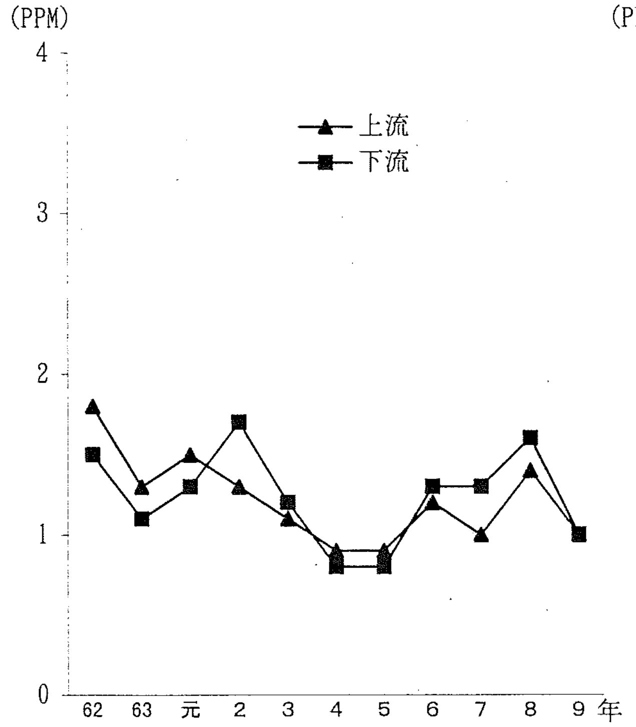

	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
上流	1.8	1.3	1.5	1.3	1.1	0.9	0.9	1.2	1.0	1.4	1.0
下流	1.5	1.1	1.3	1.7	1.2	0.8	0.8	1.3	1.3	1.6	1.0

中津川のＣＯＤの経年変化(図－２－４)

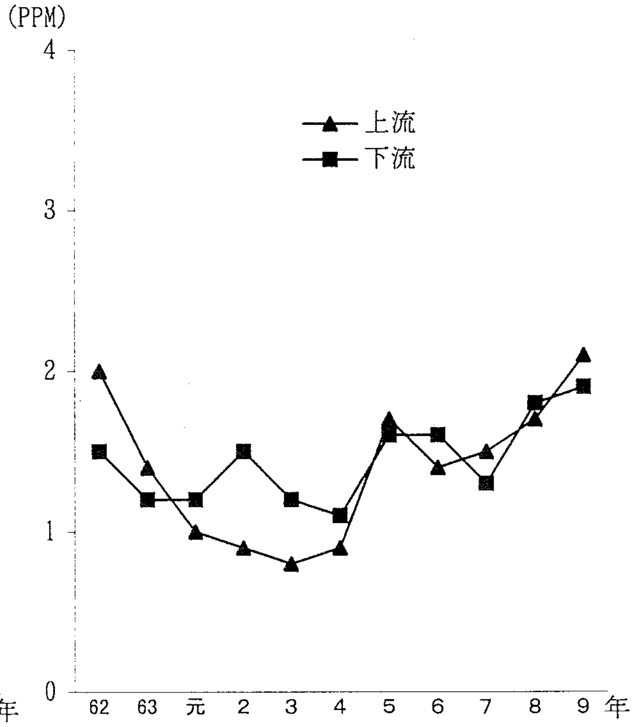

	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
上流	2.0	1.4	1.0	0.9	0.8	0.9	1.7	1.4	1.5	1.7	2.1
下流	1.5	1.2	1.2	1.5	1.2	1.1	1.6	1.6	1.3	1.8	1.9

荻野川のＢＯＤの経年変化(図－２－５)

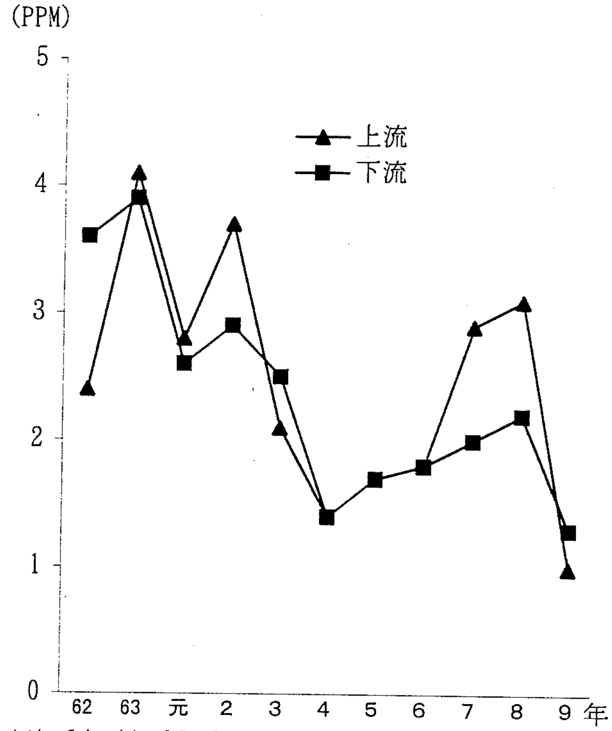

	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
上流	2.4	4.1	2.8	3.7	2.1	1.4	1.7	1.8	2.9	3.1	1.0
下流	3.6	3.9	2.6	2.9	2.5	1.4	1.7	1.8	2.0	2.2	1.3

荻野川のＣＯＤの経年変化(図－２－６)

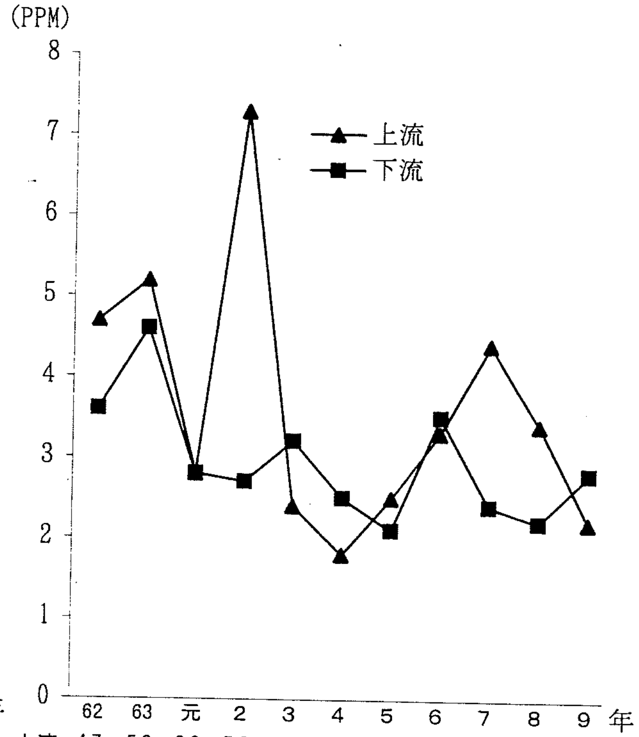

	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
上流	4.7	5.2	2.8	7.3	2.4	1.8	2.5	3.3	4.4	3.4	2.2
下流	3.6	4.6	2.8	2.7	3.2	2.5	2.1	3.5	2.4	2.2	2.8

小鮎川のＢＯＤの経年変化(図－２－７)

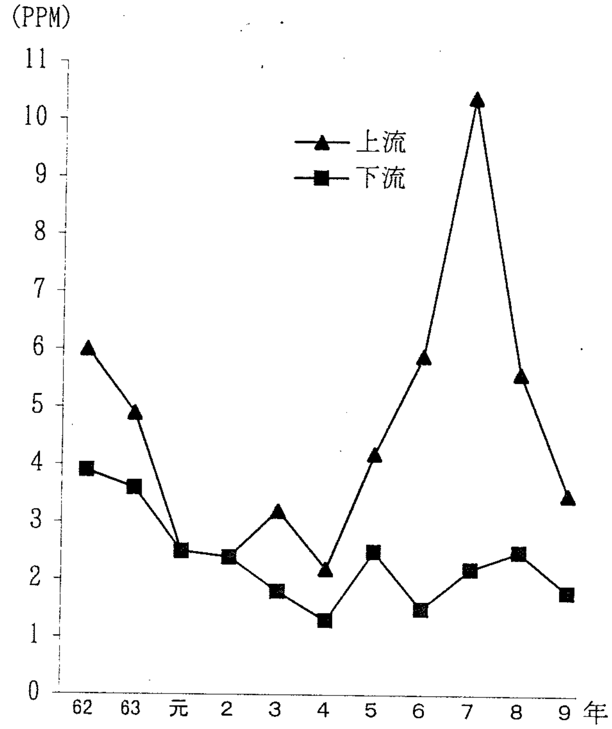

	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
上流	6.0	4.9	2.5	2.4	3.2	2.2	4.2	5.9	10.4	5.6	3.5
下流	3.9	3.6	2.5	2.4	1.8	1.3	2.5	1.5	2.2	2.5	1.8

小鮎川のＣＯＤの経年変化(図－２－８)

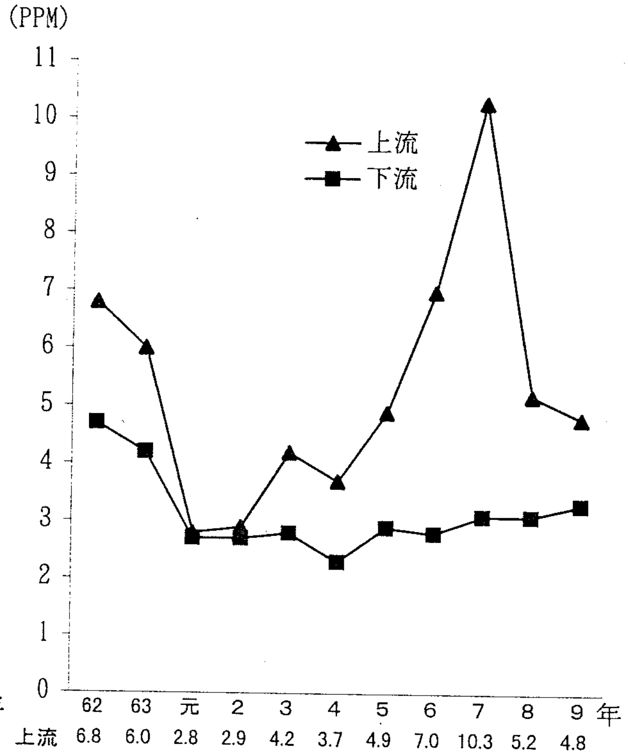

	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
上流	6.8	6.0	2.8	2.9	4.2	3.7	4.9	7.0	10.3	5.2	4.8
下流	4.7	4.2	2.7	2.7	2.8	2.3	2.9	2.8	3.1	3.1	3.3

恩曽川のＢＯＤの経年変化(図－２－９)

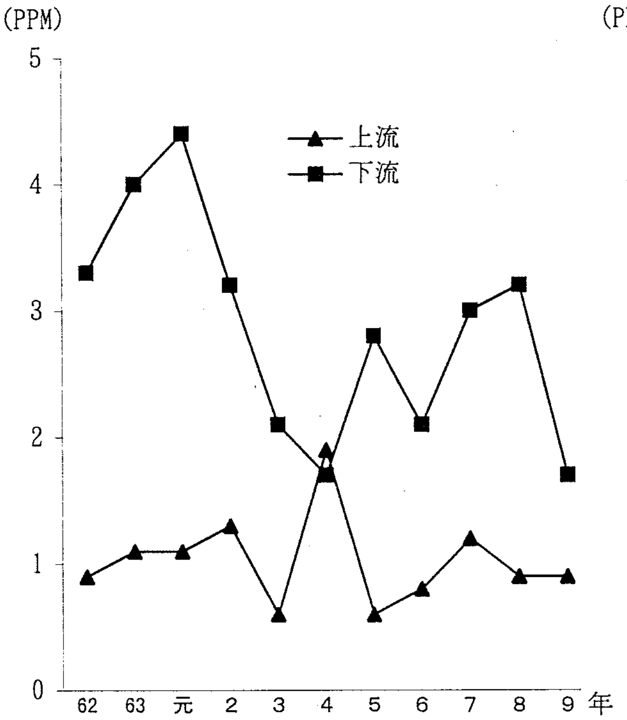

年	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
上流	0.9	1.1	1.1	1.3	0.6	1.9	0.6	0.8	1.2	0.9	0.9
下流	3.3	4.0	4.4	3.2	2.1	1.7	2.8	2.1	3.0	3.2	1.7

恩曽川のＣＯＤの経年変化(図－２－10)

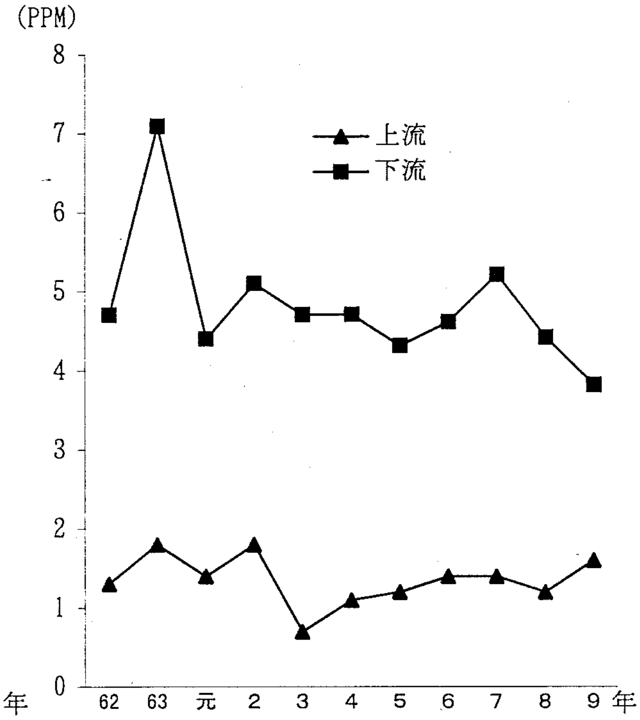

年	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
上流	1.3	1.8	1.4	1.8	0.7	1.1	1.2	1.4	1.4	1.2	1.6
下流	4.7	7.1	4.4	5.1	4.7	4.7	4.3	4.6	5.2	4.4	3.8

玉川のＢＯＤの経年変化(図－２－11)

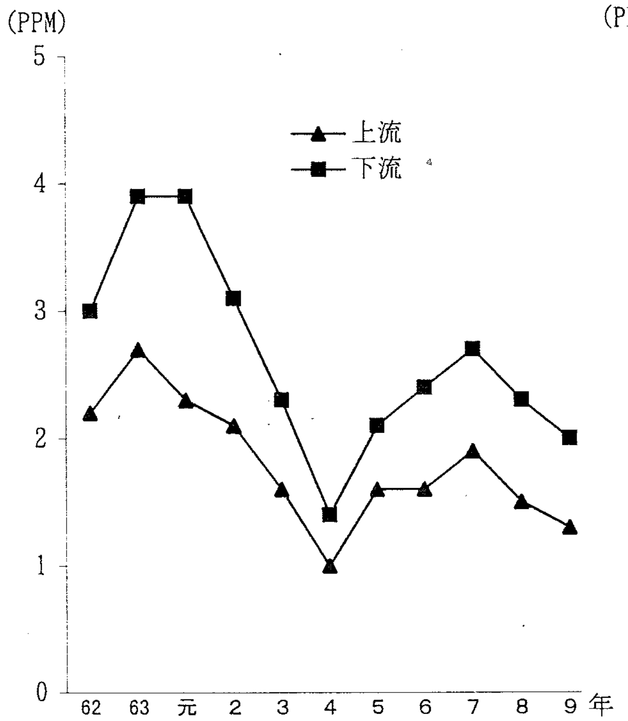

年	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
上流	2.2	2.7	2.3	2.1	1.6	1.0	1.6	1.6	1.9	1.5	1.3
下流	3.0	3.9	3.9	3.1	2.3	1.4	2.1	2.4	2.7	2.3	2.0

玉川のＣＯＤの経年変化(図－２－12)

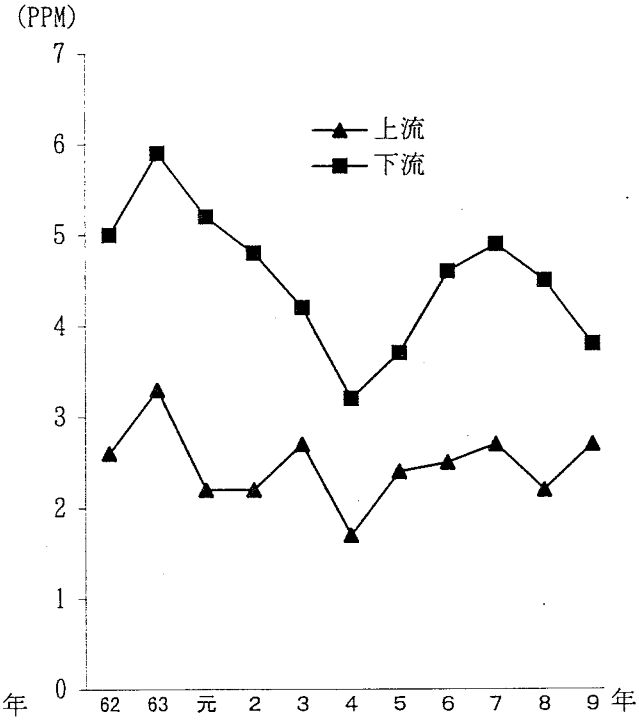

年	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
上流	2.6	3.3	2.2	2.2	2.7	1.7	2.4	2.5	2.7	2.2	2.7
下流	5.0	5.9	5.2	4.8	4.2	3.2	3.7	4.6	4.9	4.5	3.8

（3）玉川通日水質調査

近年、都市化に伴う小河川における汚濁の進行が問題となっている。そこで河川の有機性汚河川の有機性汚濁の現状を把握するため、９年度は玉川を対象に調査を実施した。

ア　調査年月日

平成９年１１月２５日～２６日

イ　採水地点

No.1　玉川上流　（日向川、七沢川合流点下流20m先）

NO.2　玉川中流１（川久保橋下）

NO.3　玉川中流２（八木間橋下）

NO.4　玉川下流　（酒井橋下）

ウ　採水頻度

３時間ごとに一回採水

エ　分析項目

水温、透視度、ｐＨ、ＳＳ、ＢＯＤ、ＣＯＤ、大腸菌群数　計７項目

オ　分析方法

ＪＩＳ　Ｋ　０１０２　工場排水試験法

カ　調査結果

採水地点別に各項目を比較していくと、ＳＳ、ＢＯＤ、ＣＯＤともNo.１上流が一番低く、No.４玉川下流が一番高い数値になっています。

No.４地点については、18:00にＢＯＤ、ＣＯＤの数値が最大を示し、時間を経過する毎に低くる傾向を示しています。原因は生活排水と考えられますが、恩曽川と合流した下流の場所であり、汚濁原因玉川か恩曽川か今後の調査が必要と思われた。

大腸菌群数については全地点とも、高い数値を示しており、生活排水(し尿等)が主原因と思われた。

（表－４）

採水地点 ＼ 項目	No.１	No.２	No.３	No.４
水温（℃）	13.3	13.4	13.3	13.4
ｐＨ	7.8	7.6	7.8	7.7
ＳＳ（mg／l）	1.6	2.6	2.3	4.6
ＢＯＤ（mg／l）	1.6	1.9	1.6	7.3
ＣＯＤ（mg／l）	2.4	2.6	2.7	5.6
大腸菌（MPN／100ｌ）	7,900.0	9,200.0	7,600.0	9,900.0

分析項目……水温　　　　　単位……℃

（表－５－１）

採水地点＼採水時刻	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
Ｎｏ．１	12.0	14.5	14.5	13.0	13.5	13.0	13.0	13.0	13.3
Ｎｏ．２	13.0	14.0	14.5	13.5	13.5	13.0	13.0	13.0	13.4
Ｎｏ．３	12.5	14.0	14.0	13.5	13.0	13.0	13.0	13.0	13.3
Ｎｏ．４	13.0	14.0	14.0	13.5	13.5	13.5	13.0	13.0	13.4

分析項目……透視度　　　　単位……cm

（表－５－２）

採水地点＼採水時刻	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
Ｎｏ．１	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
Ｎｏ．２	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
Ｎｏ．３	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
Ｎｏ．４	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0

分析項目……ｐＨ

（表－５－３）

採水地点＼採水時刻	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
Ｎｏ．１	7.9	7.8	7.8	7.7	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8
Ｎｏ．２	7.7	7.8	7.7	7.6	7.6	7.5	7.6	7.6	7.6
Ｎｏ．３	7.9	8.1	8.0	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8
Ｎｏ．４	7.7	7.9	7.9	7.7	7.7	7.6	7.6	7.7	7.7

分析項目……ＳＳ　　　　　単位……mg／l

（表－５－４）

採水時刻 / 採水地点	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
Ｎｏ．１	1.0	1未満	1.0	1未満	2.0	3.0	3.0	1.0	1.6
Ｎｏ．２	1未満	1未満	1.0	4.0	4.0	4.0	3.0	3.0	2.6
Ｎｏ．３	1未満	1未満	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	4.0	2.3
Ｎｏ．４	1未満	2.0	4.0	5.0	6.0	7.0	7.0	5.0	4.6

分析項目……ＢＯＤ　　　　単位……mg／l

（表－５－５）

採水時刻 / 採水地点	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
Ｎｏ．１	2.1	1.4	1.4	1.5	2.0	1.8	1.4	1.3	1.6
Ｎｏ．２	1.7	2.0	1.7	2.0	2.0	2.0	1.6	1.8	1.9
Ｎｏ．３	1.6	1.7	1.8	1.5	1.8	1.5	1.4	1.6	1.6
Ｎｏ．４	2.1	1.9	2.6	20.0	11.0	6.2	8.8	5.5	7.3

分析項目……ＣＯＤ　　　　単位……mg／l　　　　（表－５－６）

採水時刻 / 採水地点	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
Ｎｏ．１	2.1	2.4	2.5	2.7	2.9	2.6	2.2	2.0	2.4
Ｎｏ．２	2.2	2.3	2.7	2.8	2.8	2.8	2.6	2.4	2.6
Ｎｏ．３	2.4	2.5	2.9	2.9	3.1	2.8	2.6	2.7	2.7
Ｎｏ．４	3.2	3.7	4.2	10.0	6.8	5.6	6.1	5.4	5.6

ＢＯＤ経時変化　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(図－３－１)

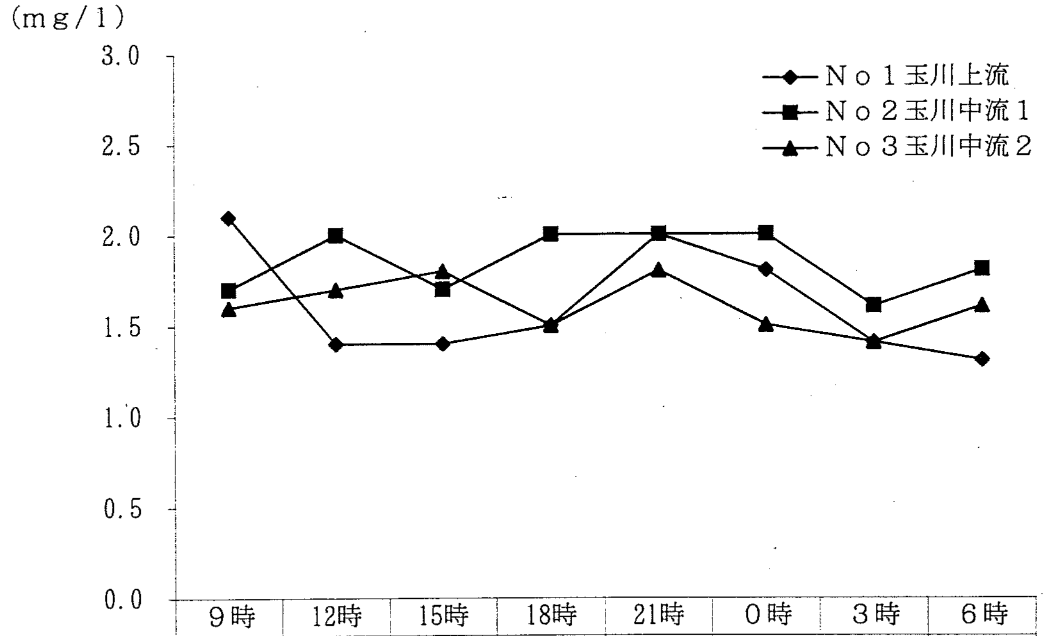

	９時	12時	15時	18時	21時	０時	３時	６時
Ｎｏ１玉川上流	2.1	1.4	1.4	1.5	2.0	1.8	1.4	1.3
Ｎｏ２玉川中流１	1.7	2.0	1.7	2.0	2.0	2.0	1.6	1.8
Ｎｏ３玉川中流２	1.6	1.7	1.8	1.5	1.8	1.5	1.4	1.6

ＢＯＤ経時変化　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(図－３－２)

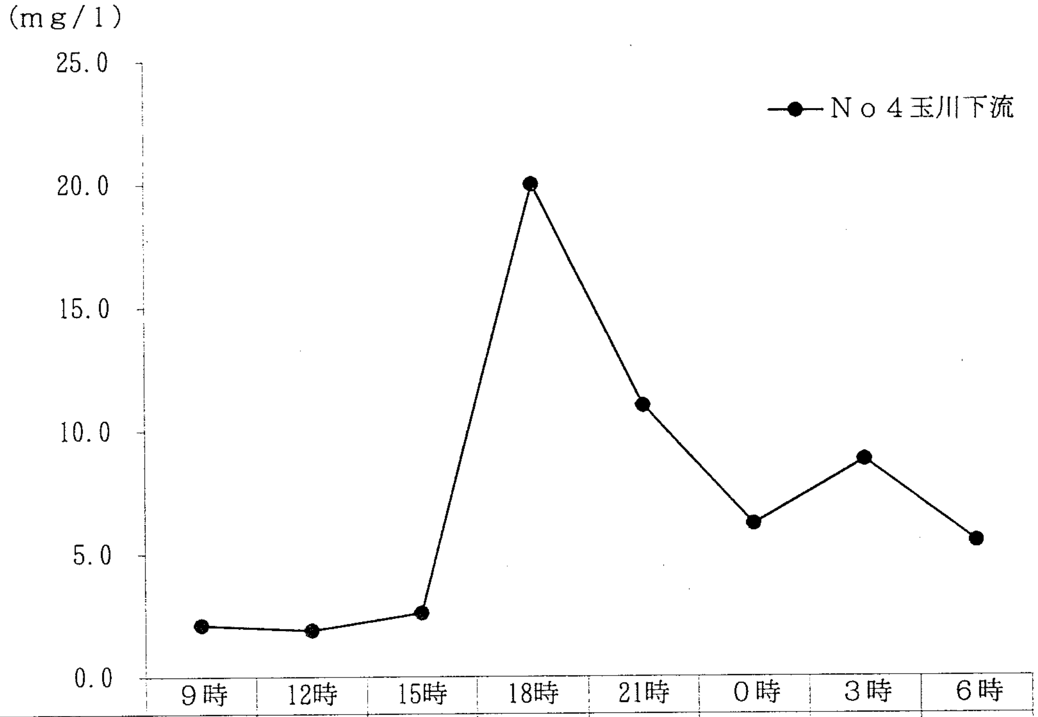

	９時	12時	15時	18時	21時	０時	３時	６時
Ｎｏ４玉川下流	2.1	1.9	2.6	20.0	11.0	6.2	8.8	5.5

COD経時変化

(図－３－３)

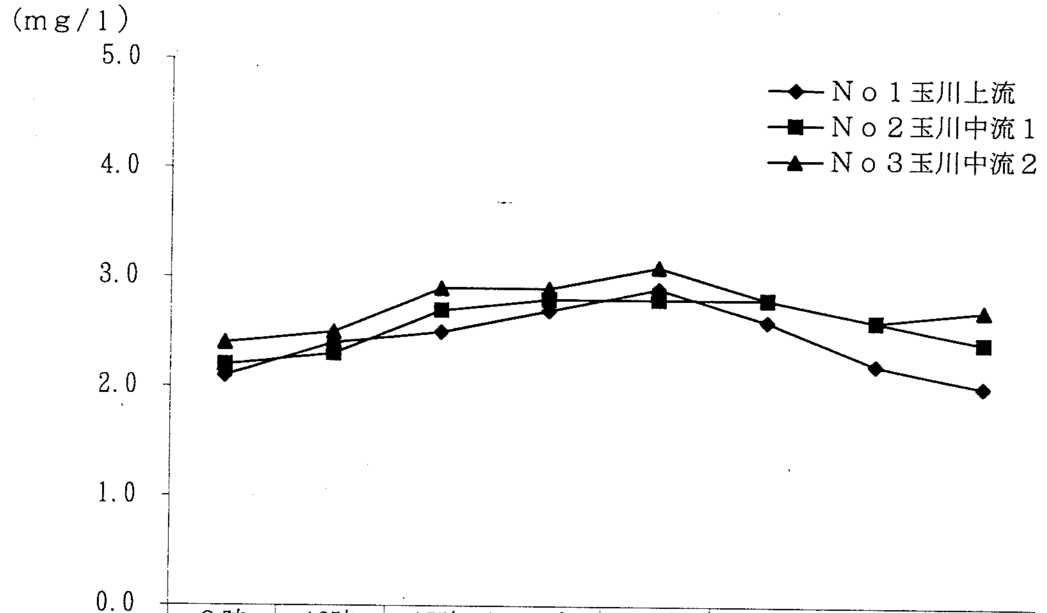

	9時	12時	15時	18時	21時	0時	3時	6時
Ｎｏ１玉川上流	2.1	2.4	2.5	2.7	2.9	2.6	2.2	2.0
Ｎｏ２玉川中流１	2.2	2.3	2.7	2.8	2.8	2.8	2.6	2.4
Ｎｏ３玉川中流２	2.4	2.5	2.9	2.9	3.1	2.8	2.6	2.7

COD経時変化

(図－３－４)

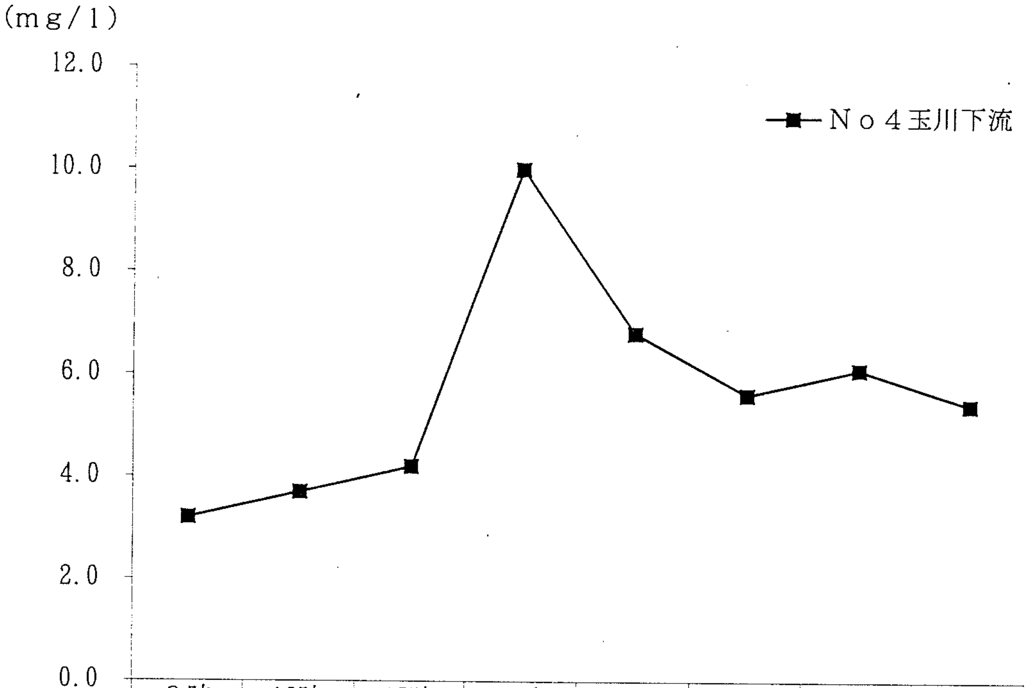

	9時	12時	15時	18時	21時	0時	3時	6時
Ｎｏ４玉川下流	3.2	3.7	4.2	10.0	6.8	5.6	6.1	5.4

ＳＳ経時変化　　　　　　　　　　　　　　　（図－３－５）

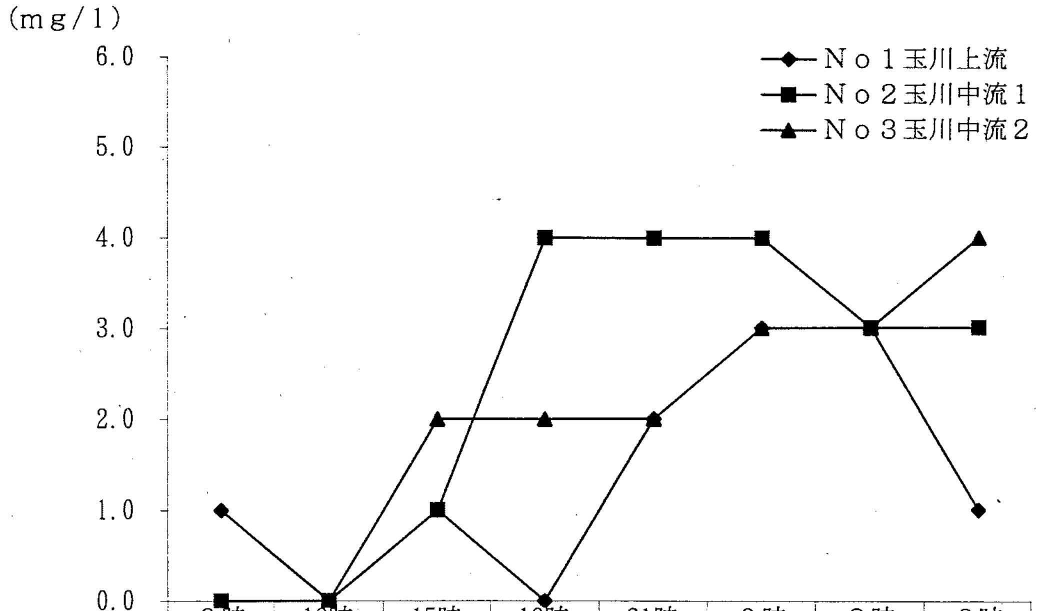

	９時	12時	15時	18時	21時	０時	３時	６時
Ｎｏ１玉川上流	1.0	0.0	1.0	0.0	2.0	3.0	3.0	1.0
Ｎｏ２玉川中流１	0.0	0.0	1.0	4.0	4.0	4.0	3.0	3.0
Ｎｏ３玉川中流２	0.0	0.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	4.0

ＳＳ経時変化　　　　　　　　　　　　　　　（図－３－６）

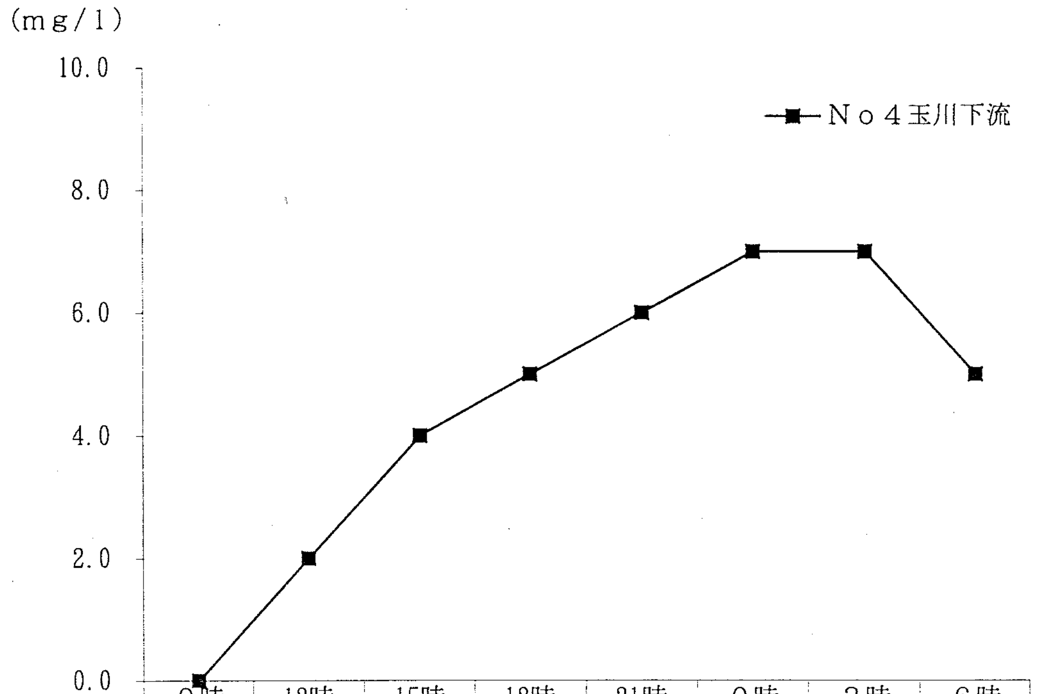

	９時	12時	15時	18時	21時	０時	３時	６時
Ｎｏ４玉川下流	0.0	2.0	4.0	5.0	6.0	7.0	7.0	5.0

（4）工場排水調査

本市の工場、事業場から排出される排水は、ほとんどが相模川へ流入し、寒川取水堰で上水道水として利用されるため、水質汚濁防止法や神奈川県公害防止条例により厳しい排水規制が行われている。

平成９年度も公害防止条例に基づき工場等への立入調査を実施し、工場排水の監視測定と指導を行った。また、平成元年度からは有機塩素系溶剤の２物質についても排水の規制基準が定められたことから、調査を実施している。

① 工場排水調査

調査期間	平成９年７月14日～８月22日
対象工場	指定工場のうち排水量の多い事業場及び有害物質を使用する事業場
立入工場数	26社（28排水口）
排水基準違反工場数	１社（違反率3.8%）

調査結果

対象工場２６社（２８排水口）、分析検体数３５７検体であった。そのうち違反工場は１社で延べ違反数は２社であった。項目別では大腸菌２社で昨年度の違反工場３社、延べ違反数３社と比べ若干減少した。

違反の原因として、し尿、雑排水系汚水処理の不適、施設の不備であり、違反工場に対しては、来庁指導の上、保守点検等の強化について改善計画書を提出させた。

工場排水調査基準適合状況

（表－６）

項　　目	排出基準		分析件数	不適合件数	不適合率 (%)
	新　設	既　設			
ｐＨ	5.8～8.6	5.8～8.6	28	0	0
ＢＯＤ	15	25	28	0	0
ＣＯＤ	15	25	28	0	0
ＳＳ	35	70	28	0	0
鉄（溶解性）	0.3	1	15	0	0
銅	1	1	15	0	0
マンガン（溶解性）	0.3	1	15	0	0
ニッケル（溶解性）	0.3	1	15	0	0
クロム（全）	0.1	1	15	0	0
クロム（６価）	0.05	0.5	15	0	0
鉛	0.05	0.1	16	0	0
カドミウム	不検出	0.05	15	0	0
ひ素	0.01	0.1	15	0	0
亜鉛	1	1	15	0	0
Ｎ－ヘキサン	3	5	28	0	0
大腸菌群数	3,000	3,000	28	2	7.1
シアン	排出禁止	0.5	7	0	0
ふっ素	0.8	8	16	0	0
総水銀	0.005	0.005	6	0	0
トリクロロエチレン	0.3	0.3	3	0	0
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	3	0	0
1.1.1-トリクロロエタン	3	3	3	0	0

ＢＯＤ・ＣＯＤ濃度別工場数

（表－７）

ＢＯＤ濃度	工場数	割合(%)
5mg/１以下	19	73.1
10mg/１以下	3	11.5
15mg/１以下	2	7.7
20mg/１以下	0	0
25mg/１以下	2	7.7
25mg/１を超えるもの	0	0

（表－８）

ＣＯＤ濃度	工場数	割合(%)
5mg/１以下	5	19.2
10mg/１以下	12	46.2
15mg/１以下	6	23.1
20mg/１以下	1	3.8
25mg/１以下	0	0
25mg/１を超えるもの	2	7.7

（5）地下水質調査

市内における地下水の有機塩素系溶剤による汚染状況を把握するため調査を実施した。

調査（採水）日　　平成10年２月９日

調　査　地　点　　市内指定工場の井戸１０か所

調　査　項　目　　３項目（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1.1.1－トリクロロエタン）

調査結果

評価基準を超える地点が３地点あり、項目別ではトリクロロエチレンが２地点、テトラクロロエチレンが１地点であった。

各地点の分析結果は表－９のとおりである。

分析結果

（表－９）（単位mg/l）

項目 ＼ 評価基準 ＼ 調査地点番号	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1.1.1-トリクロロエタン
評価基準	0.03　以下	0.01　以下	0.3　以下
No.1	0.031	0.0005　未満	0.12
No.2	0.002　未満	0.0005　未満	0.0005　未満
No.3	0.002　未満	0.0005　未満	0.0005　未満
No.4	0.002　未満	0.0005　未満	0.0012
No.5	0.002	0.024	0.0005　未満
No.6	0.090	0.0005　未満	0.0005　未満
No.7	0.002　未満	0.0005　未満	0.0005　未満
No.8	0.002　未満	0.0005　未満	0.0005　未満
No.9	0.002　未満	0.0005　未満	0.0005　未満
No.10	0.002　未満	0.0005　未満	0.0005　未満

※　トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの評価基準は、環境庁水質保全局長通知（平成元年９月14日）による。

※　1.1.1－トリクロロエタンの評価基準は、環境基準による。

4　騒音・振動

(1) 概　　況

人間が生活していく上で、我々は何らかの音を発し、また常に何らかの音を耳にしているが、これらの音のうち耳ざわりな聞きにくい音を一般に騒音としてとらえている。

騒音は局地的な問題として提起されることが多く、また振動を伴っている場合もあり、その原因としては、工場、建設作業、自動車交通等があり、この他生活に起因する近隣騒音、カラオケ等がある。

騒音・振動公害は被害が感覚的かつ直接的であるため被害者が苦情を申し出る場合が多いが、苦情件数としては、年々減少傾向にある。

平成９年度の全苦情件数（72件）のうち騒音・振動にかかわる苦情は17件で全体の２割程度を占めている。

工場騒音・振動の問題は、都市計画法上の準工業地域にその原因があるものが多く、中小工場が住宅に隣接していたり、既存の工場周辺に次々に住宅が建設され問題が発生しており、法・条例による規制を行っている。

建設騒音・振動は、杭打作業やさく岩機を使用する作業など一般的に騒音・振動の程度が大きいため問題が発生しやすく、周辺に対して十分工事内容がされないことによる苦情が多い。騒音・振動の低い機械の使用や工法の導入を図るよう指導を実施している。

交通騒音・振動の問題は、近年の自動車交通量の増加に伴い道路周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼしており、特に東名高速道路のインターチェンジが陸の港として役割を果たしていることもあり、流通産業が発達し、国道129号や246号といった幹線道路では環境基準が達成できない箇所も見られる。

自動車騒音・振動については、自動車単体から発生する騒音を低減するための車両の改良を図るほか、道路構造の改善、沿道の整備等による対策が望まれる。
こうした中、東名高速道路の騒音対策については、市の要望に基づき、防音壁の設置工事が行われ、現在は実施済みとなっている。

深夜飲食店営業騒音については、カラオケ装置の普及に伴う騒音苦情が増加したことから昭和57年の４月に県公害防止条例が一部改正され、深夜飲食店より発生する騒音の規制を強化した結果、沈静化傾向にある。

①騒音に係る環境基準

●環境基準　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（表－１）

地域の類型	時間の区分			該当地域
	昼間	朝夕	夜間	
ＡＡ	45ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	40ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	35ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関す政令（昭和４６年政令）第２項の規定に基づき都道府県知事が区分ごとに指定する地域
Ａ	50ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	45ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	40ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	
Ｂ	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	50ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	

（注）１　ＡＡをあてはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域などとくに静穏を要する地域とすること。
２　Ａをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
３　Ｂをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等のように供される地域とすること。

●道路に面する地域の環境基準　（表－2）

地域の区分	時間の区分			地域類型
	昼間	朝夕	夜間	
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	50ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	45ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	A－1
A地域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する地域	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	50ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	A－2
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	B－1
B地域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する地域	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	B－2

（備考）・車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
・A地域とは、第1種・第2種低層住居専用、第1種・第2種中高層住居専用、第1種・第2種住居、準住居、調整地域をいう。
・B地域とは、近隣商業、商業、準工業、工業地域をいう。

(2)環境騒音調査

この調査は、環境庁の「都市環境騒音の把握手法」に準拠し、市域を500mメッシュに区分し、本年度その内約半分に相当する149か所を調査した。

調査期間　平成9年11月21日から平成10年2月20日まで
調査地点数　149か所
調査方法　都市環境騒音の把握手法に準拠
使用機器　リオン製NA－32型デジタル騒音計
環境基準　表－1、表－2のとおり

調査結果

一般地域の昼間73地点を測定し、その内58地点においては環境基準内であった。この結果、環境基準の達成率は79.5%とほぼ全ての地点で達成されていた。同じく夜間においては、25地点測定中11地点が環境基準内で、達成率は44%と前回の調査と比べ達成率は上がっている。

道路に面する地域では、昼間38地点を測定した結果、4地点が環境基準内であった。同じく夜間においては、11地点を測定した結果、3地点が環境基準内であった。

なお、道路に面する地域の内後背地（道路端から20～30m離れた箇所）では、環境基準達成率が昼間は58%、夜間は36%であった。

前回の調査に比べ、昼間、夜間とも環境基準達成率が下がっている。

環境基準との対比（昼間）

（表－３）

地域の種類				環境騒音レベル L50平均値ｄＢ(A) 道路端	後背地	環境基準値 ｄＢ(A)	測定地点数 道路端	後背地	環境基準値以下の地点数 道路端	後背地	環境基準以下の地点の割合(%) 道路端	後背地
一般地域	ＡＡ	とくに静寂を要する地域		—		45	—		—		—	
一般地域	Ａ	主に住居のように供される地域		47.2		50	57		44		77.2%	
一般地域	Ｂ	相当数の住居と併せて商業工業等のように供される地域	(商業系地域)	56.8		60	4		4		100%	
一般地域	Ｂ	相当数の住居と併せて商業工業等のように供される地域	(工業系地域)	54.2		60	12		10		83.3%	
道路に面する地域	Ａ地域	２車線を有する道路に面する地域		66	55.6	55	24	24	1	11	4.2	45.8
道路に面する地域	Ａ地域	２車線を超える車線を有する道路に面する地域		77	62.7	60	3	3	0	1	0	33.3
道路に面する地域	Ｂ地域	２車線以下の車線を有する道路に面する地域		66	59.8	65	6	6	3	5	50	83.3
道路に面する地域	Ｂ地域	２車線を超える車線を有する道路に面する地域		71.2	60.6	65	5	5	0	5	0	100

環境基準との対比（夜間）

（表－４）

地域の種類				環境騒音レベル L50平均値ｄＢ(A) 道路端	後背地	環境基準値 ｄＢ(A)	測定地点数 道路端	後背地	環境基準値以下の地点数 道路端	後背地	環境基準以下の地点の割合(%) 道路端	後背地
一般地域	ＡＡ	とくに静寂を要する地域		—		35 (40)	—		—		—	
一般地域	Ａ	主に住居のように供される地域		42.4		40 (45)	19		8		42.1%	
一般地域	Ｂ	相当数の住居と併せて商業工業等のように供される地域	(商業系地域)	51.5		50 (55)	2		1		50%	
一般地域	Ｂ	相当数の住居と併せて商業工業等のように供される地域	(工業系地域)	54.8		50 (55)	4		2		50%	
道路に面する地域	Ａ地域	２車線を有する道路に面する地域		57.7	48.1	45 (50)	5	5	1	1	20	20
道路に面する地域	Ａ地域	２車線を超える車線を有する道路に面する地域		64	57	50 (55)	2	2	0	0	0	0
道路に面する地域	Ｂ地域	２車線以下の車線を有する道路に面する地域		56	49	55 (60)	2	2	1	2	25	100
道路に面する地域	Ｂ地域	２車線を超える車線を有する道路に面する地域		66	61	60 (65)	2	2	1	1	50	50

（３）国道129号道路交通騒音調査（定点測定）

調査日時　平成９年８月27日午前10時00分から

調査場所　平成９年８月28日午前９時30分まで

調査場所　山際285－１（厚木市消防本部依知分署）

調査方法　リオン製騒音計ＮＡ－61とレベル処理機ＳＶ－72Ａを用いて、道路交通騒音・振動要請等事務処理用要領に基づき30分毎に１回騒音測定を行い、同時に通行車両数を大型車、小型車、二輪車の車種別により計数した。

測定結果

測定結果は、表－５、表－６のとおりで、昼間を除いて法の限度値を超過した。交通量は昨年と比べ増加している（9,575台／日から10,277台／日）が、国道129号はすでに飽和状態であり、今後も大型車の混入率に変化がない場合は、同様の数値を示すものと考えられる。

測　定　結　果

（表－５）

時間の区分	測定結果（デシベル）中央値（90%レンジ）	法の限度値（デシベル）	車 線 数
朝（６：00～８：00）	７５．０（61.3、80.5）	70	4
昼（８：00～18：00）	７３．９（62.2、79.8）	75	
夕（18：00～23：00）	７３．２（60.5、80.6）	70	
夜（23：00～６：00）	７１．３（55.4、80.4）	60	
備　考	マイクロホンの位置は道路端より１m、地上1.2mに設置した。		

※測定結果は、30分ごとに得られた騒音値を各時間帯別に平均したもの。

各時間帯における車種別車両数（台）

（表－６）

区　　分	大型車	小型車	二輪車	計
朝（６：00～８：00）	163	896	20	1,079
昼（８：00～18：00）	1,339	3,839	105	5,283
夕（18：00～23：00）	374	1,941	50	2,365
夜（23：00～６：00）	499	1,022	29	1,550
計	2,375	7,698	204	10,277

※30分ごとに５分間計数した車両数の合計を表す。

時間区分経年変化 （図－１）（表－７）

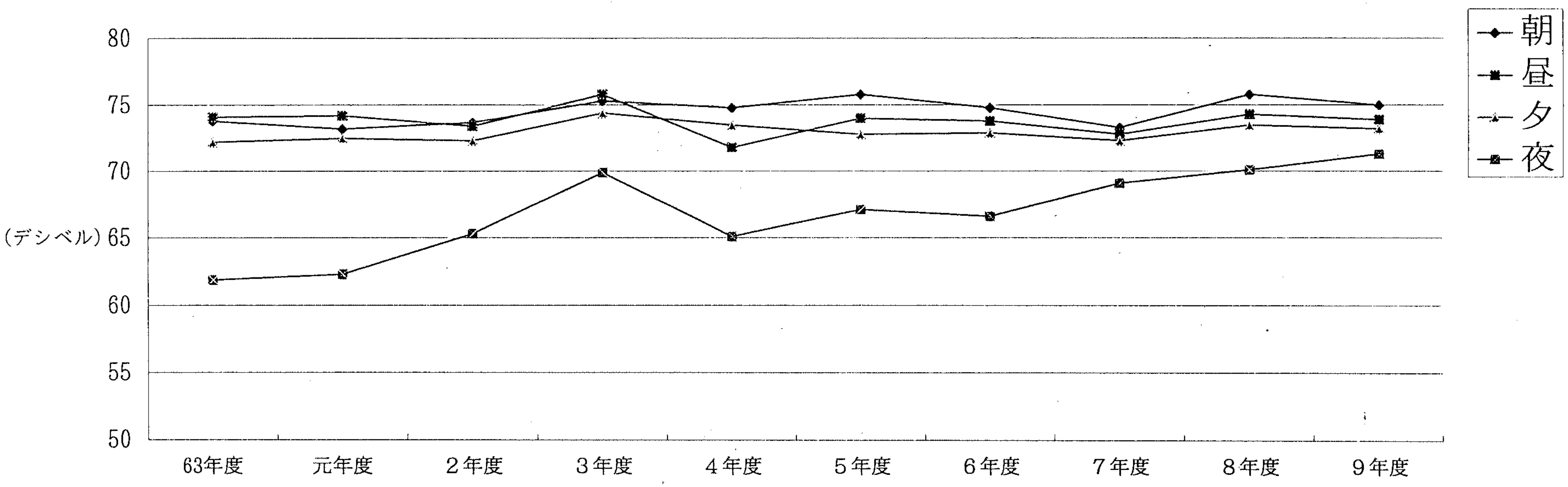

年　度	昭和63年度	平成元年度	平成２年度	平成３年度	平成４年度	平成５年度	平成６年度	平成７年度	平成８年度	平成９年度
時間の区分	中央（90%レンジ）	中央（90%レンジ）	中央（90%レンジ）	中央（90%レンジ）	中央（90%レンジ）	中央（90%レンジ）	中央（90%レンジ）	中央（90%レンジ）	中央（90%レンジ）	中央（90%レンジ）
朝（６～８）	73.8（60.5,81.0）	73.2（58.8,80.2）	73.7（53.0,81.0）	75.3（60.0,82.3）	74.8（53.8,80.8）	75.8（57.0,81.3）	74.8（58.0,80.8）	73.3（59.3,78.8）	75.8（64.0,80.5）	75.0（61.3,80.5）
昼（８～18）	74.1（58.8,79.9）	74.2（57.6,80.7）	73.4（54.2,80.1）	75.8（62.2,81.8）	71.8（60.1,77.9）	74.0（57.4,79.4）	73.8（58.9,79.1）	72.8（63.0,77.8）	74.3（62.6,79.6）	73.9（62.2,79.8）
夕（18～23）	72.2（58.0,79.7）	72.5（54.4,80.5）	72.3（55.5,80.4）	74.4（61.9,82.1）	73.5（53.1,79.8）	72.8（57.0,79.8）	72.9（58.6,79.6）	72.3（58.8,78.9）	73.5（60.6,79.8）	73.2（60.5,80.6）
夜（23～６）	61.9（51.4,80.1）	62.3（47.9,81.1）	65.3（48.6,81.3）	69.9（54.0,82.1）	65.1（52.2,80.3）	67.1（47.3,81.3）	66.6（52.3,80.9）	69.1（49.6,78.4）	70.1（52.1,79.3）	71.3（55.4,80.4）
交通量（台）	8,881	9,210	9,376	9,358	9,327	9,758	9,925	9,967	9,575	10,277

※交通量、30分毎に５分間計数した合計を示す。

（図－２）

騒音値の経時変化

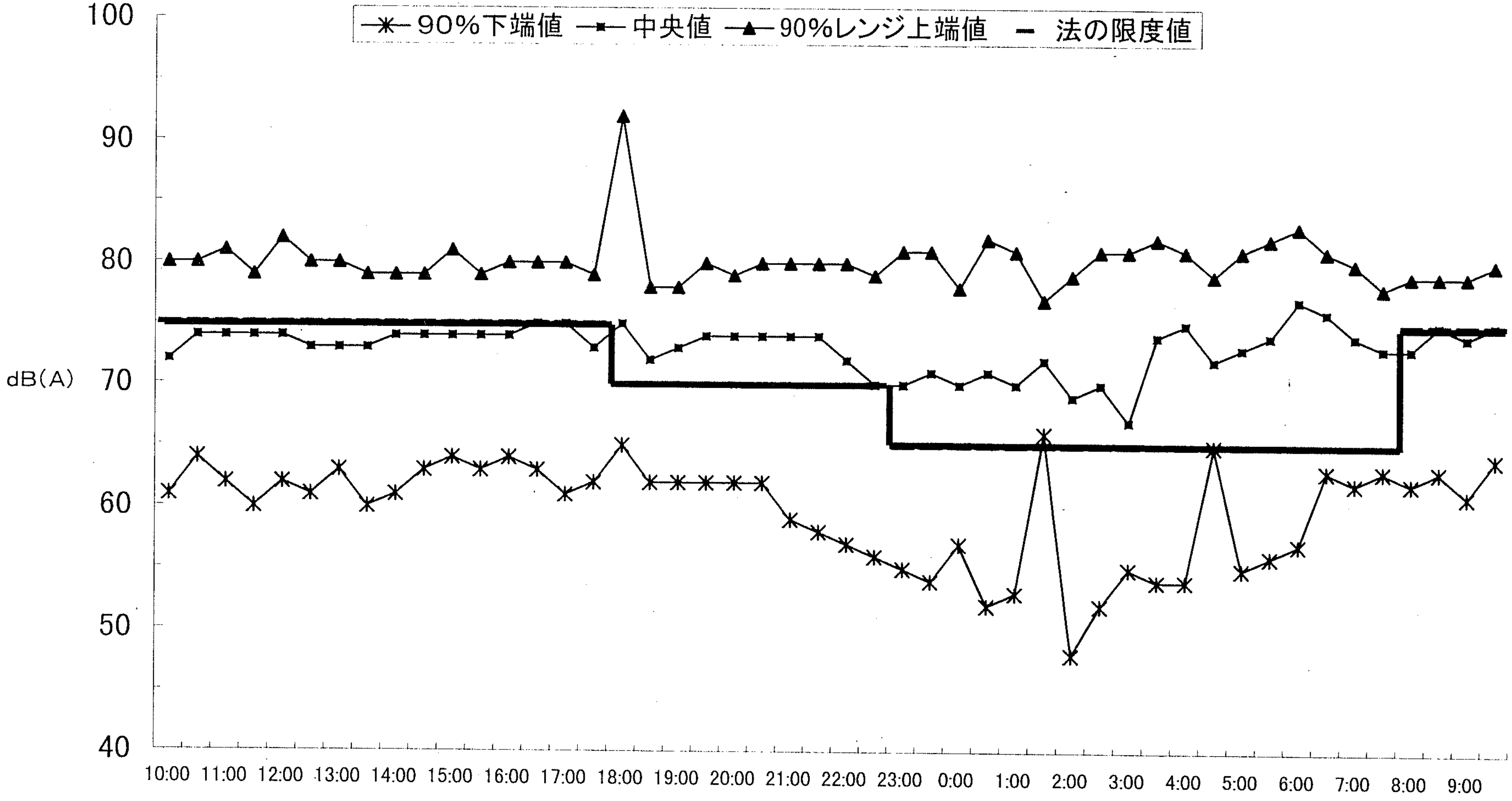

※午後６時の突発音については、防災無線チャイム音によるものです。

測 定 場 所 見 取 図

（図－３）

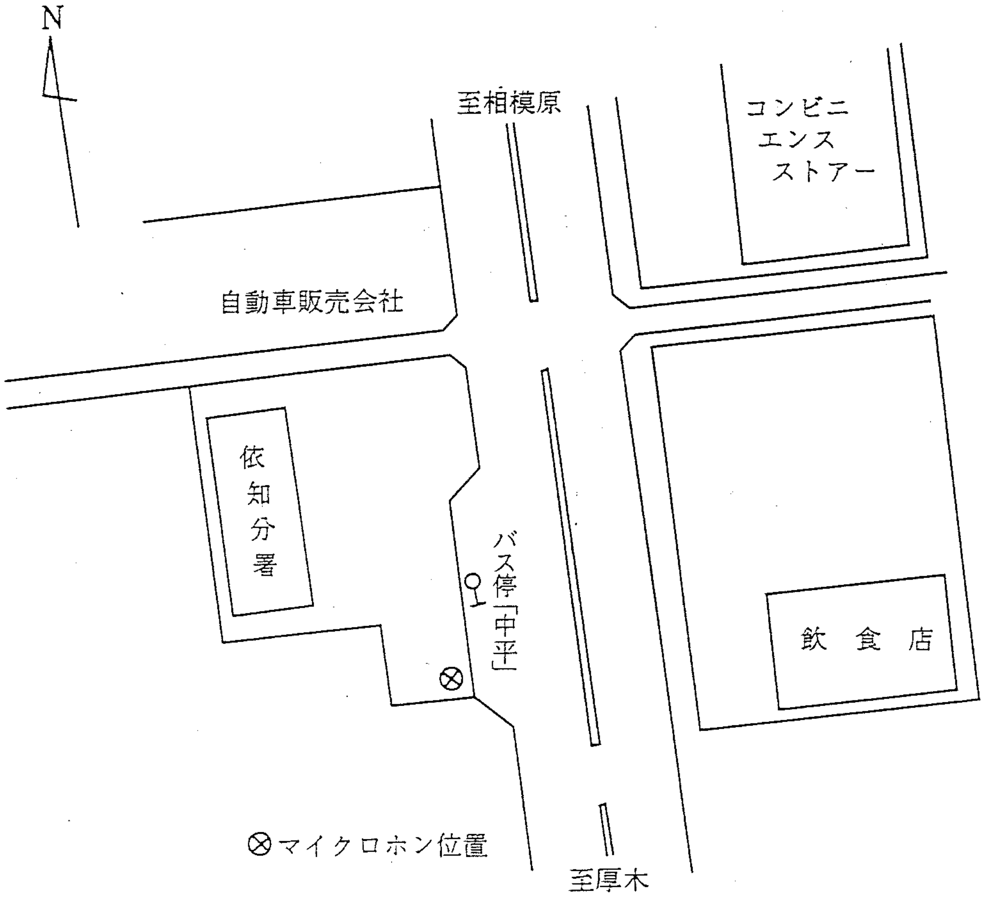

測 定 場 所 横 断 図

（図－４）

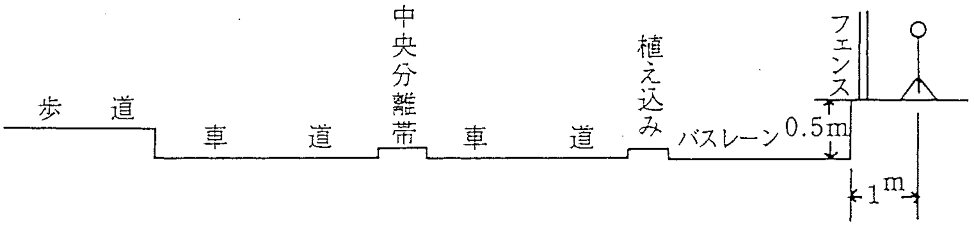

5　地盤沈下の状況

(1) 概　況

地盤沈下とは、一般に地表面が広範囲にわたり低下していく現象を総称しているが、公害法上は地下水の揚水に起因し、地層が収縮し地面が沈下する人為的な現象を地盤沈下として扱っている。

県央地域の地盤沈下は昭和44年の神奈川県の調査によると、昭和37年ごろから海老名市の大谷地区に発生したのが最初である。

この地区は、東側の洪積台地と西側の相模川沖積低地の境界部に相当し、台地に沿った地割れなどの被害が生じた。

沈下の原因は、沖積低地における地下水位の低下によるものと判断され、これはこの地域に急激に進出してきた工場・事業所の過剰揚水が原因と考えられた。

昭和46年に神奈川県公害防止条例によりこの地域が地下水採取規制地域として指定され、その際併せて当市域の一部である通称厚木バイパス以東も指定された。

こうした中にあって、当市では、昭和49年度から指定地域内に水準点を設置し、精密水準測量により地盤変動量の把握に努めるとともに、日量100立方メートル以上揚水している工場・事業所に対し、揚水の高度利用による採水量削減を図るよう呼びかけている。

地下水採取規制地域図

（図－1）

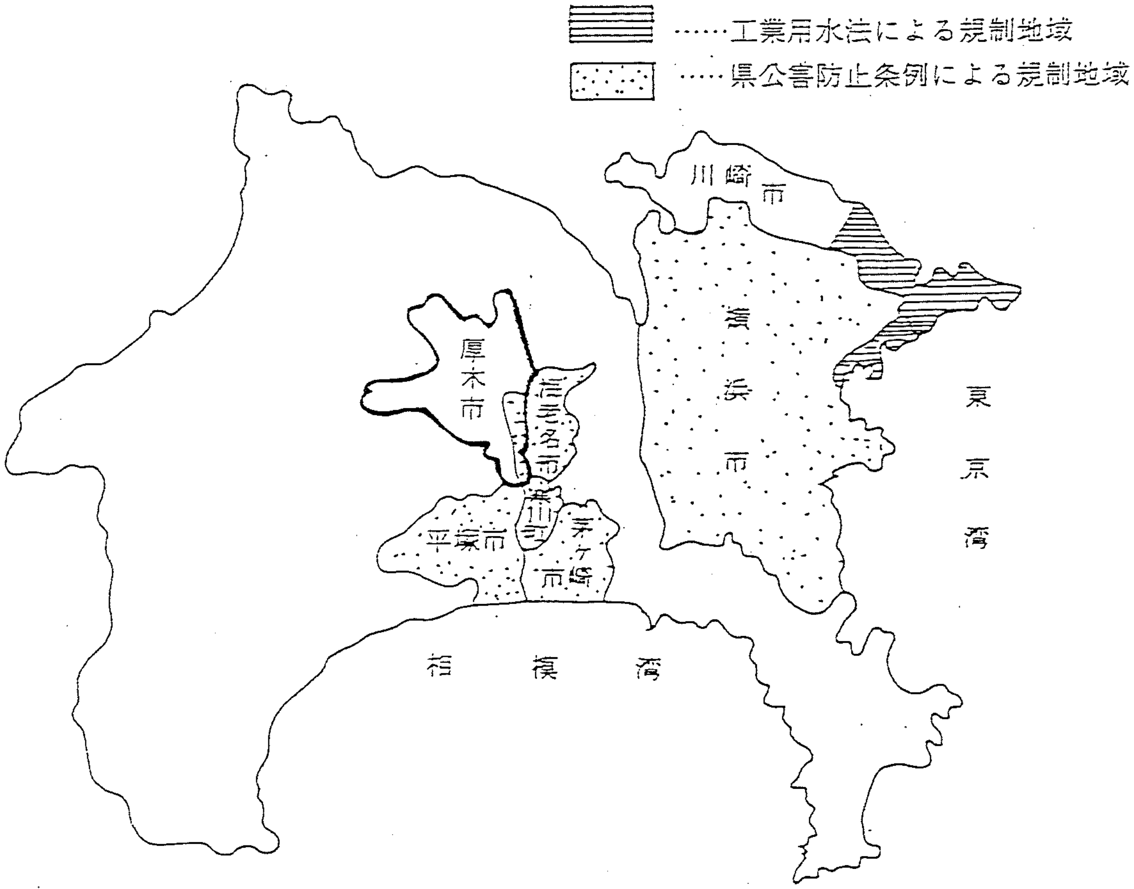

厚木市における規制地域

（図－2）

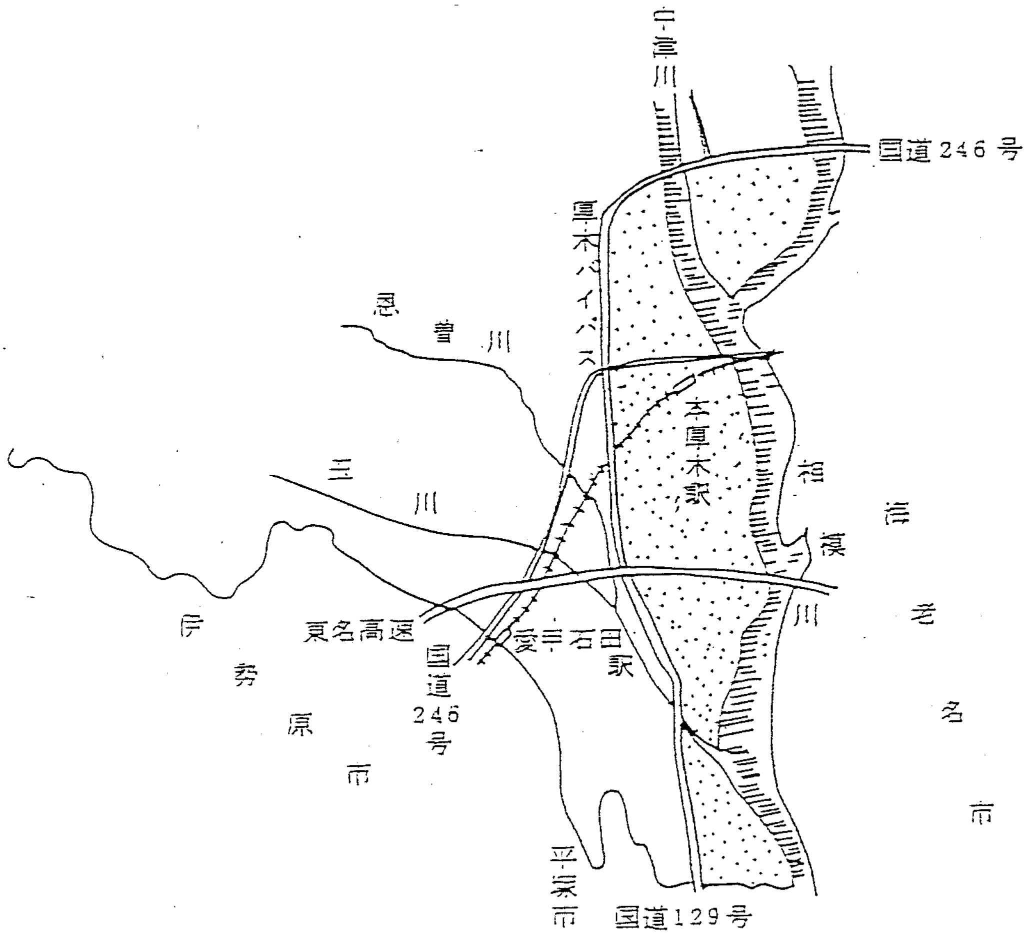

（2）地盤沈下の構造

地盤沈下の構造は、地下水の過剰揚水によって地下帯水層の水圧が標準水圧より下がると、粘土層中の水分が地下帯水層の方に絞られ、粘土層中の圧蜜を誘発し、地盤沈下を起こす。こうした作用は、軟弱地盤と呼ばれる沖積平野地域の地層に存在する地下帯水層から多量の地下水を揚水することにより、また沖積層下部に存在する洪積層中の帯水層からの多量揚水によっても起こる。

地盤沈下対策として、工業用水法や建築物用地下水の採取の規制に関する法律（いわゆるビル揚水法）で地下水の過剰くみ上げを規制しているが、神奈川県公害防止条例では、工業用水法の適用されない地域で、沈下のおそれのある地域を指定して地下水採取の規制を行っている。

本市においては、国道129号の厚木バイパス以東が、規制地域に指定され、地下水採取届、採取量の届出等が義務づけられている。

地盤沈下の機構

（図－３）

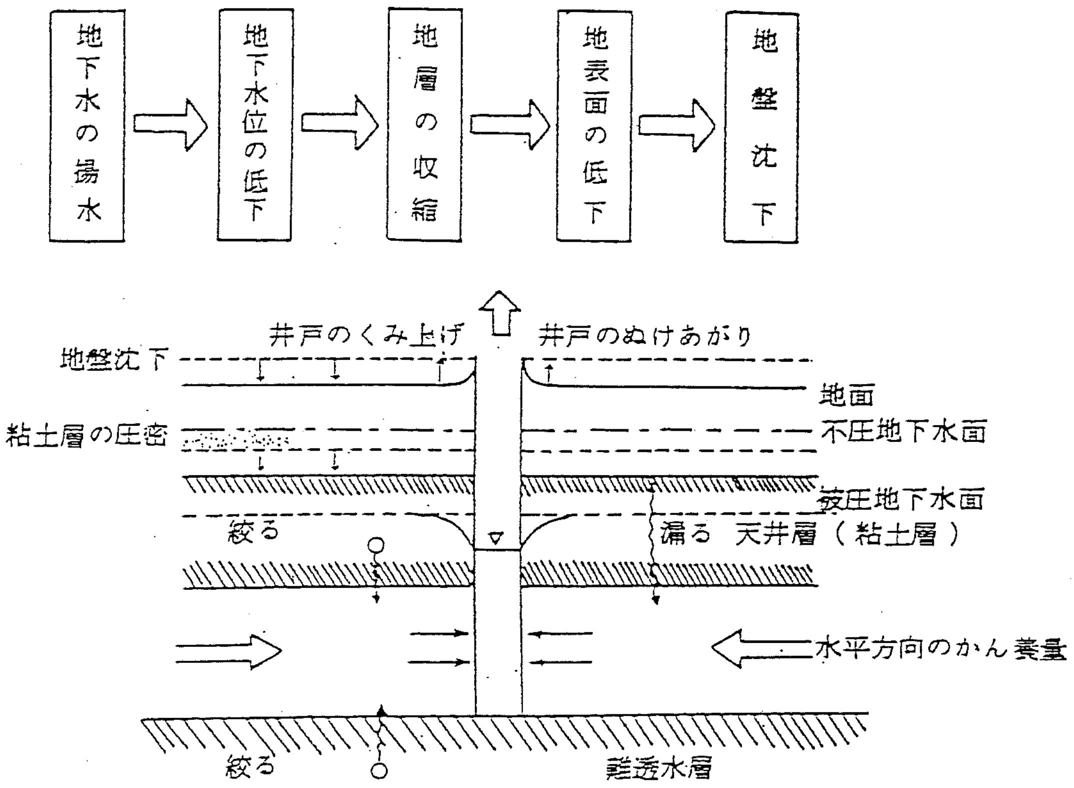

(３)地下水採取量規制地域の地質

地下水採取規制地域に指定された厚木バイパス以東の地域は、地表付近に泥層を有する沖積層が分布している。

この泥層は、腐植土を含有する黒色の層で軟弱であり、収縮しやすく、相模川左岸地域で厚く、相模川右岸の当市では薄い分布状況にある。

(４)地盤変動量調査

地盤沈下の現象を具体的な数値で把握する方法として、水準測量による法と観測井による方法があるが、本市においては昭和49年度から水準基準を設置し、水準量を調査している。

平成９年度38.43kmにわたり測量した結果、表－３のとおりである。前年度との比較では、41基標中38地点で沈下した。　内訳は20mm以上が１点、10mm以上が３点、10mm以下が34点、２点が隆起であった。10mm以内の沈下量は測量誤差の許容範囲として扱っているため、明らかに沈下を示したのはNo.１、No.13、No.33、No.40の４地点であった。

測量開始年度から合計では、No.６、No.８、No.12、No.13、No.15、No.29の６地点における沈下が顕著であるが、No.15については昭和55年度以降沈下が沈静化している。

また、地区別では本厚木駅から東名インター周辺の厚木、岡田地区で沈下が多く、北部の妻田、金田地区の沈下が少ない傾向にある。

ア　月別揚水量（規制地域内のみ、地下水採取届出工場）

（表－１）（単位：m^3／日）

月	３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年
1	6,098.12	6,189.56	5,886.04	5,163.85	5,226.70	5,379.73	4,319.96
2	7,227.02	5,961.54	6,819.11	4,893.85	5,407.60	5,735.08	5,057.08
3	7,298.19	6,160.10	7,194.24	5,313.65	5,366.70	5,374.37	4,843.32
4	7,335.32	6,024.03	6,799.10	5,532.21	5,145.90	5,317.69	4,286.07
5	7,384.13	6,506.85	5,631.92	5,432.26	6,104.30	5,288.74	4,712.82
6	7,696.14	7,536.18	6,127.78	6,758.19	6,347.70	5,611.29	5,110.41
7	8,088.03	8,079.93	5,902.58	6,083.92	6,548.60	6,144.94	5,941.48
8	7,391.87	7,078.35	6,044.40	6,562.65	6,556.20	6,486.17	4,704.93
9	8,184.03	7,355.13	6,358.63	6,268.75	6,020.40	5,769.74	5,180.81
10	7,018.49	6,603.28	5,399.50	5,623.34	5,426.80	4,980.46	4,582.21
11	6,305.89	6,714.72	5,835,50	5,418.23	5,604.80	4,857.27	5,086.00
12	6,424.96	6,271.24	5,191.11	5,834.13	5,538.00	4,521.72	4,451.29
平均	7,204.35	6,706.74	6,099.16	5,740.42	5,777.81	5,453.10	4,657.73

イ　月別降水量

（表－２）（単位：mm）

月	３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年	前年比
1	50.5	42.0	108.0	39.0	39.5	24.0	36.5	+12.5
2	69.5	28.5	68.0	61.0	36.5	31.0	35.5	+4.5
3	168.5	201.5	66.5	96.5	193.0	144.5	102.5	-42.0
4	122.5	186.0	31.5	73.5	105.0	98.0	150.0	+52.0
5	46.0	144.0	58.0	182.0	201.0	125.0	122.0	-3.0
6	177.0	253.5	179.0	107.0	178.0	65.0	219.0	+154.5
7	105.0	47.5	373.0	92.0	193.0	456.0	135.5	-320.5
8	239.5	26.0	268.5	50.0	11.0	97.5	29.0	-68.5
9	584.5	101.0	156.5	259.0	82.5	309.5	76.0	-233.5
10	481.0	270.0	158.5	87.0	106.0	79.5	19.5	-60.0
11	116.5	142.5	180.5	56.0	58.0	83.0	186.5	+103.5
12	51.5	78.0	32.0	25.0	0.0	39.5	37.0	-2.5
計	2,211.5	1,520.5	1,680.0	1,128.0	1,203.5	1,552.5	1,149.5	-403.0

水　準　測　量　結　果　表

（基準原点は日本水準原点）

水準点番号	設置置場所名	所在地	設置機関	測量年度	開始時実測値 (m)	年1月実値 (m)	変動量合計 (mm)	変動量（mm） 59.1～60.1	60.1～61.1	61.1～62.1	62.1～63.1	63.1～64.1	64.1～2.1	2.1～3.1	3.1～4.1	4.1～5.1	5.1～6.1	6.1～7.1	7.1～8.1	8.1～9.1	9.1～10.1
10357	船喜多神社	松枝1－13	国	49	21.4849	21.4209	64.0	-11.4	3.0	-8.3	-6.2	-1.7	-5.2	-4.8	-3.7	-9.7	2.4	-6.1	-7.1	2.5	0.0
1	旭町やま公園	旭町5－11	市	61	18.0698	17.9589	110.8	-11.1	—	再設	-8.9	-2.9	-8.6	-0.2	-7.4	-12.2	0.8	-16.7	-21.6	-10.0	-23.2
2	妙純寺	金田295	県	50	27.6431	27.6390	4.1	1.9	0.9	-2.6	-0.4	6.1	-2.7	0.2	-2.2	0.6	1.8	-3.5	-3.8	4.3	-4.7
3	厚木中学校	水引1－1	県	49	19.8635	19.8372	26.3	0.2	-0.8	-3.8	-0.2	-1.8	-9.6	3.3	-2.3	-2.4	2.9	-4.1	0.5	-1.0	0.3
4	相川小学校	酒井1980	県	49	14.0544	14.0385	15.9	-6.9	1.9	-5.7	-7.0	3.3	-5.8	1.6	-3.1	-1.2	5.2	改埋	-4.1	-7.3	-4.5
5	旭南（ふじみ）公園	旭町4－3352－1	市	62	16.7072	16.6867	20.5	-4.4	-0.4	-0.5	移設	0.7	-5.0	2.2	-3.1	-3.8	3.8	-6.6	-0.8	-2.6	-5.3
6	厚木南高校	岡田1752	市	49	17.5120	17.3847	127.3	-11.8	-2.3	-11.7	-5.2	-6.9	-6.5	-1.9	-1.5	-4.3	1.0	-14.2	-10.3	-4.4	-2.9
7	厚木南合同庁舎	田村町2－28	市	49	19.0717	19.0223	49.4	1.4	-3.3	-3.0	-2.7	1.2	-6.3	1.1	-1.1	-2.9	2.2	-3.8	-0.2	-2.3	-0.4
8	大手公園	中町3－17	市	49	19.4636	19.2297	233.9	-20.0	-13.3	0.8	-8.3	-4.7	-7.9	-7.5	-9.4	-42.8	3.1	-19.7	-6.3	-1.8	-2.3
9	中町立体駐車場	中町644－1	市	63	19.2658	19.2442	23.6	-6.4	1.2	-2.9	-0.8	移設	-6.4	0.4	-5.2	-4.8	3.5	-4.9	-0.4	-3.8	-2.0
10	厚木南公民館	旭町3－14－4	市	49	18.5685	18.5464	22.1	-3.7	2.1	-2.1	1.0	1.8	-7.8	4.3	0.4	-4.6	4.0	-3.4	-1.2	-2.3	-1.7
11	三島神社	岡田1390	市	49	16.1950	16.1596	35.4	-10.5	5.3	-3.3	-0.2	-0.7	-4.4	2.4	-2.0	-0.9	0.3	-5.6	0.1	-2.6	-3.8
12	ホテル八重洲	岡田691－1	市	50	15.9894	15.7498	239.6	-22.2	-13.9	-15.4	-19.4	-2.6	-9.8	-0.9	-5.4	-7.7	-1.3	-16.6	-2.3	-7.3	-7.5
13	どんぐり公園	旭町1－30	市	50	17.7162	17.3633	352.9	-73.4	-23.4	3.3	-9.3	-20.4	-10.2	-52.4	-10.8	-28.4	3.1	-6.3	-10.7	-3.0	-16.4
14	金田児童造園	金田389	市	50	25.5049	25.5039	1.0	3.6	-0.3	-3.3	-0.6	6.1	移設	1.4	-3.6	0.3	1.0	-0.9	-0.7	2.7	-1.2
15	厚木健康体操センター	妻田2054－1	市	51	23.7106	23.5542	156.4	1.7	-1.0	-5.1	-0.8	5.2	-3.4	1.8	-6.8	-2.0	3.3	-2.1	-1.1	0.0	0.3
16	㈱バンザイ	金田1000	市	51	22.8298	22.8191	10.7	-0.4	2.1	-2.9	-0.8	-0.6	-3.7	1.8	-5.6	-1.0	0.7	-1.4	-2.3	3.0	-1.5
17	高徳寺	酒井2405－2	市	51	14.9477	14.8989	48.8	-6.5	1.6	-6.4	-3.8	-1.2	-5.9	1.7	-3.9	-1.7	0.2	-6.0	-2.0	-6.2	-1.1
18	神奈川トヨタフォークリフト㈱	金田688－1	市	52	26.9411	26.9388	2.3	3.3	-0.9	-3.2	-0.2	4.7	-1.4	-0.2	-2.1	0.1	2.1	-2.1	-0.8	1.8	-0.2
19	八幡神社	戸田1057	市	52	13.0796	12.9805	99.1	-11.4	2.4	-9.0	-8.1	-2.2	-6.9	-1.1	-3.6	-3.3	-0.8	-6.4	-1.1	-6.5	-7.0
20	清水小学校	妻田611	市	54	32.1084	32.1109	2.5	2.8	0.5	-2.9	-2.8	8.2	-5.3	1.3	-3.5	0.6	-1.8	0.2	-0.5	1.3	-0.1

水準点番号	設置置場所名	所在地	設置機関	測量年度	開始時実測値 (m)	年１月実 値 (m)	変動量合 計 (mm)	変動量（mm） 59. 1～60. 1	60. 1～61. 1	61. 1～62. 1	62. 1～63. 1	63. 1～64. 1	64. 1～2. 1	2. 1～3. 1	3. 1～4. 1	4. 1～5. 1	5. 1～6. 1	6. 1～7. 1	7. 1～8. 1	8. 1～9. 1	9.1～10.1
21	妻田中村公園	妻田1394	市	54	25.1894	25.1624	27.0	-4.9	0.1	-6.1	-1.7	4.7	-3.4	0.9	-5.7	-0.1	0.5	-4.6	-0.3	0.7	-1.7
22	林中学校	林69	市	63	27.6201	27.5954	24.7	3.4	-3.3	-3.2	-1.9	移設	-9.4	-1.5	-4.7	-0.9	-1.0	-2.6	0.1	-2.4	-2.3
23	吾妻町市営住宅	吾妻町12－59	市	54	27.5608	27.5212	39.6	1.3	-3.3	-5.1	-2.8	3.4	-6.1	-1.1	-4.5	-1.2	1.0	-3.2	0.9	-2.2	-2.7
24	戸室しみず公園	戸室124－12	市	54	22.9562	22.9182	38.0	0.7	-2.5	-3.3	-2.1	2.9	-7.2	-0.3	-3.6	-4.9	3.9	-6.9	0.8	-1.6	-2.3
25	厚木合同庁舎	水引2－3－1	市	54	21.2910	21.2396	51.4	-7.6	-2.4	-5.1	-4.2	1.7	-10	2.2	-3.6	-4.8	2.4	-7.0	-1.0	-0.9	-1.7
26	厚木市文化会館	恩名295	市	54	20.5341	20.4522	81.9	-8.8	-2.9	-9.4	-3.9	0.2	-4.4	1.1	-1.6	-1.8	0.8	-8.9	-3.7	-5.0	-4.3
27	船子公民館	船子1578	市	54	26.0562	26.0468	9.4	2.4	-2.3	-3.1	-0.4	0.3	-3.5	0.9	-2.8	-1.2	3.4	-3.7	1.5	-2.0	-0.2
28	東名中学校	愛甲1809	市	54	18.7284	18.6581	70.3	-5.4	-1.5	-5.8	-6.7	-2.6	-6.7	-2.9	-6.7	-4.8	1.8	-8.2	-1.3	-6.0	-3.5
29	食肉公社	酒井900	市	54	16.8542	16.7253	128.9	-8.7	-4.4	-13.9	-10.5	-4.4	-10.1	-4.9	-10.8	-5.7	-2.0	-10.8	-3.6	-7.8	-7.6
30	本厚木駅北口広場	中町2－1	市	55	18.6665	18.6563	10.2	-2.0	-12.3	-3.7	-4.4	-0.9	-9.5	-10.8	-1.6	-23.9	1.8	-4.6	改埋	-5.9	-4.3
31	市消防署相川分署	酒井1417－1	市	2	14.1508	14.1123	38.5	-10.1	4.4	-11.4	-3.3	0.0	-3.7	改埋	-12.6	-3.0	-2.6	-6.0	-2.5	-7.4	-4.4
32	長沼公園	長沼244	市	56	12.6830	12.6317	51.3	-8.7	2.9	-9.2	-8.0	2.0	-4.6	-0.6	-3.2	-1.5	-0.8	-4.0	-1.1	-5.8	-2.3
33	道路補修事務所	岡田1814－1	市	59	16.4152	16.2821	133.1	—	-3.5	-15.4	-4.4	-9.4	-8.4	-1.1	-3.0	-10.0	0.3	-16.7	-12.2	-36.5	-12.8
34	白洋舎㈱厚木支店	岡田1184	市	9	15.0594	15.0540	5.4	—	0.7	-7.4	-42.3	-0.9	-9.3	-2.5	-3.6	-6.3	1.1	-9.6	仮点	再設	-5.4
35	第５正明ビル北側	旭町1－24地先	市	2	17.3708	17.3329	37.9	—	-16.2	-2.3	-4.4	0.0	-59	改埋	-10.4	-7.5	-0.3	-8.0	-5.4	-3.3	-3.0
36	第１ビル北側	旭町1－32	市	59	17.3329	17.2770	55.3	—	1.2	-5.8	-2.2	0.3	-8.9	3.7	-33.6	-5.5	3.3	-4.1	-0.5	-2.5	-1.3
37	森清宅前	泉町7－14地先	市	59	17.9085	17.8798	28.7	—	2.0	-4.2	-1.9	1.2	-8.5	2.5	-4.5	-7.2	1.9	-4.2	-0.4	-2.6	-1.0
38	つり具の上州屋前	恩名154地先	市	59	18.4459	18.4197	26.2	—	-3.1	-4.7	-3.3	2.3	-7.1	0.7	-1.0	-3.5	2.7	-4.8	-2.0	-0.8	-1.6
39	マルイワジーンズ店前	中町4－1－9地先	市	59	17.4625	17.4077	54.8	—	-7.1	-5.2	-3.8	-4.8	-7.3	-3.7	-9.6	-5.8	1.5	-4.9	-1.3	-2.2	-0.6
40	あさひ公園	旭町1－122	市	4	17.3505	17.3045	46.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-2.4	-14.0	-17.7	-1.4	-10.5

(図－4)

厚木市精密水準測量網図

縮尺 1：50,000

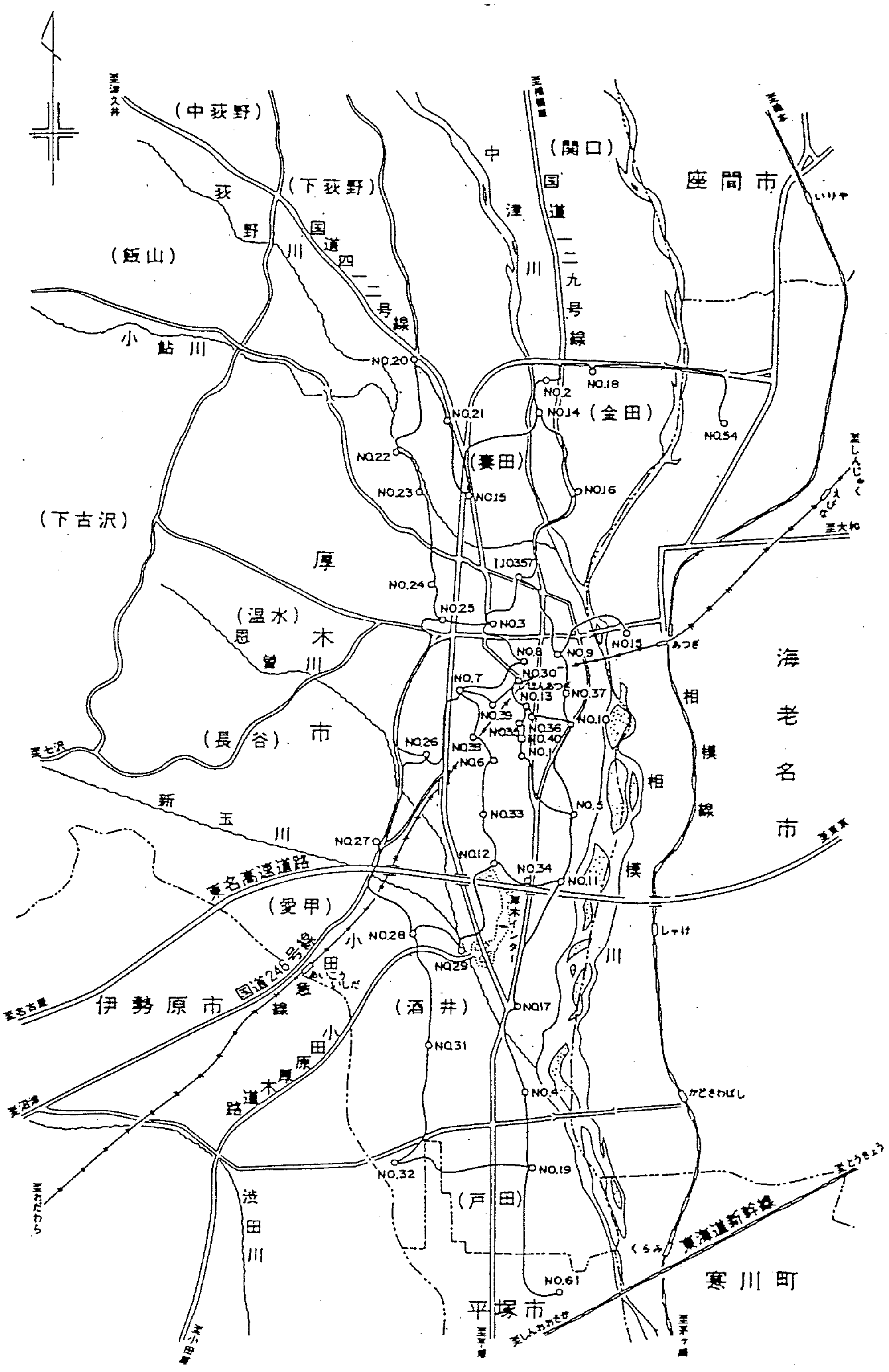

6 悪臭の状況

（1） 概　　況

悪臭は発生源が極めて幅広く、またその性質上人の主観に左右されやすく、計量化が困難であることなどから、包括的にとらえることが難しく、苦情件数も多い。

発生源としては工場の塗装作業のほか、食品関係の工場、養豚・養鶏・酪農等の畜産業に係るものが主である。

悪臭の規制は、昭和47年に制定された悪臭防止法や、神奈川県公害防止条例等により行われているが、悪臭問題は種々の物質が複雑に混じり合い発生する場合が多く、また、畜産関係を原因とする悪臭は、抜本的対策がないため、指導・対策に難しい面がある。

神奈川県では、より一層の悪臭防止を推進するため、昭和57年に悪臭防止対策指導要綱を制定している。

（2） 規制基準

悪臭の規制基準は、悪臭防止法と神奈川県公害防止条例によるものがある。

① 悪臭防止法による規制基準

悪臭の規制基準は、悪臭防止法（昭和46年6月1公付、昭和47年5月31日施行）により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の許容限度を定めている。規制基準は、①事業場等の敷地の境界線の地表における大気中の悪臭物質濃度の許容限度（表－１）、②事業所等の煙突その他の気体排出口から排出されるものの濃度の許容限度（式－１）である。

なお、悪臭物質は、平成元年10月1日、悪臭物質にプロピオン酸以下4物質が追加され、さらに、平成5年6月18日付け悪臭防止法の施行規則の一部を改正する総理府令（平成5年6月総理府令第34号）により、トルエン等10物質が追加指定され現在22物質となっている。

悪臭物質濃度の許容限度

（表－1）

悪臭物質	悪臭防止法の許容限度	本市の規制基準	悪臭物質	悪臭防止法の許容限度	本市の規制基準
アンモニア	1 ～5 ppm	1 ppm	イソ吉草酸	0.001～ 0.01ppm	0.001ppm
メチルメルカプタン	0.002 ～0.01 ppm	0.002 ppm	トルエン	10 ～60 ppm	10 ppm
硫化水素	0.02 ～0.2 ppm	0.02 ppm	キシレン	1 ～ 5 ppm	1 ppm
硫化メチル	0.001 ～0.2 ppm	0.01 ppm	酢酸エチル	3 ～20 ppm	3 ppm
二硫化メチル	0.009 ～0.1 ppm	0.009 ppm	メチルイソブチルケトン	1 ～ 6 ppm	1 ppm
トリメチルアミン	0.005 ～0.07 ppm	0.005 ppm	イソブタノール	0.9 ～20 ppm	0.9 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ～0.5 ppm	0.05 ppm	プロピオンアルデヒド	0.05 ～ 0.5 ppm	0.05 ppm
スチレン	0.4 ～2 ppm	0.4 ppm	ノルマルブチルアルデヒド	0.009～ 0.08ppm	0.009ppm
プロピオン酸	0.03 ～0.2 ppm	0.03 ppm	イソブチルアルデヒド	0.02 ～ 0.2 ppm	0.02 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ～0.006ppm	0.001 ppm	ノルマルバレルアルデヒド	0.009～ 0.05ppm	0.009ppm
ノルマル吉草酸	0.0009～0.004ppm	0.0009ppm	イソバレルアルデヒド	0.003～ 0.01ppm	0.003ppm

※　当市では、都市計画法上の市街化調整区域を悪臭防止法の規制対象外地域としている。

※　ノルマル吉草酸（ノルマルキソサン）

（式－１）

$$q = 0.108 \times He^2 Cm$$

q　：流量（単位Nm^3／時間）

He：補正された排出口の高さ（単位m）

Cm：悪臭物質の種類及び地域規制ごとに定められた許容限度（単位ｐｐｍ）

$$
\begin{cases}
He = Ho + 0.65\,(Hm + Ht) \\[6pt]
Hm = \dfrac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \dfrac{2.58}{V}} \\[6pt]
Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30\log J + \dfrac{1}{J} - 1\right) \\[6pt]
J = \dfrac{1}{\sqrt{Q \cdot V}}\left(1460 - 296 \times \dfrac{V}{T - 288}\right) + 1
\end{cases}
$$

He：補正された排出口の高さ（単位m）
Ho：排出口の実高さ（単位m）
Q：温度15℃における排出ガス流量（単位m^3／秒）
V：排出ガスの排出速度（単位m／秒）
T：排出ガス温度（単位　絶対温度）

② 神奈川県公害防止条例による規制基準

公害防止条例では、工場等から排出する悪臭を規制する基準（表－２）を定めており、現在は、これらの構造及び設備基準にのっとり指導を実施し、悪臭の防止及び苦情の処理にあたっている。

悪臭に関する規制基準

（表－２）

工場において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。 1　工場等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。 2　悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように、吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。 3　悪臭を発生する作業は、屋外にて行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りではない。 4　悪臭を発生する場合は、工場等の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。 5　悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。

※ 県公害防止条例では、悪臭物質濃度の許容限度は定めていない

（３） 指導基準

神奈川県では、悪臭防止対策に関する指導要綱を昭和57年12月10日付けで制定し、より一層の悪臭防止対策の推進を図っている。この要綱は、昭和58年4月1日から施行されており、指導基準値は、次のようになっている。

○ 敷地境界線の地表における指導基準値
市街化区域　　　　臭気濃度10以下
市街化調整区域　　臭気濃度30以下

○ 煙突その他の気体排出口における指導基準値
市街化区域　　　　臭気濃度1,000以下
市街化調整区域　　臭気濃度1,800以下

ただし、排出口の高さが２５ｍ未満であって、当該出口から排出される排出ガス量が200Ｎｍ^3／分以上の場合は次のようになる。

市街化区域　　　　　臭気濃度　600以下
市街化調整区域　　　臭気濃度1,000以下

（注）
1　指導基準値は、官能試験法による測定値として定めるもので、その方法は三点比較臭袋法による。
2　市街化調整区域のうち、農業振興地域に指定された区域は、適用除外となる。

（４）　悪臭物質と主要発生源

（表－３）

悪臭物質	におい	主要発生源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐ったタマネギのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場、ＦＲＰ製品製造工場等
プロピオン酸	刺激的なすっぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草産	むれたくつ下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉草酸	むれたくつ下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

【資　料　編】

◎公害関係用語の解説

亜鉛（Ｚｎ）　水質
　製版工場、メッキ工場等から排水され、多量に摂取すると　むかつき、ふるえ胃痛を起こす。人は、１日に１０～１５mg摂取し、し尿中に排出している。
飲料水の基準は、１mg／１以下。

アジェンダ２１
　「環境と開発に関するリオ宣言」で定められた諸原則を実行するための２１世紀に向けての行動計画。

アルキル水銀　水質
　有害水銀の一つである。特にこの中に含まれているメチル・エチル水銀が規制の対象になる。人体に蓄積されると神経系統が冒される。

アンモニア性窒素　水質
　水中でNH_4^+イオンの形で溶解している窒素のことでNH_4-Nとして記す。
　主として動植物の腐敗あるいは排泄物などから生じたもので、数値が大きいほど汚物の汚染度が高いことを示す。

硫黄酸化物（ＳＯｘ）　大気
　二酸化硫黄（SO_2），三酸化硫黄（SO_3、無水硫酸）等の総称。石炭、石油等の燃焼により発生し、二酸化イオウは刺激性が強く、のど、鼻、目等を刺激し、植物にも被害を及ぼす。

一酸化炭素（ＣＯ）　大気
　燃料が不完全燃焼した場合等に発生し、体内に吸収されると体のすみずみまで酸素を送る働きを持つ血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の補給を阻害し中枢神経障害を起こす。

ＳＳ（Ｓｕｓｐｅｎｄｅｄ　Ｓｏｌｉｄｓ）　水質
　浮遊物質といい、水中に浮遊している不溶性の物質のことである。有機性のものと無機性のものがある。有機性のものはヘドロの原因となり、川底にたい積して河川の自然浄化作用を低下させる。通常２５ｐｐｍで魚類に影響を与えるといわれる。

ＮＧＯ（Ｎｏｎ－Ｇｏｖｅｒｎｍｅｎｔａｌ　Ｏｒｇａｎｉｚａｔｉｏｎ）
　政府と違い地球市民の立場から、主に国際的な活動を行う非営利の民間団体のこと。また、国内のある地域で，その地域社会に根ざした活動を行う非営利団体をＣＢＯ（Ｃｏｍｍｕｎｉｔｙ　Ｂａｓｅｄ　Ｏｒｇａｎｉｚａｔｉｏｎ）という。

オゾン層（破壊）　大気
　地球を取り巻く厚さ約２０kmのオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線を吸収する。最近ではフロンガス等の影響によりオゾン層が減少している。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。

カドミウム（Ｃｄ）　水質
メッキ、カラー現像工場から一般に排出され、体内に摂取されると肝臓の機能障害が現れ、次いで体内のカルシウム不均衡による骨軟化症を起こす。イタイイタイ病の原因でもあり、魚０．０２ｐｐｍ、人０．０４ｐｐｍで影響するといわれている。

環境影響評価（環境アセスメント）
開発行為の実施に先立ち、計画段階から環境に及ぼす影響の程度と範囲及び防止対策等について事前に調査し、予測、評価を行うこと。

環境基準
人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌、地下水の汚染に定められている。

○大気
二酸化硫黄（SO_2）、二酸化窒素（NO_2）等の５項目に定められている。

○　水　質
・　人の健康の保護に関する基準（健康項目）
　　カドミウム、シアン、鉛等の２３項目に定められている。
・　生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）
　　河川、湖沼、海域の各公共用水域別に、水素イオン濃度、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）　等の７項目に定められている。

○　騒　音
・　一般騒音（道路騒音を含む。）
・　新幹線鉄道騒音
・　航空機騒音

○　土　壌
　　カドミウム、シアン、六価クロム等の２５項目に定められている。

○　地下水
　　カドミウム、シアン、六価クロム等の２４項目に定められている。

環境への負荷
人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されている。

逆転層　大気
大気は地上から上空へ行くほど気温が下がるのが普通で、対流圏では約６．５℃／kmの割合で気温が下がっている。しかし、種々の原因で上空へ行くほど気温が高くなっていることがあり、この気温が逆転している空間を逆転層という。

クロム（Ｃｒ）　大気、水質
クロムは二価、三価、六価の化合物をつくるが、六価クロムは、有害であり、大量のクロムを摂取すると、嘔吐、尿閉、ショックけいれん、尿毒症状等を起こし死に至る。致死量は５ｇであるが飲料としては０．１ｐｐｍを超えると嘔吐な

公害
　事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下及び土壌の汚染によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。 これらを総称して典型７公害という。

公害防止管理者
　公害防止統括者の指揮、監督の下にスペシャリストとして実際に工場において公害防止の業務に当たる者。

公害防止統括者
「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき特定工場の公害防止に関する業務の最高責任者。

公害防止計画
 公害が現に著しいか、著しくなる恐れのある地域について、公害対策を総合的に講じるために内閣総理大臣の指示により、都道府県知事が策定し、内閣総理大臣が承認する地域計画のこと。

光化学オキシダント　大気
　空気中の窒素酸化物や炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こして生成されるオゾン、ＰＡＮ（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化性物質の総称。

降下ばいじん　大気
　大気中の粒子状物質のうち粒径の大きいものをいい、自重や雨などにより地上に降下したものの総称。

酸性雨　大気
　大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などが空気中の水分あるいは雨と作用し、雨水が酸性化されたもの。清浄な雨水は、大気中の炭酸ガスによりｐＨ５．６程度の弱酸性で、それ以下を酸性雨という。

シアン（CN^-）　大気、水質
 電気メッキ工場等で使用される。青酸カリ等で知られる化合物をつくり、極めて強い毒性を示し人体への影響は直接的で数分で死亡することもある。魚０．１ｐｐｍ人は飲料として２ｐｐｍで影響するといわれている。致死量６０～１２０ｍｇ。

ＣＯＤ（Ｃｈｅｍｉｃａｌ Ｏｘｙｇｅｎ Ｄｅｍａｎｄ）　水質
　科学的酸素要求量といい、水中の有機物を酸化剤で酸化する際に消費される酸素の量を表す。数値が高いほど有機物等の汚染物質が多いことを意味する。

重金属
　比重4.0以上の金属をいう。水銀、カドミウム、銅、鉛など生体に入ると微量でも有害なものが多い。

振動レベル
　振動加速度レベルに振動感覚の周波数特性に基づく補正を加えたものでデシベル（ｄＢ）で表される。

生物の多様性
地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定している。

全窒素　水質
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、有機性窒素を合わせたもの。

騒音レベル
騒音計による測定値をいう。周波数特性によりＡ特性とＣ特性がある。騒音の大きさとして、聴覚にもっともよく対応するといわれるＡ特性が用いられ、ｄＢ（Ａ）で表される。

大腸菌群数　水質
大腸菌又は、これとよく似た性質を持った菌の総称。これが検出されるということは、その水が人畜の糞尿で汚染されていることを意味し、同時に消化器系の病原菌等によって汚染されている可能性を表している。

炭化水素（ＨＣ）　大気
炭素と水素から成り立っている化合物の総称で鎖状炭化水素等がある。

地球温暖化
地上の気温は太陽から送られてくる熱と、地球から出ていく熱の調和によって、一定の温度が保たれているが、大気中に二酸化炭素等の熱を逃がしにくい温室効果ガスが増加して、地上の気温が上昇することをいう。

窒素酸化物（ＮＯｘ）　大気
一酸化窒素（ＮＯ）、二酸化窒素（NO_2）等の総称。石炭、石油等の燃焼により発生し、これ自体が呼吸器を冒すばかりでなく、光化学オキシダントを生成して光化学スモッグの原因ともなる。

中央値（Ｌ５０）
交通騒音のように時間的変動が激しく、その変動幅も大きいため、ある一定の時間ごとに瞬間値を読み取り、十分な数の読み取り値をもってその時刻のデータとする。このデータを大きい順に並べて５０％の値を中央値という。

低周波空気振動
人が聞くことのできる音の周波数は普通２０～２００００Ｈｚ（ヘルツ）であり、それ以下の音波をいう。公害では、可聴音域を含む５０Ｈｚ以下を対象としている。　窓ガラスを振動させたり、頭痛、吐き気などの生理的影響も出る。発生源としては、トンネル、高速道路橋、工場のほか、地震・雷などの自然現象もある。

ＤＯ（Ｄｉｓｓｏｌｖｅｄ　Ｏｘｙｇｅｎ）　水質
溶存酸素量といい、水中に溶けこんでいる酸素の量を表す。水中では汚染度が高くなると消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなり、きれいな水ほど酸素が多く含まれていることを示す。魚は５ｐｐｍで生活環境が脅かされ、３ｐｐｍでは生息することができなくなる。

銅（Ｃｕ）　水質
メッキ工場、金属加工工場等から排出され、多量に摂取すると嘔吐や下痢を起こす。人は、１日に１～２ｍｇ摂取する必要があるといわれている。
魚は、０．００４～０．８ｐｐｍでへい死するといわれている。

鉛（Ｐｂ）　水質
　ガラス加工工場等からの排水中に混入する無機鉛のほか自動車、航空機燃料に添加されるアンチノック剤が分解生成される有機鉛がある。
前者については血液中に吸収されると赤血球を破壊する。
後者については大量に吸入すると血液や体温の降下を生ずる。

特定フロン　大気
　特にオゾン層の破壊力が強いフロン１１、１２、１１３、１１４、１１５の５種類をいい、国際的な規制の対象となっている。

ノルマルヘキサン抽出物質　水質
　一般的には、石油系油分の量を図る単位として記される。
昭和38年頃、沿岸海域で採れた魚が油濁によりにおいの問題が生じた。

Nm^3／ｈ（ノルマル立方メートル毎時）　単位
　温度が０℃で圧力が１気圧の状態に換算した時間当たりの気体（ガス）の排出量を表す単位。

ばいじん　大気
　燃料等の燃焼や電気炉の使用に伴い発生するスス等の固体粒子の総称。

ｐＨ（ピーエッチ）　水質
　水中の水素イオン濃度をいいｐＨが７で中性、これよりも数値が低くなれば酸性、高くなればアルカリ性である。淡水魚はｐＨ６．５～８．５が生存範囲で、胃液は通常ｐＨ２の強酸である。

ＢＯＤ（Ｂｉｏｃｈｅｍｉｃａｌ　Ｏｘｙｇｅｎ　Ｄｅｍａｎｄ）　水質
　生物化学的酸素要求量といい、水の汚れの程度を示す。バクテリアが一定時間内（普通５日間）に水中の有機物を酸化・分解させて浄化するのに消費される酸素の量を表し、数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを意味する。
コイは５ｐｐｍ、アユは３ｐｐｍで生息を阻害される。

ＰＣＢ　水質
　ＤＤＴやＢＨＣと同じ有機塩素系物質。アメリカで開発されたが、熱、化学分解、生物分解に対し安定した物質のため、需要が高まり、トランスやコンデンサーなどの電気製品の絶縁体やペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われていたが、原則として使用が禁止された。人体に蓄積され、毒性が強く、皮膚の黒色化、肝臓障害などを起こす。

ヒートアイランド現象
　都市化の進展による土地の改変や緑地の減少、エネルギー消費の増大等によって都心部の気温が上昇する現象をいう。

ｐｐｂ（ｐａｒｔｓ　ｐｅｒ　ｂｉｌｌｉｏｎ）　単位
　微妙な物質の濃度や含有率を表すのに用いられ、１０億分の１を意味する。
　ｐｐｍの１０００分の１である。

ｐｐｍ（ｐａｒｔｓ　ｐｅｒ　ｍｉｌｌｉｏｎ）　単位
　微妙な物質の濃度や含有率を表すのに用いられ、１００万分の１を意味する。
　水の場合… 水１ｌ中に１ｍｇの物質が存在する。
　大気の場合…空気中１m^3の中に１cm^3の気体が存在する。

ヒ素（Ａｓ）　水質
金属光沢のもろい結晶で水に不溶であるが、硝酸、熱硫酸には酸化された亜ヒ酸又はヒ酸となって溶ける。常温では安定であるが、熱すると多くの金属と反応してヒ化物を生ずる。体内に入ると排出されにくく、少量ずつ長期にわたって摂取すると手や足に知覚障害などの慢性中毒を起こす。致死量は１２０ ㎎ 。

富栄養化
閉鎖性水域などにおいて、植物プランクトン等が生息する上で必要となる栄養塩類（窒素、リン等）濃度が増加する現象をいう。湖沼における水の華や海域における赤潮の引き金となる。

フェノール類　水質
代表的な化合物は石炭酸で、この類似類の総称で、染色整理業、接着剤製造業等から排出され、水道原水に混入するとにおいの問題を生ずる。

ふっ素　大気、水質
ガラス製造業、リン酸製造業等から主に大気中に排出される。水に良く溶解することから水質汚濁の原因にもなる。

浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）　大気
空気中に浮遊する粉じんやばいじんの内粒径が１０ミクロン（1／１００㎜ ）以下の粒子をいう。Ｓｕｓｐｅｎｄｅｄ　Ｐａｒｔｉｃｕｌａｔｅ Ｍａｔｔｅｒの略。

フロン　大気
炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物の総称。冷蔵庫やクーラーの冷媒、スプレーの噴射剤 、半導体の洗浄剤として広く使用されている。分解しにくいために成層圏まで達してオゾン層を破壊する。

粉じん
空気又はガス等に含まれている固体粒子をいい、物の破砕、選別等の機械的処理や、たい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

有機塩素系化学物質
地下水汚染として問題となっているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、１．１．１－トリクロロエタン等をいう。３物質とも無色透明で揮発性及び不燃性の液体であり、油や脂肪などの汚れを溶かす性質があるため金属部品の洗浄やドライクリーニングなどに使用されている。